

戸 数 ・ 面 積 借 入 面 積 高 別 經 營 様 式 規 模 別		戸 数										面 積										備 考		
		三 响 未 滿	三 响 以 上	五 响 以 上	七 响 以 上	一 〇 响 以 上	二 〇 响 以 上	三 〇 响 以 上	五 〇 响 以 上	七 〇 响 以 上	一 〇 〇 响 以 上	計	三 响 未 滿	三 响 以 上	五 响 以 上	七 响 以 上	一 〇 响 以 上	二 〇 响 以 上	三 〇 响 以 上	五 〇 响 以 上	七 〇 响 以 上		一 〇 〇 响 以 上	計
自 作 兼 小 作 小	自作面積に小作面積の7割を加へたる面積100响以上	%	%	33.3	%	%	33.3	%	%	%	33.4	100.0	%	%	4.1	%	%	16.8	%	%	%	79.1	100.0	
	" 50 " (中農上)	—	—	—	—	45.4	18.2	18.2	9.1	9.1	—	100.0	—	—	—	—	20.2	14.5	22.1	18.6	24.6	—	100.0	
	" 20 " (中農下)	—	8.3	8.3	8.3	16.7	25.0	29.2	4.2	—	—	100.0	—	1.5	2.2	2.9	9.4	27.3	46.2	10.3	—	—	100.0	
	" 5 " (貧農)	10.5	5.3	21.1	10.5	36.8	15.8	—	—	—	—	100.0	.2	1.9	11.5	8.5	42.5	33.4	—	—	—	—	100.0	
	" 5响未滿(半雇農)	75.0	25.0	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	48.3	51.7	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	
	計	8.2	6.6	11.5	6.6	26.2	19.6	14.8	3.3	1.6	1.6	100.0	0.8	1.3	3.4	2.7	17.0	23.5	25.5	9.5	6.7	9.6	100.0	
純 小 作 小	小作面積70响以上(中農上)	—	—	—	—	—	—	—	60.0	40.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50.6	48.4	100.0	
	" 30 " (中農下)	—	—	—	—	—	—	66.7	33.3	—	100.0	—	—	—	—	—	—	56.0	44.0	—	—	100.0		
	" 7 " (貧農)	—	—	—	14.3	54.3	31.4	—	—	—	—	100.0	—	—	—	6.1	51.6	42.3	—	—	—	—	100.0	
	" 3 " (半雇農)	—	70.0	30.0	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	57.6	42.4	—	—	—	—	—	—	—	100.0	
	" 5响未滿(")	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	
計	37.3	12.8	5.5	3.0	11.6	6.7	13.4	6.7	1.8	1.2	100.0	3.0	2.8	2.0	1.2	10.8	8.9	30.8	24.1	8.5	7.9	100.0		
小 作 人 計		29.3	11.1	7.1	4.0	15.6	10.2	13.8	5.8	1.8	1.3	100.0	2.3	2.3	2.5	1.7	12.8	13.5	29.0	19.5	8.0	8.4	100.0	

經營 樣式 規模別	借入面積高別	戸 數											面 積										備 考	
		三响未滿	三响以上	五响以上	七响以上	一〇响以上	二〇响以上	三〇响以上	五〇响以上	七〇响以上	一〇〇以上	計	三响未滿	三响以上	五响以上	七响以上	一〇响以上	二〇响以上	三〇响以上	五〇响以上	七〇响以上	一〇〇响以上		計
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	响	响	响	响	响	响	响	响	响	响		响
自作兼小作	自作面積に小作面積の4割を加へたる面積50响以上(富農)	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55.00	—	—	55.00		
	〃 10 〃 (中農)	3	2	—	1	5	5	—	2	—	—	4.70	7.00	—	8.00	68.80	127.16	—	112.00	—	—	327.66		
	〃 3 〃 (貧農)	5	9	4	3	8	—	—	—	—	—	8.85	28.10	22.98	22.00	108.70	—	—	—	—	—	190.63		
	〃 3响未滿(極貧農)	4	1	—	—	—	—	—	—	—	—	6.70	3.50	—	—	—	—	—	—	—	—	10.20		
	小 計	12	12	4	4	13	5	—	3	—	—	20.25	38.60	22.98	30.00	177.50	127.16	—	167.00	—	—	583.49		
純小作	小作面積の4割50响以上(富農)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	〃 10 〃 (中農)	—	—	—	—	1	1	4	—	—	—	—	—	—	—	12.10	25.00	140.24	—	—	—	177.34		
	〃 3 〃 (貧農)	—	—	—	3	18	—	—	—	—	—	—	—	—	32.90	243.13	—	—	—	—	—	267.03		
	〃 3响未滿(極貧農)	39	25	23	1	—	—	—	—	—	—	66.08	89.92	129.70	7.10	—	—	—	—	—	—	292.80		
小 計	39	25	23	4	19	1	4	—	—	—	66.08	89.92	129.70	31.00	255.23	25.00	140.24	—	—	—	737.17			
小 作 人 計		51	37	27	8	32	6	4	3	—	—	86.33	128.52	152.68	61.00	432.73	152.16	140.24	167.00	—	—	1,320.66		

中 滿 全 屯

附表第八の(B)その二 小作人の土地借入状況(百分比)

註……上表に同じ

経営様式規模別 小作面積高別		戸 数										面 積										備 考		
		三 响 未 滿	三 响 以 上	五 响 以 上	七 响 以 上	一 〇 响 以 上	二 〇 响 以 上	三 〇 响 以 上	五 〇 响 以 上	七 〇 响 以 上	一 〇〇 响 以 上	計	三 响 未 滿	三 响 以 上	五 响 以 上	七 响 以 上	一 〇 响 以 上	二 〇 响 以 上	三 〇 响 以 上	五 〇 响 以 上	七 〇 响 以 上		一 〇〇 响 以 上	計
自作兼小作	自作面積に小作面積の4割を加へたる面積50响以上(富農)	%	%	%	%	%	%	%	100	%	%	100	%	%	%	%	%	%	100	%	%	100		
	" 30 " (中農)	16.7	11.1	—	5.6	27.8	27.7	—	11.1	—	—	100	1.4	2.1	—	2.5	21.0	38.8	—	34.2	—	—	100	
	" 3 " (貧農)	17.2	31.1	13.8	10.3	27.6	—	—	—	—	—	100	4.6	14.7	12.1	11.5	57.1	—	—	—	—	—	100	
	" 3响未滿(極貧農)	80.0	20.0	—	—	—	—	—	—	—	—	100	65.7	34.3	—	—	—	—	—	—	—	—	100	
	小 計	22.6	22.6	7.5	7.5	24.7	9.4	—	5.7	—	—	100	3.5	6.6	3.9	5.1	30.5	21.8	—	28.6	—	—	100	
純小作	小作面積4割50响以上(富農)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	" 10 " (中農)	—	—	—	—	16.7	16.7	66.6	—	—	—	100	—	—	—	—	6.8	14.1	79.1	—	—	—	100	
	" 3 " (貧農)	—	—	—	14.3	85.7	—	—	—	—	—	100	—	—	—	9.0	91.0	—	—	—	—	—	100	
	" 3响未滿(極貧農)	44.4	28.4	26.1	1.1	—	—	—	—	—	—	100	22.6	30.7	44.3	2.4	—	—	—	—	—	—	100	
小 計	33.9	21.7	20.0	3.5	16.5	0.9	3.5	—	—	—	100	9.0	12.2	17.6	4.2	34.6	3.4	19.0	—	—	—	100		
小 作 人 計		30.3	22.0	16.1	4.8	19.0	3.6	2.4	1.8	—	—	100	6.5	9.7	11.6	4.6	32.9	11.5	10.6	12.6	—	—	100	

小 作 面 積 高 別 經 營 樣 式 規 模 別				戸 數											面 積										備 考
				三 畝 未 滿	三 畝 以 上	五 畝 以 上	一〇 畝 以 上	一五 畝 以 上	二〇 畝 以 上	三〇 畝 以 上	五〇 畝 以 上	七〇 畝 以 上	一〇〇 畝 以 上	計	三 畝 未 滿	三 畝 以 上	五 畝 以 上	一〇 畝 以 上	一五 畝 以 上	二〇 畝 以 上	三〇 畝 以 上	五〇 畝 以 上	七〇 畝 以 上	一〇〇 畝 以 上	
東 業 者	自作兼小作	富中貧極	農農農	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		貧	農農農	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		計	農農農	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小 作	中貧極	農農農	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		貧	農農農	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		計	農農農	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
農 業 兼 出 稼				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
農 業 兼 雜 業				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 作 人 計				1	11	28	22	15	37	32	5	7	9	167	2.00	38.50	198.30	245.25	253.20	826.50	1,226.08	273.00	580.00	1,744.90	5,382.73

小 作 面 積 高 別 經 營 様 式 規 模 別			戸 數										面 積										備 考		
			三 畝 未 滿	三 畝 以 上	五 畝 以 上	一 〇 畝 以 上	一 五 畝 以 上	二 〇 畝 以 上	三 〇 畝 以 上	五 〇 畝 以 上	七 〇 畝 以 上	一 〇 〇 畝 以 上	計	三 畝 未 滿	三 畝 以 上	五 畝 以 上	一 〇 畝 以 上	一 五 畝 以 上	二 〇 畝 以 上	三 〇 畝 以 上	五 〇 畝 以 上	七 〇 畝 以 上		一 〇 〇 畝 以 上	計
農 業 者	自作兼小作	富中貧極 貧	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小作	中貧極 貧	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 兼 出 稼	自作兼小作	富中貧極 貧	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小作	中貧極 貧	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 兼 雜 業	自作兼小作	富中貧極 貧	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小作	中貧極 貧	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 作 人 計			0.60	6.59	16.77	13.17	8.98	22.16	19.16	2.99	4.19	5.39	100.00	0.04	0.72	3.68	4.56	4.70	14.68	23.36	5.07	10.78	32.41	100.00	

附表第九の(A) 小作契約一件當り面積高別狀況 (中 滿)

(註)……戸別調査之部第十表小作關係表に據る。

屯別	面積高別	件 數											計	面 積											備 考	
		一响未満	一响以上	二响以上	三响以上	五响以上	一〇响以上	一五响以上	二〇响以上	三〇响以上	五〇响以上	一〇〇响以上		一响未満	一响以上	二响以上	三响以上	五响以上	一〇响以上	一五响以上	二〇响以上	三〇响以上	五〇响以上	一〇〇响以上		計
楡	樹	3	11	2	21	7	—	1	—	—	—	—	45	1.250	13.240	4.000	68.200	47.500	—	15.000	—	—	—	—	149.190	
德	惠	—	1	1	3	4	8	2	2	1	—	—	22	—	1.000	2.000	11.000	31.000	94.000	32.000	45.000	40.000	—	—	256.000	
九	台	—	2	2	3	6	—	—	—	2	—	—	15	—	2.000	4.500	11.500	42.000	—	—	—	75.000	—	—	135.000	
敦	化	—	6	9	8	8	—	—	—	—	—	—	31	—	7.000	18.000	26.000	52.500	—	—	—	—	—	—	103.500	
磐	石	3	13	4	8	4	2	—	—	—	—	—	34	1.500	16.200	8.500	27.400	22.400	22.000	—	—	—	—	—	98.000	
海	龍	2	3	7	7	5	6	2	1	—	—	—	33	0.950	3.500	14.000	23.000	29.000	69.800	33.000	25.000	—	—	—	198.250	
懷	德	2	3	5	7	13	7	—	3	—	—	—	40	1.000	3.000	11.900	24.640	92.500	85.000	—	76.160	—	—	—	294.200	
伊	通	—	7	2	5	5	6	1	1	4	—	—	31	—	8.500	4.000	17.000	33.000	72.700	19.700	21.600	149.240	—	—	325.740	
梨	樹	2	7	4	3	6	2	—	—	—	—	—	24	1.450	9.761	9.100	10.500	39.236	24.951	—	—	—	—	—	94.098	
西	豐	5	8	2	16	10	5	2	1	1	—	—	50	1.300	11.950	4.700	58.746	62.750	61.322	33.875	24.000	31.305	—	—	289.948	
合	計	17	61	38	81	68	36	8	8	8	—	—	325	7.450	76.151	80.700	277.986	451.886	428.873	133.575	191.760	295.545	—	—	1,943.926	
百	分 比	5.24	18.77	11.69	24.92	20.92	11.08	2.46	2.46	2.46	—	—	100%	0.39	3.92	4.15	14.30	23.25	22.06	6.87	9.86	15.20	—	—	100%	

附表第九の(B) 小作契約一件當り面積高別狀況 (南滿)

(註)……前に同じ

屯別	面積高別	件數											面積										備考		
		一畝未満	一畝以上	二畝以上	三畝以上	五畝以上	一〇畝以上	一五畝以上	二〇畝以上	三〇畝以上	五〇畝以上	一〇〇畝以上	計	一畝未満	一畝以上	二畝以上	三畝以上	五畝以上	一〇畝以上	一五畝以上	二〇畝以上	三〇畝以上		五〇畝以上	一〇〇畝以上
遼蓋	陽平	—	1	3	11	19	13	5	8	1	1	—	62	—	1.00	6.00	36.00	129.50	155.00	86.00	183.00	32.00	63.00	—	691.50
	計	—	1	1	4	10	1	1	—	—	—	—	18	—	1.25	2.00	12.00	62.50	11.00	15.00	—	—	—	—	103.75
	計	—	2	4	15	29	14	6	8	1	1	—	80	—	2.25	8.00	48.00	192.00	166.00	101.00	183.00	32.00	63.00	—	795.25
鳳莊	城河	—	—	—	7	10	9	8	2	3	1	—	40	—	—	—	25.50	60.00	108.00	141.00	48.00	96.00	51.00	—	529.50
	計	—	1	1	—	20	7	7	4	2	1	—	43	—	1.00	2.00	—	136.00	86.00	120.00	93.00	66.00	81.00	—	585.00
	計	—	1	1	7	30	16	15	6	5	2	—	83	—	1.00	2.00	25.50	196.00	194.00	261.00	141.00	162.00	132.00	—	1,114.50
盤山	計	—	—	—	1	2	2	—	3	1	—	1	10	—	—	—	3.00	14.50	20.00	—	63.00	30.00	—	150.00	280.50
	計	—	—	—	1	2	2	—	3	1	—	1	10	—	—	—	3.00	14.50	20.00	—	63.00	30.00	—	150.00	280.50
黑新	山民	—	—	—	1	5	8	3	5	4	—	—	26	—	—	—	4.00	30.00	82.00	45.00	100.00	150.00	—	—	411.00
	計	—	—	2	—	5	5	7	15	6	7	4	51	—	—	4.80	—	32.00	53.10	118.32	309.85	210.31	433.00	830.00	1,991.38
	計	—	—	2	1	10	13	10	20	10	7	4	77	—	—	4.80	4.00	62.00	135.10	163.32	409.85	360.31	433.00	830.00	2,402.38
遼中	計	—	—	—	—	4	4	1	1	—	—	—	10	—	—	—	—	23.70	40.00	15.00	20.00	—	—	—	98.70
	計	—	—	—	—	4	4	1	1	—	—	—	10	—	—	—	—	23.70	40.00	15.00	20.00	—	—	—	98.70
鐵法	嶺庫	—	—	—	1	5	22	8	9	8	1	2	56	—	—	—	4.00	39.00	241.30	129.00	210.50	283.50	73.20	220.00	1,200.50
	計	—	1	—	1	3	23	2	13	5	—	2	50	—	1.00	—	4.00	21.00	239.00	33.00	267.00	167.50	—	220.00	952.50
	計	—	1	—	2	8	45	10	22	13	1	4	106	—	1.00	—	8.00	60.00	490.30	162.00	477.50	451.00	73.20	440.00	2,153.00
合計	計	—	4	7	26	83	94	42	60	30	11	9	368	—	4.25	14.80	83.50	548.20	1,035.40	702.32	1,294.35	1,035.31	701.20	1,420.00	6,844.33
百分比	計	—	1.09	1.91	7.10	22.63	25.63	11.48	16.39	8.20	3.01	2.46	100.00	—	0.03	0.22	1.29	8.00	15.13	10.26	18.91	15.13	10.24	20.76	100.00%

備考 *外に鳳城に獵場 1.面積 1把剪子
 莊河に " 5. " 1.53把

附表第十の(A) 小作地等級別及び一件當り面積 (中・滿)

(註)……戸別調査之部第十表小作關係表に據る。

屯 別	小作契 約件數	等 級 別 件 數					計	等 級 別 面 積					一 件 當 面 積	備 考
		上 地	中 地	下 地	其 他	計		上 地	中 地	下 地	其 他	計		
榆 樹	45	6	32	7	—	45	14.000	112.250	22.940	—	149.190	3.315		
德 惠	22	6	8	8	—	22	46.000	145.000	65.000	—	256.000	11.635		
九 台	15	5	6	11	—	22	39.500	60.500	35.000	—	135.000	9.000		
敦 化	31	1	11	19	—	31	7.000	29.500	67.000	—	103.500	3.339		
磐 石	34	1	24	9	—	34	1.500	76.300	20.200	—	98.000	2.882		
海 龍	33	2	26	14	(城地) 1	43	7.800	129.270	53.180	8,000	198.250	6.008		
懷 德	40	2	37	9	—	48	4.000	259.440	30.760	—	294.200	7.355		
伊 通	31	3	17	18	—	38	25.000	108.540	192.200	—	325.740	10.508		
梨 樹	24	—	17	13	—	30	—	65.933	28.165	—	94.098	3.921		
西 豐	50	1	35	19	(山地) 5	60	0.900	150.385	91.770	(山地) 46.893	289.948	5.799		
合 計	325	27	213	127	6	373	145.700	1,137.118	606.215	54.893	1,943.926	5.981		
百 分 比	—	7.23	57.11	34.05	1.61	100%	7.49	58.50	31.19	2.82	100%			

附表第十の(B) 小作地等級別及び一件當り面積 (南 滿)

(註)……前表に同じ

屯 別	小作契 約件數	等 級 別 件 數						等 級 別 面 積					一件當 面 積	備 考	
		上 地	中 地	下 地	城 地	露 場	計	上 地	中 地	下 地	城 地	(露場)			計
遼 陽	62	8	35	22	—	—	65	77.50	366.00	248.00	—	—	691.50	11.15	
蓋 平	18	2	11	5	—	—	18	6.00	73.00	24.75	—	—	103.75	5.76	
計	80	10	46	27	—	—	83	83.50	439.00	272.75	—	—	795.25		
鳳 城	(露場 1) 40	2	19	21	—	1	43	30.00	274.00	225.50	—	—	(1把剪子) 529.50	13.24	
莊 河	(露場 5) 43	—	24	27	—	5	56	—	299.00	286.00	—	—	(1.83把) 585.00	13.60	
計	(露場 6) 83	2	43	48	—	6	99	30.00	573.00	511.50	—	—	1,114.50		
盤 山	10	—	—	10	—	—	10	—	—	280.50	—	—	280.50	28.05	
計	10	—	—	10	—	—	10	—	—	280.50	—	—	280.50		
黑 山	26	—	15	7	5	—	27	—	189.50	124.50	97.00	—	411.00	15.81	
新 民	51	—	12	44	—	—	56	—	214.45	1,776.93	—	—	1,991.38	39.05	
計	77	—	27	51	5	—	83	—	403.95	1,901.43	97.00	—	2,402.38		
遼 中	10	1	7	2	—	—	10	10.00	65.00	23.70	—	—	98.70	9.87	
計	10	1	7	2	—	—	10	10.00	65.00	23.70	—	—	98.70		
鐵 嶺	56	8	47	5	—	—	60	208.50	872.00	120.00	—	—	1,200.50	21.44	
法 庫	50	2	40	11	—	—	53	60.00	711.50	181.00	—	—	952.50	19.05	
計	106	10	87	16	—	—	113	263.50	1,583.50	301.00	—	—	2,153.00		
合 計	(露場 6) 366	23	210	154	5	6	398	392.00	3,064.45	3,290.88	97.00	—	6,844.33	18.70	
百 分 比		5.78	52.76	38.69	1.26	1.51	100	5.73	44.77	48.08	1.42	—	100.00	%	

附表第十一の(A) 小作地の所在(中満)

(註)……戸別調査之部第十表小作關係表に據る。

屯別	所在別	件数				計	面積				備考	
		屯内	縣内	縣外	其他		屯内	縣内	縣外	其他		
楡	樹	28	17	—	—	45	91.190	58.000	—	—	149.190	
德	惠	20	2	—	—	22	245.000	11.000	—	—	256.000	
九	台	11	4	—	—	15	72.500	62.500	—	—	135.000	
敦	化	27	4	—	—	31	95.500	8.000	—	—	103.500	
磐	石	31	3	—	—	34	92.000	6.000	—	—	98.000	
海	龍	28	5	—	—	33	146.550	51.700	—	—	198.250	
懷	德	28	9	—	(屯内屯外) ₃	40	187.200	93.000	—	14.000	294.200	
伊	通	15	16	—	—	31	161.800	163.940	—	—	325.740	
梨	樹	21	3	—	—	24	85.748	8.350	—	—	94.098	
西	豐	44	5	1	—	50	228.948	37.000	24.000	—	289.948	
合	計	253	63	1	3	325	1,406.436	499.490	24.000	14.000	1,943.926	
百	分	77.85	20.92	0.31	0.98	100%	72.36	25.69	1.23	0.72	100%	

附表第十一の(B) 小作地の所在(南滿)

(註)……前表に同じ

小作地所在別 屯別	件 数					計	面 積					備 考
	屯 内	縣 内	縣 外	其他不明	計		屯 内	縣 内	縣 外	其 他 不 明	計	
遼 陽	40	27	—	—	67	368.50	323.00	—	—	691.50	畝 691.50	契約営りの小作地の所在地が、屯内、屯外にあるため契約件数よりも5件増加す
蓋 平	14	4	—	—	18	83.75	20.00	—	—	103.75		
鳳 城	33	(農場 1) 7	—	—	(農場 1) 40	396.50	(1把剪子) 133.00	—	—	(1把剪子) 529.50		小作契約件数より1件増加す
莊 河	(農場 3) 29	(農場 2) 15	—	—	(農場 5) 44	(0.73把) 328.00	(1.1把) 257.00	—	—	(1.83把) 585.00		
盤 山	7	3	—	—	10	80.50	200.00	—	—	280.50		
黑 山	19	7	—	—	26	301.00	110.00	—	—	411.00		
新 民	40	11	—	—	51	1,374.38	617.00	—	—	1,991.38		
遼 中	4	6	—	—	10	35.00	€3.70	—	—	98.70		
鐵 嶺	40	16	—	—	56	944.50	256.00	—	—	1,200.50		
法 庫	34	16	—	—	50	638.50	314.00	—	—	952.50		
合 計	(農場 3) 260	(農場 3) 112	—	—	(農場 6) 372	(7.23把) 4,550.63	(2.10把) 2,293.70	—	—	(2.83把) 6,844.33		
百 分 比	69.89	30.11	—	—	100	66.49	33.51	—	—	100.00	%	%



馬に水飼ふ……人は晝食をすませ、馬にもかひばをとらして、又午
運搬作業に取りかゝらうとする前、暫く井戸端に立寄つて、朋輩と話し乍
ら充分馬に水を飲ませて居る春の晝下りである。……

——(農村風景の四)——

第四章 小作料の諸形態に就いて

小作料を遣り取りするといふ關係が、前章に述べた如き小作地の貸借關係と共に、小作關係の二大幹線をなすものであることは今更申す迄もないことである。

問題は此の二大關係が本來如何なる性質の關係であり、滿洲農村を構成する地主と小作人といふ二大分子を、現に如何なる立場に立たしめつゝあるか、而して國土の生産力を如何に發揮しつゝあるかといふ點に在るのである。

形の上では同じく土地所有者と無所有者とが貸借關係を結び、其貸借地の賃料を遣り取りして居る様に見えるても、其實質が當事者の濫利たる創意を伸ばし充分に利用收益出来る如き賃貸借であるならば、現在の地主と小作人とは今と違つた立場を築いて居らねばならないし、又現在の國土の生産力をもつと違つた風に發揮されて居らねばならぬ。然し乍ら、執拗に絡み合つた封建的諸關係の故に、畢竟する所今日の狀態を結果して居るのである。

而して、小作地の貸付が無所有者への單なる賃貸しでなくて、地主に小作人が從屬するといふ結果を齎さざる得ないものであるといふ事は、地主からの諸貸與に關する慣行に就いても窺はれると同時に、殊に此處に所謂小作料の收取關係に於いては最も端的に表はれて居るのである。

小作料の收取關係に就いては、小作人の諸貢納に關する慣行と併せ判斷せられねばならないのであるが、本章では中心小作料の形態變化の複雑なる歴史的社會的諸關係に就いて検討して見たいのである。

第一節 現行小作料形態の種々相

一、現行小作料の形態別区分

農村實態調査關係の小作契約のうち、北滿十六縣十七ヶ部落の三六四件、中滿十縣十ヶ部落の三二五件、南滿十縣十ヶ部落の三六六件、計一〇五五件の小作契約に就いて、一應單に其の小作料の形態のみに着目して整理して見れば大體次の如き區分が可能であらう。

第四十八表 小作料形態別件數 (單位件)

形態別	地方別				計
	北	中	南	滿	
銀納分租	八	四	一三五(蠶場三)	一四七(蠶場三)	
代銀納分租	七	四	一	七	
代銀納分租	一	一	一	一	
物納分租	一四三	二八〇	一六八(蠶場三)	五九一(蠶場三)	
物納分租	一五九	三七	五七	二五三	
撈青分租	三二	一	一	三三	

其の他	計				計
	北	中	南	滿	
白	一一	一	一	一一	
計	三六四	三三五	三六六(蠶場六)	一〇五五(蠶場六)	

(附表第十二のA・B・C参照)

- 1 茲で銀納分租といふのは、契約の最初から單位面積當り小作料何圓、總額何圓といふ一定の現銀額をきめてある小作料のことである。
- 2 銀納分租といふのは、契約の頭初は金額は判らないけれども、收穫高の換價額を地主と小作人が一定の割合で分けるといふ定め方で、其場合の地主の取得分を意味するのである。
- 3 代銀納分租及び代銀納分租といふのは、穀物何石分の金額若くは收穫高の何割分の金額といふ様に、穀物の一定額若くは一定割合を標準にして、その代銀で納める事を約した小作料である。銀納分租と代銀納分租とはよく混同され易いが、單に小作料の定め方の樹て前が根本から異なるのみでなく、實際に適用される場合も違ふのであつて、事實問題としては決して混同される事はない。
- 4 物納分租といふのは、穀物の種類と定額とを最初から約束された小作料である。
- 5 物納分租といふのは、收穫物分配の割合を定めてある丈で、主要作物全部に就いて收穫後所定の割合で分配する場合の地主の取得分である。
- 6 撈青租といふのは、俗に撈青と呼ぶ半獨立の小作人が納める小作料を意味して居るのであつて、役畜農具、種

子、肥料等の生産手段は全部地主から貸與されて、而も一定の小作地に就いて半獨立の耕作經營をなし、收穫物は主産物、副産物全部に就いて地主と分配する、といふ小作様式に於ける地主の取得分を指して居るのである。此の撈青といふ名稱は全滿各地に於いて廣狹様々の意味で呼ばれて居るので、よく一般の分益小作とも混同されるし、又雇農としての撈青とは益々混同され易いのである。元來比の撈青小作人その者が小作農と雇農との謂はゞ中間に位する性質なのだから、混同するのも無理はないのであるが、具體的な生産の諸條件を確實に把握してかゝれば、此處に「撈青租」といふ一つの明瞭な區分が成り立つのである。

7 白租といふのは小作料無しの小作なのであるが、實際は地主と小作人双方に色々な利害があるのであつて、謂はゞ地代が発生するかしないかの境目に在るものであるが、具體的の場合決して無地代ではないのである。

右の諸形態の外にも例へば銀納の代物納であるとか、又は一契約で一部現物の小作料であるとか、又は勞働地代とも目すべき小作料であるとか、論理的にも又實際にも様々の小作料が行はれて居るのであるが、此處で關係小作契約を中心として、その主要なる形態を區別すれば、大體以上の諸形態に纏まるのである。

二、小作料の形態別區分の意義

以上の如き諸形態の區別は單に小作料の形の差違のみの區別に止らず、小作地其他地主が小作人に貸與し、許可する生産條件の差違、及び小作人が地主に對して納入し負擔する納入物や義務の差違を以つて裏付けられて居るのであつて、これ等の諸形態別に就いて究明する事は、現行小作關係の歴史的性質及びその現段階に於ける具體的效果に就いて、正しき判斷に到達する出發點ともなるであらう。

第二節 各形態別小作料の分布及び分布の諸條件

曩に第一章第三節の一に於いて、各小作料形態の分布に就き概觀し（第九表參照）北滿・中滿・南滿の農村に於ける小作料形態の特長を略述したのである。即ち

北滿に於いては物納分租が最も多く、物納定租が之に亞ぎ、撈青租も亦相當に行はれて居る。

中滿に於いては物納定租が全く支配して居り、物納分租はずつと尠い。

南滿に於いては同じく物納定租が割合は最も多い事は多いけれども、其割合は中滿よりは遙かに低く、其代りに北滿・中滿では稀に特殊の場合にしか行はれて居ない銀納定租が隨所で行はれて居る。

而して右の如き小作料形態の地域的分布の特長は、之を歴史的發展の過程を一平面上に投影した相とも考へる事が出来るのであつて、白租から撈青租へ、撈青租から分租へ、分租から定租へ、物納から代銀納へ、代銀納から銀納へといふ方向に於いて、夫々の諸條件に應じて形態を變化して來たといふ道行きの跡が窺はれる。といふ意味を述べたのであつた。

そこで此處では問題を更に一步進めて、右の如き小作料形態の各々に就いて、その分布狀況及び分布の諸條件を究明し、以つて現行小作料の性質を明かにし、小作關係の歴史的發展の限度を確實に判斷する端緒とし度いのである。而して此處では説明の順序を、先づ銀納小作料から始めて、逆に形態變化の跡を追つて見度い。

一、銀納小作料と代銀納小作料の分布及び分布の諸條件

1. 銀納及び代銀納小作料の分布

第四十九表 銀納小作料の分布

形態別及地方別	實		數		各地方別計に對する百分比	
	件	數	面	積	件	面積
租定納銀	南	中	北	南	中	北
南	中	北	南	中	北	南
滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿
	八件	四件	一三五件	一一・八九响	一・二三%	〇・二%
				一五・〇〇响		〇・七七%
				一八二・六〇畝	三六・八八%	二六・〇八%
租分納銀	南	中	北	南	中	北
南	中	北	南	中	北	南
滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿
	四件	三件	四件	四〇・七八响	一・二三%	二・一%
				五・一五响	〇・八%	〇・一%

(附表第十二のA・B・C参照)

第五十表 代銀納小作料の分布

形態別及地方別	實		數		各地方別計に對する百分比	
	件	數	面	積	件	面積
租定納銀	南	中	北	南	中	北
南	中	北	南	中	北	南
滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿
	一件			不明	〇・三%	不明

(附表第十二のA・B・C参照)

右の二表に明かな様に、兎に角小作料を現銀で納めて居る事例といふものは、唯多いか尠いかの相違はあるけれども南北中滿に必ず行はれて居るのであるが、北滿、中滿に於ける銀納は特殊な場合が多く、最も一般化された銀納小作料即ち其の地方では毎年當り前の小作料形態として誰でもが現銀を納めて居るといふ様な小作料は、まだ南滿の限られた地方の農村でしか行はれて居ない様である。斯ういふ意味での一般化された銀納小作料は、南滿の銀納定租なのであるが、此の形態の分布の割合は十縣十箇部落の小作料に就いては第四十九表の如く全體數の三六・八八%、全契約面積の二六・四八%であるけれども、銀納定租の一般な部落のみに就いて見れば遙かに高率となつて居るのである。(附表第十二のC参照)或る部落では殆ど全部が銀納定租で、遼陽前三塊石屯、遼中董家窩堡、鐵嶺畢家窩堡)或る部落では全然銀納は行はれて居ない(蓋平、黑山、盤山の調査部落)といふ様に、部落乃至は地域による偏倚が甚だしいといふ事を見逃してはならない。

又北滿中滿に於ける比率が低いのは、勿論全般的に見ても實際左程多くはないのだけれども、此の場合は都市の附

近であるとかいふ部落は殊更避けて、其地方で最も一般的な農業を中心とする部落が調査されたのであるから、都市近郊の農村といふ様なもの迄も引つ括るめて考へた農村全體として見れば、銀納定租の割合はもつと多かるべき筈である。又仮令其事例の數字は尠かつた處で最初から一定額の現銀納で小作契約をするといふ事は、其事自體重要視されるべきであり、其存在理由に就いては眞劍なる検討が惜まれてはならない。

銀納分租、代銀納定租、代銀納分租の比率が低いのは實は集計上の不行届もあるものであつて、嚴密に検討すれば、就中穀物で契約して現銀で代納するといふ事例は南へ行く程多い事は充分に參酌せねばならないのである。然し乍ら調査上又は集計上の不行届が起るのにもかゝる小作料形態そのものが曖昧な過渡的なものであるといふ事にも歸するのである。此等の形態に關する事例は、銀納定租又は物納定租分租の個々の具體的な場合の特例なのであるが、斯る特例そのものも事例全體として考察すれば、其處に過渡的な一中間形態の役割を明らかにすることが出来るのである。

2 銀納及び代銀納小作料の分布並びに分布の諸條件に關する一般聽取調査資料

(北滿に於ける銀納小作及び代銀納小作)……………産調資料(45)の(2)「小作關係並に慣行篇」六〇—六一頁參照
(中滿に於ける一般聽取資料)

榆樹縣……縣城附近で園藝を目的とする企業的な小作を爲す場合に銀納定額前拂が行はれる。(一)一般調査報告書三六六頁—
磐石縣……銀納定租は縣全體としては物納分租や撈青租と併せても約二割位のもので、縣城及び煙筒山を中心とする三滿里
以内の地域に、主として園藝を目的とする場合に多く、必ず前拂ひである。

此の場合には附加菜園はないが、面積の大小に關せず最低二間房子が附加し、修理は地主持ちである。小作地が若し菜園であつた場合は、他の普通作物を作る事は許されず、唯蔬菜に限られる。——磐石縣一般調査報告書二九三—二九六頁—
伊通縣……銀納は本縣では殆ど行はれて居ない。唯縣城内及縣城附近の第一區及び特殊の場合のみに見られる。

梨樹縣……金納定租は都市近郊の企業的な菜園小作に於いて僅かに見られるのみである。——一般調査報告書一六八頁—
西豐縣……金納小作料は縣城及び縣の中心街地の郊外等の菜園小作と、その他には稀に行はれるに過ぎない。菜園の小作料が現金で前納される理由は、蔬菜の栽培者は栽培技術上山東からの出稼人に限られて居るので、地主が深く信用しないのと、又一方には蔬菜は普通作物に比べて栽培成績が上り難く、又價格の騰落が甚だしい爲に、地主がそれによる危険の負擔を免れんとするものである。普通畑の小作に於ける現銀小作料は、地主が不在地主の場合又は地主が貧しくて現金が欲しい場合に限られ、民國十年以來漸増の傾向を辿つて居たが、滿洲事變後は甚だ少くなつた由である。

現金前納小作料額は、類地現物定額小作料額を契約當時の穀價で換算したのから現物小作料納期迄の利子(當該地方の普通の金利)を差引いたものを標準に決定される。——一般調査報告書六九—七〇頁—

西豐縣德恩屯……地主が遠隔地に居る時に限つて例外的に代金納が行はれる。その換算價格は縣城の糧穀市場の糧價から運費を扣除したもので、それに幾らか地主の手加減が加へられる。——一般調査報告書三三八頁—

海龍縣……民國十年から十七年頃には縣城附近の菜園では銀納が行はれたのであるが、滿洲事變後は稀となつた。——一般調査報告書一九二頁—

同縣孫家街……本屯でも以前には銀納定租が行はれた事があるが、現在では余り行はれて居ない。——同前報告書二〇九頁—
代金納は稀に行はれ、其時は小作料納入當時の穀價で換算し縣城の糧價から運費を差引いたものとする。富裕でない地主で現金の欲しい者が希望し、大地主は却つて現物納を希望する。即ち大地主は穀物を貯蔵して置き、値上りを待て賣却し得る利があり、小作料の納附時期は穀物の出廻りである爲に、穀價が廉く代金の換算率も有利でないからである。——同前報告書二一〇頁—

(南滿に於ける一般聽取調査資料)

鐵嶺縣……地味肥沃で治安良好、且つ其他の自然條件も優良なる地方は金納定額前拂の形態が多く、第三區は最も富裕な地區であるから銀納定額が多く、第一區、第四區、第六區、第七區は本縣としては中位の區なので、物納定額及び分益と混然として居り、第二區は治安が不良な爲めに第五區、第八區は水害の影響の爲に銀納は特に少い。又所と場合によつては銀納定額後拂又は分割拂或は半銀半物納の形態も行はれると言ふ。——産調資料(40)に據る——

同縣畢家窩棚屯……本屯では銀納定額の前拂が支配的であつて、契約と同時に全納するのが普通であるが、小作人の金融状態に

よつて、二回乃至三割に分納するが、場合には利子は取らない。

法庫 縣……金納定額は縣全體としては約三〇%位の割合を占めて居るものと言はれる。金納定額の場合は前納するのが普通であるけれども、永年小作を繼續して来た者又は特別關係にある者等に於いては、前納に限らず春秋二回分納或は三回分納等も行はれて居る。第三區、第四區に於ては金納が多く行はれ、第六區に於ては物納と併せ行はれる。——商調査料(41)據る——

同縣團山子屯……本屯では金納の場合殆ど前納であるが、其實質は物納小作料を代銀納すると同様であり、従つて穀價の騰落に比例して決定されると言ふ。
——同前掲書——

遼陽 縣……以前は小作人些く穀價も廉かつたので、大方は物納であつた。而も分益が多く收穫の三分の一が地主、三分の二が小作人といふのが普通であつた。

物納が金納に變つたのは三十年以來の事で、殊に滿鐵開通以後は大豆がよく賣れる様になり、小作人も物納よりも金納を得とするに到つた。又一方地主側から言つても、小作人が納める穀物の品質が悪くなる傾向を防ぐには、銀納を得とする様になつた。又同時に鐵道の開通とともに農民は利こうになり、地主は税金を拂ふ爲に銀納を必要とするに到つた。

三十年前には既に金納前拂ひであつた。

物納が金納になつたのは主として地主の都合で、地主は漸次大地主が縣城邊りに住む傾向になつて来たと共に、春は特に納税の爲多額の現金を要し、又地主は穀物を保存する倉庫がないから、なるべく早く現銀に變へる必要があり、むしろ自らで現銀に代へるよりは、最初かり現銀小作料にするを得とするに到つた。
——縣城大地主某氏談——

同縣前三塊石屯……本屯附近に於ては錢租が最も一般的で、全小作契約の七〇%を占め、残り二九%が分種、一%が物納定租といふのが常識であらう。
——(6)番談——

遼中 縣……本縣に於ける小作關係の特色は、その代表的形態が古くから金納定額前拂である事である。其理由の一つとして本縣に於いては糧穀の商品化市場が速く、大農家が大量の糧石を販賣するには一般に水路遼河を下つて營口に行くか、陸路を奉天遼陽等に出る外に道がないので、地主は煩雜危險な販賣の手續を避けて、金納定租を選ふといふ事も考へられる。
——一般調査報告書——

同縣黃家窩棚屯……もと本屯一帯は牛録の管理する官有地であつて、民人に對しては三園(家宅菜園)のみは一家に二天地を限つて私有を許された(親子兄弟成るべく分家して三園の名義で土地を取得したものが多かつた)が、普通の畑は全私私有は出来

ず、全部が小作するといふ形式しかとれなかつた。小作地には制限はなく、小作料は低廉で銀納一天地一圓二〇錢位の前拂ひであり小作料の外には税金も何もいらなかつた。牛録地の小作料を官租子又は小租子といふ。
——(12)番談——

現在の小作料が銀納であるのは牛録時代の影響が多分に認められる。
本屯に於ける小作形態は、開拓當初から金納定額前納であるが、多少なりとも小作を営むものは全戸數の一割僅かに六戸にすぎず、且その小作面積も計六天地餘りで、小作關係に就ては何等注目すべきものがない。之は本屯耕地の八七%は四戸の大自作農に占められ、住民の大部分は被傭階級に屬して居り、金納前拂なる小作條件に應じ得る者はない爲である。
——同前掲書——

蓋平縣張家屯……本屯に於ける小作様式は殆ど全部定額小作であつて、小作關係六六件の中六五件を占め、そのうち五四件は銀納全額前拂である。小作料額決定は前年の作物收量及び穀物の相場を基準とされる。物納から金納へ變遷した時期は屯の誰に聽いても判明せず、屯の故老が知る範圍ではずつと昔から一般に金納であつたと言ふ。
——大同學院康徳二年度滿洲農村社會實態調查報告書(六五頁—六九頁)——

同縣吳家屯……本屯に於ける小作の種類中一般的なものには金納定額であつて、本屯の小作人二十二名中十五名迄は金納定額の契約を結んで居る。又地主によつては小作地の面積を限定して、一部金納一部分益を行はしめる者もある。金納小作料は全部前拂ひである。金納の歴史は相當に古く、今から二—三十年前に於いても既に金納が一般であつたと言ふ。
——同前掲書二二〇頁——

新民縣二道河子屯……本屯では昔は殆ど銀納であつたが、今から二十年程前から銀納が次第に衰へ物納に變つて来た。民國七年に清丈があり又郭松齡の變があつたりして、奉天票が暴落した爲に銀納が危険となつたからであると言ふ。現在でも銀納が行はれない事はないが、大部分地主が不在若くは屯外の場合に限られる。
——新民縣一般調査報告書——

盤山 縣……現金小作は縣城附近の菜園及び其他の地方に於いて稀に行はれて居るに過ぎないが、民國十七、八年頃、本縣の第二區、第三區の東部、第六區の西方等、地味肥沃で收量多く、且不在地主の多い地方では相當に普及して居たと言ふ。
——盤山縣一般調査報告書——

莊河縣金廠屯……本屯に於ける小作料は、押租として多額の現銀が前納されるのであるが、加ふるに主要小作料が代銀納される場合もあり、全體の約三%位を占めて居る。小作料が少數で且つ小作地が遠距離の場合の特例である。
——莊河縣一般調査報告書——

鳳城縣門家堡子屯……銀納定租の場合には前拂が普通であるが、後拂でも何割高といふ率は不定である。小作料額は物納定租の普通の小作料額を換價したものに相當する。物納の代銀納をする場合は地主の承諾を要し、換算法は納入期の時價による。
——鳳城縣一般調査報告書——

3 銀納小作料分布の諸條件

右の一般聴取調査資料を検討して、銀納小作料分布の條件に就き總括的に次の事が言へる。
イ、都市近郊の小作に就いては南北中滿通じて銀納小作料が行はれ易い。
ロ、甜瓜、白菜、煙草といふ様な園藝作物に就いて、商品化のみを目的とするもの、危険率又は投機的性質の多きもの、栽培に特殊技術を必要とする作物の小作料には銀納が行はれ易い。
ハ、不在地主の小作地に就いては銀納代銀納が行はれ勝ちである。
ニ、或る部落又は地域に於いては、假令すぐその近隣地帯では物納が支配的であつても、時代々々の若干の動きはあつても、終始一貫して銀納である。此の場合、その地域の土地制度の沿革が強く物を言つて居る様である。
ホ、地味中等以上、災害少く、治安良好といふ様な、自然的社會的諸條件の安定した農村又は地域に行はれる。
ヘ、耕地が小作希望者の割合に狭小で、再分割の寛りのない地域で行はれる。
ト、現銀納租税體系の夙に確立された地方で行はれる。
大體に於いて現在銀納小作料が一般化されて居る所と言へば、右の諸條件のどれか幾つかに該當する場合である事が確認されるのである。

二、物納定額小作料の分布及び分布の諸條件

1. 物納定額小作料の分布

第五十一表 物納定額小作料の分布

地 方 別	實 數		各 地 方 別 計 に 對 する 百 分 比	
	件 數	面 積	件 數	面 積
北 滿	一四三件	二二九五・〇四晌	三九・三%	三七・七%
中 滿	二八〇件	一六四六・八三晌	八六・一六%	八四・七二%
南 滿	一六八件	二六七六・一〇畝	四五・九一%	三九・二一%

(附表第十二のA・B・C参照)

斯くの如く物納定額小作料は、北滿、中滿、南滿を通じて最も一般的な形態であり、就中中滿に於いては小作契約の大部分は此の形であると言つて宜しからう。

然し乍ら同じ物納定額といふ小作料であつても、其穀物の種類や納入方法に就いては四色又は三色均交から二色均交へ、二色均交から一色糧へといふ風に、物としての穀物から貨幣の性質に近い交換の媒介手段としての穀物の性質へと變つて來た傾向が充分に認められるのである。

2 物納定額小作料の分布及び分布の諸條件に関する一般聴取調査資料

(北滿に於ける物納定額小作料の分布及び分布の諸條件)……

……産調資料(45)の(2)「小作關係並に慣行稿」二〇—二六頁及び一三四—一三六頁参照
(中滿に於ける一般聴取調査資料)

楡樹縣……物納定額は本縣に於いて最も普通の形態であつて、二色均交(大豆、粟)又は三色均交(大豆、高粱、粟)が一般で

ある。

同縣千家崎町……本屯の小作は殆ど物納定額後拂である。

徳惠縣……鐵道沿線には多く物納定額が行はれ、本縣では「租種」と言ふ。調査部落(東園家屯)では總て物納定額であり納租糧といふ。

敦化縣……當地方では殆んど總てが定額物納小作である。通常大豆と粟との平均納であつて、特殊な場合に作付作物の平均納が行はれる。金納小作は殆んどなく、其他の形態としては分益が行はれる。

敦化縣三台山集團部落……小作料は大豆と粟との平均納であつて、大豆が粟かいつれかの一方で契約するもの、大豆と粟の納入額を異にするもの、大豆と玉蜀黍との平均納のもの等の場合がある。

磐石縣……縣全穀を通じて、物納定額後拂三色均交といふのが約八割を占め、縣内各地に分布して居る。大豆、高粱、玉蜀黍の三色均交であつて、若し二石といふが如く三等分出来ない場合は、大豆を納める慣習である。縣城又は鎮を中心とする二、三滿里以内の地區では、物納定額は上中下地一律に大豆一色均交で、事變前迄は實に高率であつた。

伊通縣……物納定額後拂三色均交といふのが本縣で最も一般的な小作形態であつて、第二、三、四、五、六、八區に行はれて居る。三色均交とは大豆、高粱、粟の三種類が一般であるが、第三區南方山地帯では、粟の代りに玉蜀黍が納められて居る。

同縣雙陽子屯……本屯に於ける物納定額は大豆、高粱、粟の三色均交で後拂ひである。

梨樹縣……物納定額は分租と共に本縣の一般的な形態であつて、大體第一區、第二區に多く七〇%を占め、第六區四〇%第三、四、九區三〇%、第五區、第七區、第八區に於ては二〇%を占める。大豆、高粱、粟の三色均交が比較的多いのであるが三色均交以外の場合も尠くはない。物納定額は小作地が上地、中地の場合に多い。

西豐縣……物納定額は平地で一般に行はれ、本縣一帯は物納が全小作關係中の九割迄占めるうちの約八〇%を占める。穀物が二色均交であるか三色均交であるかは小作地の地味によつて決定される。二色均交の場合は大豆高粱の二種類、三色均交の場合は大豆高粱粟の三種類か、又は大豆高粱玉蜀黍の三種類で、小作地の適作物の種類によつて熟れかに決定されるのである。

同縣徳惠屯……本屯に於ては物納定額が支配的で、小作料は二色均交又は三色均交で納入されて居る。穀物は殆ど全部が大豆、高粱で原則的には二色等量である。若し所定の穀物が小作料額に足りない場合は、雙方協議の上で大豆が不足する際は代金納、高粱が不足する場合は包米で代納する。小作料が大豆と高粱に限られて居ることは、兩者が本屯の主要作物であり、且つ商品作物である爲であつて、二色又は三色とすることは、年による穀價の變動に備へたものと言はれる。

海龍縣……本縣では物納定額三色均交(大豆、高粱、粟又は玉蜀黍)が支配的であるが、第五區連山村附近では高粱大豆の二色均交が行はれて居る。

(南滿に於ける一般聴取調査資料)

鐵嶺縣雙家窩屯……物納定額は縣全體としては銀納定額と同じく最も一般的な形態で、第一區、第四區、第六區、第七區等の地味、治安、自然條件中位の地方に多いが、本屯では此の事例は極めて稀である。契約期は十月(陰)で期限は三年である。納入物は高粱一色で調製後脱穀場渡しである。租税の分擔は銀納定額と同様で、小作料は毎年契約の更新を行ひ、改めて契約證書を製作する。

法庫縣……縣一般としては物納定額が最も普通であり、全體の六〇%位を占める。穀物は高粱一色納が普通で、假令小作人が大豆粟等を混作して居る場合も同じであつて、三色均交などといふ場合は全然見られない。

各區別に最も支配的なる小作型態を示せば次の如くである。

型態別	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區
物定	物定	金定	金定	物定	物定・金定	物定・金定

同縣關山子屯……本屯に於いては物納定額後拂ひが一般であり、殆ど全部が高粱納で唯一件粟で代納したものがある丈である。

一般調査報告書二六六頁

同前掲書二六九頁

産調資料(38)の二九頁

一般調査報告書一二二頁

同前掲書一二二頁

一般調査報告書一二二頁

同前掲書一二二頁

同前掲書一二二頁

産調資料(39)に據る

産調資料(39)に據る

一般調査報告書一六七—一六八頁

一般調査報告書六八—六九頁

同前掲書三二七—三二八—三二九頁

一般調査報告書一九三頁

同前掲書

蓋平縣……蓋平縣城附近から北になれば金納前拂ひが多く、第三區地方は物納定租が一般である。

——陳家村村長談——

蓋平縣陳家屯……本屯一帶は殆ど全部物納定租で、高粱一色糧に限られて居る。

——一般調査報告書——

同縣張家屯……本屯に於ける物納定租は全部高粱を用ひ、收穫後一時拂ひである。——大同學院實態調査報告書六五頁——

盤山縣……本縣に於いては現物小作が大部分で秋收後拂が普通である。小作料に於ける穀物の種類はすべて高粱で、其の品質については關心せらるる所がないらしい。小作料の種類が高粱に限定されてゐる理由は、之が主たる作物であり、販賣穀物であり、且重要食料なるが爲である。

——盤山縣一般調査報告書——

莊河縣金廠屯……本屯では押租錢付物納定租が全體の七四%を占め、契約穀物は包米、青豆二色徴納の數例を除く外は、全部包米一色納である。實納狀態も一部青豆で代納して居る例を除き、大抵は包米一色納を實行して居る。

——莊河縣一般調査報告書——

鳳城縣門家堡子……物納定租後拂が普通で、包米高粱二色均交である。縣全體としては包米大豆高粱の三色糧が普通である。

——鳳城縣一般調査報告書——

3 物納定額小作料分布の諸條件

右の諸資料を検討して、物納定額小作料分布の條件を總括して見れば次の如くであらう。

イ、物納定額小作料は山間避地の農村よりは、一般平常の農業地帯に行はれる。

ロ、同じ農業地帯であつても開墾後相當の年數を経て、自然條件や四圍の社會的諸條件の一應安定した地域に於いて行はれる。

ハ、不在地主の小作地に就いては分益よりは定額小作料の方が一般である。

ニ、土地と耕作者との關係に於いては耕作者の相對的不足の地域では行はれない。

ホ、穀物の種類は北滿よりは中滿中滿よりは南滿に到る程、又新開地よりは年數の古い所程簡單となつて居る。

而して地域に依つて中心となる穀物は違ひ、何處でも其地方で最も一般的な商品價值を有つ穀物が小作料の中心となつて居る。

三、物納分益小作料の分布及び分布の諸條件

1 物納分益小作料の分布

第五十二表 物納分益小作料の分布

地 方 別	實 數		各地方別計に對する百分比	
	件 數	面 積	件 數	面 積
北 滿	一五九件	二九三・八一晌	四三・七%	五〇・四%
中 滿	三七件	二四一・三〇晌	一一・三八%	一一・四一%
南 滿	五七件	二二六・六三畝	一五・五七%	三三・一〇%

(附表第十二のA・B・C参照)

右の如く此の形の物納分益小作料も物納定額小作料に亞ぐ所の農村に於ける一般的な形ではあるが、定額小作料に比ぶれば分益小作料が行はれるのは可成り特殊な場合に限定されて來る様である。北滿に於いては分益小作料が全契約面積の五〇・四%、件數にして四三・七%といふ割合を占めて居るのであるが、之には調査年度が事變後日が淺く又大水害の影響等も残つて居た康徳元年度を對象とした事を充分考慮に置く必要がある。だから北滿に於いても平年の状態ならば分

租の割合はもつと少く、その代り物納定租の割合は今尠し高いのが常態であらう。

それにしても北滿に於いては分益小作は定額小作と並び行はれる一般的な形であるが、それが中滿、南滿の農村になれば、漸次特殊性が強くなり、一般の小作料は定額物納となつて、唯山間僻地の小作であるとか、治安が悪かつたり、天災の危険が多かつたりする特殊な場合にしか行はれない様になつて居る事が注意されねばならない。

2 物納分益小作料の分布及び分布の諸條件に関する一般聴取調査資料

(北滿に於ける物納分租の分布及び分布の諸條件)：産調資料(45)の(2)「小作關係並に慣行篇」二〇—二六頁
(中滿に於ける一般聴取調査資料)

遼寧省子家縣... 本屯に於ける物納分租は全く例外的な存在である。即ち此の小作地は濕地であつて、收穫の有無さへ保證出來ぬ有様で、收穫があつた年は小作料を納める約束ではあるが、毎年の收穫は種子代程度であるので、小作料を納める事は稀であるといふ。

敦化縣... 分益小作は水田に於て行はれるのであつて、鮮農が移住して來てから始つたもので、其歴史は極めて新しいといふ。滿鐵敦化試作場の「敦化農業概況」によれば、鮮農間に於いて、男一人に對して土地二・五晌、種籽一石及び食料として粟一石、大豆一斗、鹽若干を與へて水稻を作らせ、秋收穫後收穫物を折半し、別に種籽一石を返済させる特殊な契約が行はれて居り、資力のある鮮人が資力の無い鮮人に滿人から借りた土地を耕作させる場合の特殊な小作契約であるといふ。

伊通縣... 分益は縣全體としては一割程度であるが、第七區(西南懷德縣境)には分益が多く、其割合は四分六分が一般である。磐石縣... 分租(本縣では傍外青と俗稱する)は第三、四區地方の縣境近く山陵地帯で、治安不良で住民が少く、耕地が割合に多い地方で、物納定租の間に混つて行はれて居る。

又主として鮮人の小作人を對象とする水田小作の場合は分租を主とし、事變前は開墾第一年月は三七、第二年月は四・六、第三年月以後は折半としたが、事變後は物納定租が多くなつて來たといふ。

龍王廟甲は本縣の最北部飲馬河と松花江の合流地點にあり、水害多く土地は殆ど下地であるが、此地方は全部四六の分益である。

梨樹縣... 物納分租は、地域によつて二八、三七、四六、五五等の契約が行はれるが、小作地が中地以下の場合が多い。縣下では第五區、七區、八區に多く八〇%を占め、第三、第四、第九區では約七〇%、第六區では約六〇%、第一區、第二區では約三〇%位の見當である。

西豐縣... 物納分租は大抵山腹の耕地に多いが、本縣全體として物納全部の二〇%位の割合である。對半份が最も多く、圓場で分配するのが普通で、糞幹迄分配する場合は一般には稀である。

同縣德恩屯... 本屯に於いては物納分租は近來山腹耕地の地力消耗を原因として漸次行はるゝ様になつた。従前は在住地主、不在地主の別なく穀物丈の分配であつたが、近年糞幹類の價格が騰貴した爲に、約十年前頃から糞幹も小作料に附帶して要求せらるゝ様になつて來た。

海龍縣... 分租は第七區の山岳地帯に特に多く、折半、四六、三七等が相當に多く行はれ、滿洲事變を界として治安が擾れ穀價の下落水災等の影響を受けて分租が多くなる傾向を示した。

(南滿に於ける一般聴取調査資料)

鐵嶺縣農家高棚屯... 物納分租は縣全體としては治安の悪い第二區、水害の多い第五區、第八區等に行はれ、又第一區、第四區第六、七區等中位の地區でも物納定租、銀納租と混つて行はれて居るが、本屯では銀納定租に次いで時々此の形もとられて居る。定額銀納と同様、證書並に保證人等無く、全部口頭で契約をして居る。契約期限は一ヶ年で、時期は一月(陰)乃至二月(陰)中に施行され、全部對半(五・五)の小作形態である。

小作料納入は調製後、脱穀場又は庭先渡し或は小作人が地主宅迄運搬する等一定して居ない。小作地の附加物は種子、肥料の折半負擔か、或は家屋大農具等を附加するかであつて、地主と小作人との相互關係に依つて適宜契約される。小作料の附加物は、糞幹類を折半するを普通として居る。

小作人の義務は殆んど無く、中には小作料運搬の義務を課せられて居るものもあるけれども、一般的ではない。租税の分劈は國縣稅は地主全額負擔で村費は折半負擔である。但し莖稈類を全部所得する場合には村費全額負擔の慣行である。

——產調資料(40)に據る——

法庫縣……縣全體としては分益は約一〇%位の割合しか占めない。分益の場合は、殆ど總て折半であり、副産物は、地主が農具を貸與する場合は、地主が全部取得し、小作人が農具を持つて居る場合は、種子の一部或は土糞を地主が負擔して莖稈は折半分配するのが普通である。

——產調資料(41)に據る——

同縣關山子屯……本屯では物納定租が一般的であり、分益は極めて稀である。分益の場合は總て五對五の割合で主産物副産物の全部につき折半する。小作人の言ふところに依れば、分益は主産物の分配或は其他負擔の分擔等種々の條件が煩雜であるから、條件や手續の簡單な物納定租を希望する者が多い由である。

——產調資料(41)に據る——

新民縣二道河子屯……本屯で俗に撈外青と呼んで居る分益小作は事變前はなかつたのであるが、事變以後特に盛に行はれる様になつて來た。

屯民が稱してゐる撈外青と言ふのは物納分益對半分糧の事であつて、地主が土地及肥料の一部を提供し、小作人が其の他全部を出して耕作をなし、秋收穫後之を對半に分配する對半分糧の事を言ふのである。

而して之の對半分糧の盛んになつて來た原因は、事變以後匪害多く又水害等のため年々其の收量をおびやかされ、爲にその被害を平等に地主と小作人とが分配出來得る對半分糧に變つて來たのである。

本屯は殆んど五、五の分糧であつて四、六と言ふのは只一戸あるのみであるが、これは親族關係の特例である。

——新民縣一般調查報告書——

盤山縣……本縣では第四區で物納定租が絶對多數を占める外は、どの地區に於いても、定租分租兩方盛に行はれて居り、どちらかといふと分租の方が多い位であらう。

同縣孟家鋪屯……分益には分糧と帶稈分益の二種があるが、本屯では前者を通常とし、脱穀調製後脱穀場にて帶稈分益は稈付のまま圃場で地主小作人兩者立會の上で分けてゐる。搬入の方法は地主が取りに行く事もあるし、又、小作人が地主宅に搬入する事もあつて一定して居ない。

——盤山縣一般調查報告書——

鳳城縣……第三區の平原地帯に於ては四六の分益が主として行はれ、他區では稀に五五の折半分益が行はれて居るといふ。

——鳳城縣一般調查報告書一二三頁——

遼陽縣に於ける分種小作に就いて

分種の特長は收穫物の分配の仕方であつて、他の普通の分益小作ならば小作人が脱穀調製したものを所定の割合で分けるのであるが、分種の場合は畝で刈り取つたものを等分の山に積み分け、其山に就いて地主と小作人と半分宛分けて取るのである。



即ち總ての作物は圖の如く、一畝宛稈も共に立てた山と倒した山とを等分に並べておいて、抽籤によつて、立てた山の方をとるか倒した山の方をとるかを決定する。若し一列の山の數が奇數となつた場合は二列にして山の數を偶數にして分ける。

従つて莖稈も穀物も全部折半する事になる。但し高粱に限つて畝で穂切りをして穂の山に就いて分配し、莖稈は全部小作人に與へる。高粱の莖丈は小作人の作り得である。縣城東部では包米も高粱に準ずるといふ。

分配した收穫物は地主小作人各自の勞力で各自の分配分を運搬して歸り脱穀調製するのである。従つて小作人は刈取り迄の作業をやればそれでよい譯である。

小作地の附加物は何もなく、地主が小作人に貸すのは唯耕地丈であつて、役畜農具種子肥料等一切小作人の負擔である。作付作物の決定は必ず東戸合議するのが一般であり、大地主は唯適地適作の参考意見を述べるに過ぎず、小作人の方では自家の食料を得たい場合が多いから、大抵は高粱である。棉花は餘程信用ある小作人でなければ作らせない。若し棉花を作つた場合は棉花の採取後分配し、採取の勞賃は東戸半分宛分擔する。勞賃を分擔する代りに棉實を分配すれば恰度勞賃と同じ位になる。

分種といふ方法には行はれず、唯次の特別の場合に限る。

畝が地主の所在地から遠くて小作人が得られない場合。

治安が悪い場合。

土地が悪かつたり前年度の作柄が悪かつた場合。

斯ういふ場合は地主の方で分種にしても小作人を引きつけねばならぬ。又、小作人に現銀がない場合は小作料を前拂ひしなくてもよく、又收穫後の勞賃が些くてすむから、分種を望むのである。分種が多くなつたのは此の十年來の事で、水害が多くなつたために小作人側には小作料の前拂ひ能力がなくなり、又一方治安が悪くなつた爲に地主が不在になつたのと兩々相俟つてである。

分種が行はれるのは地主と小作人の間柄が圓満なる場合に限る。本縣では第三區第四區第十二區地方に多い。

——縣城在住の地主某談——

遼陽縣前三塊石屯に於ける分種に就いて

(作物の決定)……小作人は必ず地主と相談せねばならない。之に就いて双方の意見が一致せねば契約は成り立たないのであるが實際は地主の言ふ通りになるものである。

(收穫物の分配)……各作物別に稈も全部切半する。

物納定租に比ぶれば假令四六が對半になつても分種の方が得だから、小作人側から分種を望む場合が多い。

(6 番談)

(分種の方法)

地主から小作人に貸與するものは小作地主であつて其他は一切小作人のもので耕作する。

分ける時は棉の稈を除いた全部は切半する。棉の稈は小作人が取るが大した量ではなし、地主が欲しければ自分で集めて持ち歸つてもよろしい。

耕地は小作人の分と地主の分と別にはなつて居らず一緒に全部小作人が耕して一緒に分ける。

作物は一切地主と相談せねばならぬ。

種子は分配後小作人の分で負擔する。

月工、日工の勞賃は全部小作人が負擔する。

租税は國稅縣稅は分種の場合も錢租の場合も全額地主負擔に變りはないが、村費は錢租の場合は全額小作人が負擔し、分種の場合には地主小作人半分宛分擔する。

(40 番談)

昨年度の村費は一畝當五六錢であつた。

(分種小作の面積)……前三塊石屯では全面積三十响を耕作して分種する場合、小作人地主夫々一五响を分種して居ると言ふ風に答へて居るが、之は一般ではなく、矢張り全面積に就いて三十响を分種するといふのが本當である。

——縣城某氏談——

(銀納と物納と分種との得失)

島の良否によつて澤山獲れるかも知れない場合は地主は作物の種類に意見が述べられるから「分種」の契約を得とし。

地主が早く現銀を得たい時は銀納定租とする。

物納定租は一定量の穀物を成るべく面倒なしに欲しい時に地主が指定する。

——前三塊石屯6番談——

(分種と錢租の得失)

一概にどちらが得たとも言へない。

錢租は秋になつて收穫が良ければ得であるが、不作の場合は分種の方が安全である。

現銀さへあれば小作人としては全部錢租の方が望ましいのであるが、錢がないから一部は分種にしない譯に行かないのである。

——前三塊石屯自作兼小作46番談——

作物穀價良好の後には錢租がよく、不良の後には分種がよいとは限らず、假令作物不良の年の後であつても錢租の土地は錢租で、小作料の前拂期限を延長すればよろしい。斯ういふ大地主では餘りこだはらない。

(縣城大地主某談)

蓋平縣の分種小作に就いて……蓋平縣で「分種」と呼んで居るのは他地方一般に行はれる分益小作と大差なくその條件は率ね次の如くである。

脱穀後に調製場で分けるのである。分ける割合は率ね對半であつて三七、四六は全然ない。

國稅は全額地主、村費は全額小作人負擔である。

作付作物は必ず地主と相談せねばならぬ。

地主を地東、小作人を地戸、小作地を分種地、小作料を分的稈といふ。

(43 番談)

作物の決定は一切小作人が決める。但し分種の場合は絶対に棉は作らない。小作地には毎年施肥し、必ず三遍は中耕する義務がある。分配は随打随份で一作物の脱穀が終る度毎に脱穀場で分配し地主が必ず受け取りに出かける。

種子は一切分配後小作人が負擔するのであるが、高粱と粟に限つて分配前に良い穂を選び出して其他を分配する。粟幹は全部小作人が取得する。小作地には附加地も何もなく、又、小作料の附加物も、小作人の義務もない。
(1 番 談)

3、物納分益小作料分布の諸條件

以上の諸資料を綜合するに、物納分益といふ形態がとられるのは次の如き特殊の事情に條件づけられて居るものと判断されるであらう。

- イ、農村の開拓年代新しき地域。
- ロ、年代は古くても山間僻地だとか河川の邊りだとか、自然條件社會條件の比較的劣つた地域。
- ハ、事變天災等の影響の平癒しない地域。
- ニ、小作人の資力が普通以下に貧弱な場合。

四、撈青小作料の分布並びに分布の諸條件

第五十三表 撈青小作料の分布

地 方 別	實 數		各 地 方 別 計 に 對 する 百 分 比	
	件 數	面 積	件 數	面 積
北 滿	三三件	四六七・六一响	八・八%	八・〇%
中 滿	一	一	一	一
南 滿	一	一	一	一

(附表第十二のA参照)

偶々實態調査部落に於ける事例は北滿の部落丈であつたけれども、中南滿の農村に於いても實態調査部落以外の全部落に就いて言へば、決して左程珍しい形ではなく、一定の條件の下に於いては何處でも行はれる形なのである。一定の條件とは前に述べた物納分益小作の諸條件がもとと極端であり、加ふるに小作人が役畜農具種子等の生産手段を有つて居ないと言ふ特殊な場合であると考ふれば間違ひはない。撈青小作に既いては既に産調資料(45)の(2)「小作關係並に慣行篇」に於いて詳細に報告してあるから同書を参照され度い。(同書二六一―五四頁)

遼山縣の事例……撈裡青は本縣では極く少くて、山間地帯の治安不良な耕地が多くて小作人の足りない地方に行はれ、又は、麻

煙草を耕作する者に多く、之を煙草青と呼んで居る。

屢々言ふ通り「撈青」といふのは封建性の最も濃厚に残された、謂はゞ小作農と雇農との中間に居る如き存在なのであるが、左りとて又雇農の撈青とは明瞭なる區別が確立される事を繰り返して置き度い。

尙「撈青雇農」に就いては産調資料(45)の(5)「雇傭關係並に慣行篇」六一—三頁を御参照相成り度い。

五、白租の分布並に分布の諸條件

第五十四表 白租の分布

地方別	實數		各地方別計に對する百分比	
	件數	面積	件數	面積
北滿	一二件	七七八〇响	三・〇%	一・三%
中滿	一	一	一	一
南滿	一	一	一	一

(附表第十二のA参照)

茲に白租といふのは俗語であつて、謂はゞ無小作料の小作なんだが、前にも謂つた通り決して「無地代」ではないのであつて、小作料は要らぬが其の代り租税公課の全部又は一部は小作人が負擔するといふ條件附なのである。又、仮令さうしたものは一切要らぬといふ場合でも、それは無期限ではなくて、必ず短期間の期限附である。其適例は開墾の時の三椏四租とか五椏六租といふが如く、平常の收穫が得られる平常の状態になれば必ず普通の份益なり定額な

りの小作料が徴せられるのである。

偶々實態調査部落に於いては北滿丈で右五十四表のものしか見當らなかつたが、成程其事例は多くはないけれども中南滿に於いても何處かで必ず當面する一形態なのである。

尙、白租に關する詳細に就いては既に産調資料(45)の(2)「小作關係並に慣行篇」に於いて報告されて居る通りであるから、同書五五—五七頁を御参照相成り度い。

遼陽縣前三塊屯に於ける白租(白種)の事例

縣城在住の地主王某の島が羊耳山の中腹に三十畝位あり、此の畑は國稅一畝二十錢計七圓、村費は一畝五六錢計二十圓位の土地である。國稅は全額地主が納め、村費丈小作人負擔で白租であるが、閻家庄子の閻某が小作して見た處引合はないので今は小作する者も居ない。
開墾以來十數年になり、穀價が良かつた頃は小作料をとつて居たが、穀價が下つてから白租となり、今では白租でも作り手が居ない有様である。(前屯長談)

六、所謂「換地」の使用料に就いて

遼中縣黃家窩堡で當面した事例なのであるが、此の地方で俗に「換地」と呼んで居る土地は、一面から觀れば定雇に對する勞賃の一形態とも考へられるのであるが、よくその諸條件を検討して見ればこれは或る種の小作地であつて、地主に定備ひされた雇農の勞力といふものは、その小作地の利用に對する小作料として判斷する方が妥當な様に思はれる。

實情は斯うである。

1、換地の當事者、

換地を借りる方は、貧農極貧農雇農等の下層の者で、自家の食糧を確保し度い場合、家族のうち働きのある誰かが雇農に出て、家族のうち雇農稼ぎは出来ないけれども遊んで居る程もないといふ者が居る時に限る様である。

換地を貸付ける方は富農か、中農でも上層の部に属する者で、豊富に土地を有つて居る者に限られ、中小土地所有者は換地を嫌がつて居り、實際にもやつて居ない様である。

2、換地の管理、

作付から收穫迄一切の管理は換地を受けた側でやつて居る。換地の面積が何れも限られたものであるから、老人や少年婦女子でも大抵間に合ふが、此地方の定雇は通ひが多いので、大事な作業は一日か半日休んで勞力を自分の換地に割いても充分に間に合ふ。唯決して地主から何を作れといふ様な指圖や干渉を受ける事はないから、自家で必要な作物を作ればよろしい。

3、換地の對象となる勞働、

大人であれば通ひ、大半拉子等であれば住込むもよく、地主は必ず火自作等の富農であるから、其處に雇はれた其の他の雇農と一緒に同じ様に働くのである。日工等は絶対に駄目で、年工か定雇の月工でなければならぬ。此の地方では定雇を上半季下半季の二季に分けて契約する習慣なので、息子を上半季丈住込まして下半季の收穫季は我家で働かせるといふには大變都合がよい。此の場合の勞働器具は全部自分のものであるが、役畜や犁丈のみは地主のものを借りる事も出来る。

(A) 換地を借入れて居る農家

農家群別	經營様式別	農家番號	家族		被 年 工
			全 數	自 家 員 勞 働 數	
農 業 者	極貧農	自・雇	(17)	5	1
	雇農(定)	雇(年・月)	(28)	5	—
	〃	〃(年)	(35)	6	—
	〃	〃(月)	(34)	2	—
	雇農(不定)	〃(月・日)	(50)	3	—
半農半雜	貧農兼雜	自・小・雇	(13)	9	4
	雇農兼雜	雇(年・月)雜	(26)	11	1
	〃	雇(年)雜	(33)	6	—

(B) 換地を貸付けて居る農家

農家群別	經營様式別	農家番號	家族		雇 年 工
			全 數	勞 働 數	
農 業 者	富農	地・自	(2)	15	3
	〃	〃	(3)	20	6
	〃	自作	(5)	32	17
	中農上層	〃	(6)	10	5

第五十五表 換地の貸借状況

(A) 換地を借入れて居る農家

註……遼中縣戸別調査第一農家概況表、第四被傭労働表、第六労働關係表による。

農家群別	經營様式別	農家番號	家族		被傭労働			實地所有	自作地	借入地	耕作地	主要作物	借入面積の地	受取り得る勞賃	支拂ふべき小作料	換地の對象となりし勞力				摘要		
			全數	自働員數	年工	月工	日工									年	勞種類	能	勞期務間		住又ひ込み通	
農業者	極貧農	自・雇	(17)	5	1	—	9.3	15	1.49	1.49	1.00	2.49	高粱・大豆	1.00	(30.00)	(35.00)	31	隨當	成工	2月1日—7月10日	通ひ	勞力の全部と引換へ
	雇農(定)	雇(年・月)	(28)	5	—	1	5.3	17	—	—	0.50	0.50	高粱	0.50	(62.00)	(15.00)	38	〃	〃	1.22—7.1 7.21—11.1	〃	勞力の一部と引換へ 現銀60圓を受けたる
	〃	〃(年)	(35)	6	—	1	—	—	—	—	1.50	1.50	〃	1.50	(70.00)	(45.00)	36	打頭的	〃	2.1—11.1	〃	外現銀35圓の外に
	〃	〃(月)	(34)	2	—	1	—	—	—	—	0.50	0.50	〃	0.50	(45.00)	(13.00)	26	隨當	〃	2.1—11.15	〃	現銀40圓の外
	雇農(不定)	〃(月・日)	(47)	3	—	—	8.0	—	—	—	1.00	1.00	〃	1.00	(35.00)	(30.00)	24	打頭的	〃	2.1—7.1	住込み	上半季分全部と引換へ
半農半雑	貧農兼雜	自・小・雇	(13)	9	4	1	8.0	20	4.35	4.35	0.50 (2.00)	6.35	高粱・大豆・小麥・黑豆・	1.00	(25.00)	(30.00)	18	隨當	大半拉子	1.26—10.26	住込	勞力全部と引換へ
	雇農兼雜	雇(年・月)雜	(26)	11	1	1	3.0	—	—	—	1.00	1.00	高粱	1.00	(24.00)	(25.00)	19	〃	〃	2.2—7.12	通ひ	〃
	〃	雇(年)雜	(33)	6	—	1	—	—	—	—	0.50	0.50	〃	0.50	(45.00)	(15.00)	33	〃	成工	2.1—11.15	〃	現銀38圓の外

(B) 換地を貸付けて居る農家

註……戸別調査第一農家概況表、第五雇傭労働表、第六労働關係表による。

農家群別	經營様式別	農家番號	家族		雇傭労働			實地所有	自作地	貸付地	耕作地	主要作物	貸付面積の地	支拂ふべき勞賃	受取り得る小作料	換地の對象となりし勞力				摘要		
			全數	勞員數	年工	月工	日工									年	勞種類	能	勞期務間		住又ひ込み通	
農業者	富農	地・自	(2)	15	3	9	66.9	200	85.40	81.40	4.00	81.40	高粱・大豆・小麥・黑豆・	2.00	85.00	70.00	24 18	隨當	成工 大半拉子	1.22—10.22 1.26—10.26	通ひ 住込み	勞力全部と引換へ
	〃	〃	(3)	20	6	4	54.8	250	66.72	62.22	4.50	62.22	〃 〃 〃	2.00	63.00	60.00	17 31	隨當	大半拉子 成工	1.25—11.8 2.1—7.10	住込み 通ひ	勞力全部と引換へ
	〃	自作	(5)	32	17	5	70.3	500	118.02	115.52	2.50	115.52	〃 〃 〃 〃	2.00	105.00	50.00	38 36	隨當 打頭的	成工 〃	2.1—11.15 2.1—11.15	通ひ 〃	現銀37圓を仕拂つた外に
	中農上層	〃	(6)	10	5	2	26.9	40	33.00	32.00	1.00	32.52	高粱・大豆・稗子	1.00	30.00	30.00	19	隨當	大半拉子	2.2—7.12	通ひ	勞力全部と引換へ

3、勞賃の計算と換地の使用料の差引

勞賃に關しては他の定雇並みに一應最初から契約してあり、成工上半季一季分の賃銀三十圓が普通如く一响分の金納小作料三十圓とかけ合ふから、標準は其割合が中心になるが、雇農の能力と勞務種類によつて勞賃の方が大方高いから、雇主の方からは換地の外に若干の現銀を支拂ふ。小作料の方が超過して換地の借入人の方から現銀を追加せねばならぬといふ様な場合は絶対にない。

4、此地方一般の小作料はすつと昔から金納前拂小作料であり、定雇の勞賃はすつかり現銀勞賃である。此の部落は四人の富農が熟地の殆ど全部を所有し、そのうちの大部分は自作して居るので、他は大抵貧農極貧農と雇農である。大遼河の堤防に近く、氾濫すれば其一年は駄目であるけれども、後は却つて收穫高もよいといふ所である。

(一般聴取資料)……

小作地を得たいが小作料を前納する事の出来ぬ場合、自家の數人の働き手の居る者は、其の中の一人か二人を雇農に出して、賃銀の代りに半天地位の土地を借りるのである。

(自・小作兼雇農(13)番談)

此地方では普通の小作をしゃうと思つても容易に小作地が手に入らないし、又、小作するには十三―四天地は小作しないと成り立たない。然し乍ら雇農の勞賃丈では自家食料が不安であるから錢を貰はずに換地で貰ふのである。

家には全部で働き手が三人居て長男と次男は二人とも雇農稼ぎをして居るが、自分迄出ると家が女ばかりになるから自分丈は我家に止まつて換地を耕せば、恰度食糧も足るし現銀もは入つて都合がよい。自分獨り丈で耕せる様な頃合の小作地が普通に得られればそれ以上に換地などは要らないのであるが、どうしても小作地が得られない場合は換地を貰ふ様にせねばならない。

(雇農兼豆腐製造(20)番談)

以上の換地が、他の地方殊に北滿の隨所で行はれて居る「地夥」^{ダイホ}や「年青半夥」^{アヲハシハシ}又は代地(帶地)年工^{ネンコウ}の勞賃の一形態である所謂「代地」と異なる點は、耕作經營の主體が換地に於いては全く貸與された側になるに反し、「代

地」に於いては完全に給與する側に存するといふ事が決定的相違である。(※これ等の詳細なる事情に就いては産調資料(45)の(5)「雇傭關係並に慣行篇」一四—一九、九五—一〇七頁参照)。即ち、代地の耕作は専ら雇主を經營主體とし、専ら雇主の労働器具を以つて爲され、換地の耕作は完全に自己を經營主體として自己の労働器具を以つてなされ、地主の自作地丈が地主を主體として地主の労働器具で耕作され、自分は唯其處に雇はれて労働するといふ點に於いて前者を雇傭勞賃の一形態とし、後者は小作地として、其際地主に雇はれて労働し乍ら現金の支拂を受けなかつた部分の労働を、換地の小作料として判然區別して考へ得る譯である。

従つて、此處に所謂「換地の勞力小作料」なるものは「直接の生産者が一週の何ケ日は、事實上又は法律上自己の所有に屬する労働器具(犁、家畜など)を以つて事實上自己の所有に屬する土地を耕し、他の何ケ日かは地主の所有地に於いて無償の労働をなすといふ、最單純形態の地代たる労働地代」ではなく、「……餘剩價値の本來的形態であつて餘剩價値と同じものであるといふ……地代」でもなくて、一方に於いては多數の現銀拂ひ雇傭労働に據る富農的自作經營が行はれ、一方に於いては現銀拂ひ前納小作料による貧農極貧農的小作農經營が行はれるといふ歴史的社會條件下に於いて、富農の雇傭労働者の一人として最も忠實に働く事を條件として、恩惠的に貸與される極小土地の高率小作料であると謂はねばならぬ。換言すれば、滿洲の農村が斯る地方に於いて生み出した一種特別の勞力による小作料の一形態に外ならないであらう。

これで大體現行小作料形態の各々に就いてその地域的分布の模様を概観し、更にその布の諸條件に觸れて見たのであるが、斯る諸形態の社會的性質を掴む爲には更に歴史的變遷の跡迄溯つて見なければならぬ。

第三節 小作料形態の歴史的變遷

一、各調査部落に於ける小作料形態變遷の概要

以上に述べた如き小作料の諸形態に就いて、各實態調査部落に於ける變遷の跡を、極く大まかにではあるが、古老や物識りの記憶に辿つて見れば次の如くである。

(北滿に於ける小作料形態の變遷)……産調資料(45)の(2)「小作關係並に慣行篇」五—二〇頁、一七五—一八六頁參照)

(中滿に於ける小作料形態の變遷)

伊通縣雙城子……小作形態の變遷を窺ふに、本屯に於いては物納三色均交が常に最大數を示して來たが、事變前迄は分租もともに廣く行はれて來た居た。然し乍ら近年治安が悪化した爲に、治安の悪い所では小作をする者がなく、治安の良い所丈が定租で小作される様になつて來た。

磐石縣再家村……開放當時は招戸開墾して四年目頃から小作料を納めたと言ふが、確かな事實に就いては不明である。當時は物納分租が多く、二十年前頃迄は盛に行はれた様であるが、以來漸次物納定租に變り、事變前に於いては分租は全小作の二割内外に過ぎなかつた。事變後には分租は益々減少したが、是は分租であれば地主が小作人の食糧を負擔したり立替へたりせねばならぬ爲事變後に食糧が缺乏したから定租に移つたものとも言はれる。

懷德縣于家灣鎮……古老の語るところによれば、荒地が多くて幾らでも希望の面積が耕作出來た時代には(乾隆年間)、自作して手不足の際は招戸して開拓せしめ、當初三年間は無小作料で二十响以上の場合には房子も與へ、四年目から小作料を納付せしめた。當時は又「牛糞種子」と稱する分租も行はれ、役畜種子器具は小作人持ち、地主は土地建物のみを與へ、收量は地主三又は四

小作人は七又は六を取得した。又「勞金青」と稱して、役畜農具種子一切は地主持ちとし、勞力のみを提供し、收量は對半とし之を「分子青」と稱し、一切の耕作計畫は地主がやつた。

然るに民國十年以後、小作人側から云へば地主が得すぎると言ひ、地主側から言へば煩雜で不正が起り易いといふ理由でその制度がなくなり、本屯では民國十二年以來、全く其影がなくなつて、現在では物納定租が殆ど全部となつた。

——一般調査報告書二九四頁——

梨樹縣斐家油房屯……本屯では小作が始められた當初から物納定租と物納分租の二つの形態が行はれ、現在と大差はなかつた。

——一般調査報告書七八四頁——

海龍縣……光緒年間からずつと物納定額で、大豆、高粱、粟又は、玉蜀黍の三色均交であつた。

——一般調査報告書一九二頁——

(南滿に於ける小作料形態の變遷)

鐵嶺縣……本縣に於ける小作料騰落の趨勢を民國十一年以降を三期に分ち、其の間に於ける小作料形態の變遷を考察すれば次の如くである。

第一期 漸騰期 自民國十一年 至民國十五年

奉票の下落に由來して特産商品高騰し、其影響に起因して地價も從つて暴騰し、一天地八〇〇圓乃至阡圓に達し、爲に金を貸して居た者特に入典者は甚大な損害を蒙つた。

第二期 最高期 自民國十五年 至民國二十年

小作形態は物納定額より漸次銀納定額に轉換して、末期には小作料が最高に達したのである。

前半期は銀納形態最高に達し、物納形態は全く銀納形態に移り、一天地當小作料三十五圓乃至四〇圓を上下する様になつた。

後半期は奉票下落と、民國十八、十九年の戰亂の爲、漸次下向の趨勢を辿つて來た。

第三期 漸落期 自民國二十年 至康德二年

第二期後半期の影響漸く深刻となり、銀納率低下し物納又は分益の形態に變遷し、更に村費の高率賦課に依つて小作人の負擔が過重となり、小作料低落に一層拍車を加ふるに至つた。

此の時代の銀納は全盛の約二割で、現在に至つては極貧區には銀納前拂の形態殆んど残存せず、全く後拂或は分割拂となつた。然し第七區は今尚銀納前拂の形態を保ち、一天地小作料三〇圓前後を示してゐるのである。——產調資料(40)に據る——

鐵嶺縣畢家壩窩棚……小作形態の變遷を探究すれば、開拓當時は全部無償で三ヶ年小作を繼續させたが、生産力が増加すると共に物納定額に變化し、一天地に付二斗乃至三斗の高梁、黄豆、穀子等を納入し、咸豐年間に至りて土地が熟し益々生産力が増大した爲、四六の分益形態に遷り、咸豐六〇年前には全部熟地と化し、物納定額三割、四六分益三割、五五分益形態三割となり、六四分益形態も生ずるに至つた。

其後今から約九〇年前頃迄は隨意契約で、地味の良否に依つて、土地は二石五、中地二石、下地一石五の物納定額に變化し、光緒初年に至つて銀納定額前拂が主として行はれ、後拂又は分納は稀になつた。之は地主がその利益の増大を圖つた結果、銀納形態に變じたものと見做されるのである。小作料は一天地一圓乃至一三圓で、一天地收量は七石内外であると言ふ。此の時代にも物納定額の形態が残存し、其後大なる變化もなく現在に至つたのである。

——同前掲書による——

法庫縣……本縣全體としての小作料形態の變遷の跡を大觀すれば次の如くである。

形態別	年代別	民國十一年頃	〃十三四年頃	〃十七八年頃	〃十九年頃	大同元年	康德二年
金納定租		三五%	四五%	六〇%	二五%	五〇%	三〇%
物納定租		五五	四五	三〇	六五	四〇	六〇
物納分租		一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
計		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

——產調資料(41)に據る——

法庫縣圖山子屯……古老の言によれば、民國十八年以前は小作形態は全部金納定租前納で物納或は分益は全然なかつたが、民國

十九年以後貨幣價値の變動の爲に農民は疲弊し、金納は不可能となり殆ど全部が物納定租に變つたと云ふ。思ふに貨幣價値の暴落と共に農業恐慌による穀價の下落或は治安の悪化等に歸因して農耕資金の缺乏に因るものであらう。分益小作も民國十九年より二件現れたが之は何れも分家せるものが東家との間に契約をなし分益をなせるもので現在まで繼續されてゐない。

——同前掲書參照——

新民縣……縣に於ける小作關係の變遷を概観すれば次の如くである。

縣内主要小作料形態變遷一覽表

型 態	民國十一年	十三十四年	十五十六年	十七八年	十九年	二十年	大同元年	二年	康德元年	二年
銀納定額前拂	一五%	一五%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	五%	五%	一五%	一五%
物納定額三色均交	五〇	五〇	五〇	五五	五五	五五	五〇	五〇	五五	五五
物 納 分 租	三五	三五	四〇	三五	三五	三五	四五	四五	三〇	三〇
其 他										

——新民縣一般調查報告書——

——黑山縣一般調查報告書——

黑山縣孫家窩棚屯……本屯に於ける小作形態には何等變遷は見られない。昔から現在と同じ物納定租制度のみが行はれて居り、分益或は金納制度は全然行はれた事がないと言つて居る。

盤山縣……民國十八、九（一九二九—一九三〇）年になつて奉票の下落で現金小作は益々増加の傾向にあつたが、滿洲事變後は現物小作に還元した。

其理由に就ては連年の水害に加ふるに滿洲事變當時の匪害及び自衛のための入費が農民を疲弊せしめて現金の前拂を不能としたと共に、國幣に對する信用薄かつたが爲だと云つて居る。

ともあれ本縣としては過去現在を通じて現物後拂が小作型態の支配的なものである。

——盤山縣一般調查報告書——

盤山縣孟家舖屯……事變前迄は現銀前納が支配的であつたが、事變による治安擾亂の結果自衛のための入費と危険のための耕作の不如意は農家の經濟を逼迫せしめ、小作人をして現銀の前納に堪えざらしめ、事變を契機として小作料は急轉し大部分現物後拂ひになり、而も分益が支配的なものとなつて來た。

——盤山縣一般調查報告書——

二、滿洲に於ける農業體制變遷の概要

右に列記した所の主として農村の古老や地方の物識りから一般的に聴取つた斷片的資料を綜合的に判斷して、小作料形態の歴史的變遷の動向を窺ふ前に、ざつとでも良いから現在の滿洲の農業體制の發達の足跡を反省して見る必要がある。實態調査部落を始め今日の各地の農村に於ける農業體制を成長せしめて來た歴史を年代別に大きく別ければ世間並に次の三大年代となる。即ち

- 清朝時代
- 民國時代
- 滿洲國時代

の三大年代である。言ふ迄もなく、此の年代を經濟機構の生産關係を中心として見れば、封建制度が爛熟し崩壊し始めた年代から、資本主義が封建制度と苟合妥協し、前代の歴史的役割は既に終つて了つて封建的體制は清算し切れず而も資本主義自體は自らの時代の役割を果すには極めて不健全にしか成長し切れない儘で、既に凡ゆる矛盾を激成して了つて滿洲事變にぶつ突かり、滿洲國の建國となつて茲に舊體制の全面的批判と新體制の確立に、今當面して居る譯である。

1、在來の封建制

もつと敷衍すれば、「清朝時代の農業體制は、土地について言へば、一般自營農民が所有した半封建的な民地と、純粹なる封建的土地と……、及び滿洲邊外の老なる蒙地とであつた。そしてこの三部構造をめぐつて……老なる國有荒地と村落共有地とが各地に散布した。(滿鐵經濟調「滿洲經濟年報」一九三四年版七頁參照)。これ等の土地を中心にして一方には、「納租義務付の封建的私有」者が、純粹なる封建的土地には前清皇室を中心とする王公、旗人が居り、一方には莊頭莊丁、佃戸と流民とが居て農奴又は半農奴的生産を營み、蒙地には所謂蒙古王公を代表者とする「蒙古民族の共同所有と共同利益」とが残存し、其處に又流民が入り込んで私墾を始めて居たが、國有地はまだ無主の荒地であつた。(同前掲書一九三三年版五—一〇頁參照)。「……當時に於ける滿洲の農業地域は僅かに遼東、遼西の地方を主とし……他方には……蒙古王公地や、人烟稀な無主の荒地が存して、處々に遊牧民や狩獵民が棲息してゐた。」(同前一九三四年版三七頁)。清朝は明末清初の約半世紀の戰亂で荒廢した耕地の恢復と開拓の爲に順治、康熙の二代に大規模な漢民族の滿洲への移殖を企圖し、幾度か遼東開墾招民例を發布したが、其反面に於いては又滿洲を自己發祥の重地として舊態を復活確保する意圖の下に、乾隆年代以後幾度となく封禁の諸令を繰返して清末に及んだ。(前掲書一九三三年版、四頁、一二—一三頁)

2、封建制の崩壞過程

斯うした相容れない矛盾を内包した儘で滿洲の封建的農業體制は獨特の發達を遂げて來たのであるが、支那本土に於ける封建制度の爛熟による内部的自己崩壞の諸要因と、阿片戰爭を切っ掛けとして押し寄せて來た資本主義の侵入と外部諸要因とは、結局滿洲の農業體制を何時迄も特別地域として例外視する譯に行かなかつた。即ち「舊農業

體制の崩壞過程は……嘉慶を中心とする第一段階と、光緒を標的とする第二の階梯との「二つの順序を経て急速に其歩調を早めたのである。即ち「支那國民經濟の一般的諸情勢に基いて、北支那の老なる難民が滿洲に繼續的な流亡運動を起したのは、皮肉にも滿洲が封禁令の鐵扉で塞された康熙の末年からであつたが、これが……愈々奔流となつて、岩に激し岸邊を咬んだのは、乾隆の末から嘉慶にかけてであつたと考へらる」るのであつて、「今は何物の力を以つてするも防止し得ない勢で滿洲に押し寄せた流民のうち、先づ直隸人は多く遼西を選び、山東人は遼河及び其支流なる渾河・太子河の流域を選んで、そこに彼等の第二の故郷を設定した。」「……第一次の流民は、北は開原を界とし、東西は千山々脈と邊柵に限られた地域に定着したのであつたが、彼らはその定住地の到る處に於いて廣漠たる無主の原野に鋤を入れた。」「……吉林省では雍正の初年すでに移民の流入をみた。併し、それが潮の如き勢で長柵を越えてこの地に入り込んだのは、大體嘉慶であつたと推定される。……流民がこの地で先づ定着したのは吉林省であつたが、此處を足場として流民はその潮先を漸次北に向け、舒蘭・霍倫に押し寄せ、ついで雙城堡・伯都訥に及んだ。これらの流民が、その到る處に於いて荒地を私墾したのは言ふ迄もない。……「吉林省への流入とや、遅れて、奉天省から溢れ出た流民は滿洲邊外の蒙地を侵し始めた。この侵蝕は、大體科爾沁部遼河の流域から漸次北に向つて行はれたと言ひ得る。」ところが、支那移民の特質はそれが「市場と密接なる關係を有し、従つて他の凡ゆる本國の政治的・經濟的條件即ち都市・手工業及び商業機關と共に進んで始めて新領域の領有力を有する」といふ點に在るのであつて、「山東から入つて來た流民が……一部落を形成すると、その後を追つて直隸人の商店が入込んで雜貨を商つた。」更にこれと前後して、「山西から錢莊が入り込んだ。これは大體嘉慶頃の狀態であつたが、道光になると燒鍋が現はれ、ついで糧棧油坊が渡來した。」斯くて、「雜貨商・錢莊・燒鍋・糧棧・油坊等々にその姿を具現した商

業・高利貸資本が、かく嘉慶の末年頃から滿洲に侵入して、擴大して行く流民の後を追ひつゝ南から北へ、西から東へと擴がり、ありと凡ゆる社會氣孔にもぐり込んで活躍したことは、急速に滿洲の農業生産物を商品化する事であつた。」そこで「舊滿洲社會の本來的農業體制は、流民による無主の荒地の開拓、王公・旗人の新開地の獲得並びにその領地の典賣、この三つの方向に於いて崩壊し出した。」（前掲書一九三三年版）

ところが「如上の解體過程を辿つて居た舊農業體制を最後の爆破に迄導く新たな情勢が、前世紀の中葉以後に發生した。」支那本土に於いては「嘉慶以後は文字通りに戰亂の世代であつたが、これらの諸戰爭が……舊い秩序と組織を無慈悲に破壊」しつゝあつた所に「阿片戰爭の結果、鎮國の扉を押し開いて支那に雪崩れ込んだ外國の資本制商品と、日清戰爭後に移植されたところの、又これに刺戟されて自生した所の近代工業と」は、「舊支那社會のかゝる崩壊に、より強い拍車をかけ」、「これが滿洲國民經濟に直接影響する所は、外ならぬ難民の、より急速な侵入」と、これらの老なる流民と手を組んで滿洲に入り込んだ「單純なる形態の商業高利貸資本の少部分の産業資本化」と「所謂買辦資本化」とであつた。（前掲書一九三四年版）

一方既に滿洲に於いては、一八六一年、文久元年、咸豐十一年、牛莊が開港せられて「滿洲は直接に世界市場と經濟的接觸を」始めて居たのであるが、一九〇三年（明治三十六年、光緒二十九年）には東清鐵道京奉鐵道が開通し、引續いて安奉線の改築、これと前後して、大連・安東等の開港といふ事になり、「滿洲産原料品と外國製造品との世界貿易を驚くべき速度で成長させて行つた」のである。そして「この滿洲農業生産物の偉大なる増大は在來の農業技術の改革に俟つたのではなく、耕地の擴大、即ち未荒地開墾によつて實現されたものであり、この諸變化に滿洲農業が對應する爲には、こゝに農業體制の變革が要請されたのである。」（前掲書一九三三年版、一九三四年版）

「これらの諸事情は……清朝政府の財政困窮……帝政露西亞の南侵等の諸事情とからんで、清朝政權をして、一切の國有地を開放せしめ、康熙七年以來の傳統的政策、滿洲封禁令を放棄せしめ」るに到つた。そして「同治から光緒にかけての最も華々しい開放は、黒龍江省にみられ……」先づ「所謂東荒地」が開け、「東清鐵道の開通後は哈爾濱呼蘭を中心に波紋を描きつゝ全く熱病的な速度で」今日の所謂北滿地方全部の土地が一般民人に開放されたのであつた。（前掲書一九三三年版に據る）

3、民國時代に於ける資本制と封建制協の過程

然し乍ら、以上に述べた二段の階梯を踏んで崩壊しつゝあつた舊滿洲社會の封建的農業體制に、法制的に決定的運命を與へたのは明治四十五年の辛亥革命であつて、最初に大別した「民國時代」は此の時に始まる。

「即ち民國の政變以後、早速、身分制的世襲的土地の整理が始まつた。」「……莊頭、莊丁等の農奴身分を法律的に解放し、所謂四民平等の法の下に立たしめた。」そして民國初年には土地の殆んど全部が「丈放清理されて了つた。」それ等の「諸土地關係の整理と並行して地租の改正が進行した。……これが滿洲に於いても農業改革に於ける最も重要な内容の一つであつた。……先づ奉天省では民國三年に……田賦劃一辦法を發布し……従來の税率を……凡て同一率に……従來の半金納制は金納制に、推移し、納付貨幣は凡て大銀元に統一された。」吉林省では既に清末の光緒三十一年に米銀折半の徵收法を撤廢して専ら金納制に改められて居たが、民國三年に舊税率を新税率に改めた。黒龍江省に於いても民國二年全省の地租改正を行ひ、銀兩單位を廢して總て大洋單位に改めた。蒙地の地租も光緒年代に大體は統一して來たものゝ如くであるが、民國に入つて、大體としては耕地面積の七割に課税し、大洋單位として、蒙旗と政府とに分納する制度を確立した。

「然し乍ら滿洲に於けるこれらの諸變革は……極めて不徹底なものであつた。」即ち、「舊封建的諸土地は、その身分制的性格を失つて、民地に解消されはしたが……國有荒地の丈放や蒙地の開放に當つて、それらの土地の買受人として現れたものは、殆んど多くの場合、農民ではなくして、最も屢々農業經營に無關係な中央又は地方の文武官若しくは商人の如き富裕層であつた。……従つて、國有荒地の拂下、蒙地の開放の過程は……外ならぬ封建的大地主の創出過程であつたと言ひ得らるゝであらう。」又、「民國初年度に於ける完全なる金納地租の確立は……前清時代の地租をその儘に繼承した高率地租」であつて「農業に於ける資本の蓄積を殆んど全く妨げた。」

何故かならば「……國民革命によつて積弱の政權を繼承した舊東北政權は、末期封建社會の必然的產物たる農業ルンペンの成り上り者」であつて、「近代國家がその形成過程に於いて爲さねばならぬし、又なし得たところの諸任務」には到底耐え得ない本質的運命を背負はされて居たからである。成程民國時代になつてから、資本主義の成長に必要な前提をなす所の産業保護、哺育の諸政策は、曲りなりにも實行された。けれども「舊滿洲工業社會の資本主義的開化は、その出發點に於いて既に畸形兒であつたのであり、この畸形兒はそれ自體にとつては、全く過熱的な外來モメントの故に、益々畸形兒たらざるを得なかつた」のである。換言すれば「苛税・兵差・インフレーション、この三つのもつれ合つた不斷の強行」によつて、單に農業部門に於いては、資本の蓄積の不可能といふ域を遙かに越えて、單純なる再生産の基礎そのものが破壊されるといふ事態に立到つたのみならず、農業部門以外の生産部門に於いても資本蓄積を不可能ならしめ、再生産の基礎自體を萎縮させ、枯死せしめ、「凡ゆる生産部門に於ける近代的資本の發芽を無慘にふみにじつた」のである。（前掲兩書一九三四年版、一九三三年版に據る。）

「願れば、民國初年の市民的土改改革も、僅かに地主の相貌を近代的容姿に塗り換へたに過ぎずして、封建的地代

關係をその儘に引繼い」だに過ぎず、而して「舊東北政權は、地主・商人・官僚の所謂三位一體を基底として廣汎な客細經營下の農民の上に構築せられ……租税・紙幣インフレ・公債等々の手段によつて」却つて近代國家の成育發達を阻害して來た。而も滿洲經濟が國際經濟の網の目に捲き込まれ……農業が單一耕作化した事は「益々商業高利貸資本の農村に對する支配を高め擴大した。かくて農村の……一方には地主高利貸の土地集中を招來し、」他方には「貧農小作人、農業使用人を放出し、はては身を兵隊・浮浪人・匪賊に陥れる結果を招いて來たのである。」然るに彼等農村の支配者達は斯る事態に反省し自戒する所か、却つて外國勢力と結びつく事によつて益々在來の諸關係の維持にこれ努め、「かくして滿洲農業生産は封建的桎梏の下に、重き鎖を引ずつて歩んで來たのである。」（前掲書一九三四年版六六―六七頁）

4、滿洲國時代

實に斯くの如き事態の下に於いて滿洲事變は起つたのであつて、最初に大別した所の新しき「滿洲國時代」は、前清の民國時代に清算し切れなかつた封建制を美事に清算し、畸形兒的發達しか達げずに却つて封建制と妥協して了つた滿洲の資本制に對する新しき自己批判と、それによつて生れる新しき體制の樹立といふ二重の歴史的使命を背負はされて始まつて來た譯である。

三、農業體制の變遷と小作料形態の變遷

右の如き、滿洲全體として見た農業體制の歴史的變遷の荒筋を念頭に置き乍ら、各調査部落の小作料形態に就いてぼつり／＼と斷片的に語られた沿革を反省して見れば、自づから其處に一貫した歴史的傾向を察知することが出来る

のである。

1、各調査部落の沿革的特長

實態調査報告書の取り纏めに際して、我々が地域的に一應の區切りをつけて見た南滿十縣十ヶ部落、中滿十縣十ヶ部落、北滿十六縣十七ヶ部落といふのを沿革的に大観して見れば、いづれも先に三大年代に別けた中の清朝時代に草分けられた部落であつて、唯北滿に於ける一二の部落が民國時代の開拓に係るものであるが、就中、南滿の草分けは主として順治康熙の遼東招民例時代に肇まり、中滿の草分は主として乾隆嘉慶の封禁令時代に創まり、北滿の草分けは主として同治光緒の開放時代に始まつて居るものと言ふ事が出来る。勿論流民の私墾は何處でも此等の各年代に先行して居るのであつて、調査部落に於いては斯る私墾時代の苦勞話もつぶさに語り傳へられて居るのであるが、所謂『難民流亡の奔流が岩に激し岸邊を咬んだ』大きな波動の頂點を示せば如上の三つの時代となるのである。

而して之を土地制度の沿革から大まかに觀れば、南滿は遼河を中心とする所謂遼東遼西地方であつて、紅册地と、官莊・莊園・旗地等の官有地とを主とし、中滿は長棚に圍まれた廣大なる蒙地と額徵餘地其他の官有地を主とした地方であり、北滿は一部の蒙地を除けば殆ど全部が無主の國有荒地であつたのである。勿論調査部落を一々當れば、南滿に於いても、牧廠地あり牛録地あり伍田隨缺地あり又山園あり等々の如く、又中滿に於いても或は圍場あり、北滿に於いても旗地あり、兵缺地あり等々の如く、夫々の歴史的な土地の上に拓かれた事例が尠くないのであるが、南滿中滿北滿の特長を言へば前述の通りなのである。

だから北滿の調査部落は開放時代以前は餘り知らず、中滿の調査部落は封禁時代以前は大した經驗をせず、南滿の調査部落は遼東招民例以前の影響は今日は既に残つて居ないと言つて宜しからう。

従つて之等の各調査部落に於ける小作關係の發生を、單に時間的に見るならば、北滿の小作關係は土地開放以後の小作關係であり、中滿のそれは封禁時代以後の關係であり、南滿のそれは遼東招民例以後のものであると大雑把には言へるのである。然し乍ら斯る小作關係の歴史的な性格に就いて考察するならば、彼等農民が南から北へ、西から東へと移動して行つた經由地に應じて、夫々の個性を傳へられて居る譯である。即ち北滿の開放地の小作關係であつても封禁地の小作關係を経験し、中滿の封禁地の小作關係であつても遼東遼西の招民地の小作關係の血筋を引いて居た譯である。だから各農村に於ける現行小作關係の素性を洗へば、或は半封建的な民地に發生した小作關係の流れを享けたものであり、或は、純粹な封建的土地に生れた小作關係の筋を引いたものであり、或は氏族共有的蒙地に發生した小作關係の影響を強く受けて來たものであり、或は斯る一切の傳統とは無關係に最初から開放地の私有地に誕生した小作關係でもある譯である。

2、各々の沿革的土地に發生した小作關係の特色

それならば、さういふ沿革的に異つた性質の土地に夫々發生した小作關係はどんなものであつたか。

「まづ、一般民地の地代關係から考察する」と、「遼東招民開墾例の時代に支那本土から渡來した農業移住民は、……夫々の群をなして各地に散布したのであつたが、……彼らの手に餘剩生産物の生産が可能となるにつれて、……農民層の内部に地主と小作人との生長を不可避」ならしめ、「さきに指摘した商業……高利貸資本の渡來と、最初から法認された土地處分の自由」との爲に、斯る「不可避の傾向を益々鞏固な基礎の上に發展」せしめたのであるが、そこに生れた「地代關係は、殆ど凡て分益小作の形態であつたと考へらるゝ。」（滿洲經濟年報一九三三年版、二〇一二頁）

次に官莊・莊園・旗地等に於ける小作關係を考察すると、元來此等の土地には身分的に緊縛された壯丁・旗丁が居り、此等多數の壯旗丁が實際には耕作し、此等の壯旗丁を監督する莊頭が居て所定の租差を徴し、此等土地の領有者である皇室王公旗人に納めて居たのであつて、此場合に於ける小作關係は身分的義務の關係しか成り立たない筋合なのであるが、實際は壯旗丁の家族の増加、又は壯旗丁の退領、流亡民人の増加に従つて、此等の登録されたる農奴と農奴との間に、又農奴と流亡民人の間に、又、莊頭と民人との間に私的な租や佃の關係が派生するに到つたものである。「莊園の分種」糧莊の壯丁は一般に廣潤なる莊地を領種するが故に、宗族の増加に隨ひ次第に分家し、而して其分家にも亦莊地を分與し、各分領地に相當する租差の輸納に當らしむ。分種是なり。諺に糧從地出と言ふ……」（註一）のや「莊園の轉租」壯園丁が其土地を出租して耕種せしめ得べきは疑を容れず……此の場合に於ける租種者は單純なる壯丁の佃戸に過ぎざるを以つて其契約の普通租なるは勿論、莊園頭と佃戸との間には直接何等の關係をも生ぜざるものとす……」（註二）と言ひ、又「……壯園丁は各其幼丁を管轄し得る權利あり……」（註三）と言ふのがいづれも身分的土地に於ける私的な小作關係の發生を證するものであつて、其處には壯園丁といふ農奴に準すべき團山戸、又は現租戸といふ半農奴が居た事は察するに難くない。「……官莊に於ける團山戸とは設莊前後、莊頭・莊丁等が協心戮力して官荒の開拓に従事し、之に因りて其永佃權を取得したる民佃なりと云ふべく……唯沿革上の事實に基きて莊地を耕種するに過ぎざれども、然も其佃權は……殆ど壯園丁と擇ぶ所なき官莊の世襲佃戸」（註四）であつて、「……團山戸の有する佃權は壯園丁の租權に必敵すべき永佃權なるを以つて……團山戸の宗族も亦糧莊壯丁と同じく分種によりて分得莊園の佃權を取得し得るもの……」（註四）なのである。「……現租戸即ち普通の小作人……は只口約により莊園を租耕する民佃にして、官莊の設立に深き關係を有せず。從て其權利の如きも毎年翌

年度の租を前納し始めて莊園を耕種し得る……所謂先租後種、又は上喫租と稱する……普通の貸貸借に過ぎず……」（註五）

註一、二、三、滿洲舊慣調查報告書「內務府官莊」一七五—一八四頁參照

註四、同書一八九—一九二頁參照

註五、同書一八九頁參照

斯くの如き關係は、旗地等の身分的に耕種を義務づけられた凡ゆる土地に就いて發生した事は當然の筋道であつて、斯る土地に發生した小作關係が所謂「分種」なる分益小作であり、又「先租後種」又は「上喫租」といふ定額小作であつた事は明かである。而して斯くの如き關係は「屢々くり返した嘉慶を界とする舊滿洲社會の經濟的構造の變化に迫られて、王公・旗人等々の封建的身分が、……開墾地の獲得に従事し、又その所有地の典賣を盛んに行つたこと」、「……一般民地に於ける官吏の地主と同様に、歪められた封建的財政組織、過重な税の徴收、米銀折半の徴税方法等々は身分制的・世襲的土地の總管理人としての莊頭を、偉大なる官吏資本の蓄積者たらしめ、……」又、「遅くとも清朝の中朝以後、これらの農奴もしくは半農奴によつて……退領・押・指地借錢・轉租の名を以つてする公然の盜賣もしくは私典」が盛となるに従つて、益々激化されて來た事は察するに難くない。（滿洲經濟年報一九三三年版二二頁參照）。

「次は舊滿洲邊外の蒙地についてである。蒙地が本質的に蒙古民族の共有地であること、並びにこの共有地が嘉慶以後に急速に開放されたこと……」は先述の通りであるが、「商業高利貸資本と手を組んで蒙地に侵入する流民は、初期に於いては全く無償でその定着地附近の土地を開拓したのであつたが、後期に於いては、荒價を王公に支拂ひ、

執照の下附を受けてその地を永久に耕種する権利を得た。そしてかゝる永租権の獲得の結果として年々一定の租を王公に納入したのであるが、このことは開放蒙地に、名目上の地主としての蒙古民族と小作人としての地代關係が、永租權なる形態に於いて發生する事に外ならぬ。そしてかゝる地代關係はやがて「蒙古王公が益々財政の窮乏に陥るに従つて、益々大段荒地もしくは遊牧地の丈放をなすに迫られた。……これらの大地積の丈放に際して攪頭といふ投機的獨占的地主」を發生せしめ、「従前の蒙古民族對漢人農民の地代關係が次第に攪頭對農民のそれに代置」さるゝに到つた。(滿洲經濟年報一九三三年版)。而して斯る蒙地の場合に於いても亦如上の永租權者相互の間に、又永租權者となつた流民との間に「分種」だとか「轉租」だとか又は「上喫租」にいふ様な二重三重の私的小作關係が生れたに相違ない。

又所謂**撈青小作の關係**に就いても、文献に「撈青は撈青又は撈青と記し、又半清、清分、分種、夥種、均分、對半等の名あり……：廣く行はれざるも各所に屢次見る所にして、收穫少き瘠鹵の土地を出租する場合又は未墾地を開墾成熟せしむる條件にて出租する場合此の方法によること多く……：蒙地に於ては撈青方法多く行はれるゝを知るべし」(註六)とあり、「又舊記に養息牧河廠試墾地畝……：及與民夥種分糧……：とありて養息牧河廠(現在の新民縣一帶)試墾の際にも亦此の租法を行ふ事を認めたるを知るべし」(註六)とあつて、前に掲げた榆樹縣于家燒鍋の古老が「荒地が多くていくらでも希望の面積が耕作出來た時代―乾隆年間には招戸して開拓せしめ……：當時は牛糧種子と稱する分租(役畜農具小作人持ち)も行はれ、……：又勞金青と稱し役畜農具種子一切地主持ち……：收量は對半とし之を分子青と稱」する小作が行はれた事を語つて居るのと照應し、(本節一項參照)、斯る小作關係發生の淵源を察知する事が出来るのである。

(註六)……滿洲舊慣調査報告書「租權」二九―三〇頁參照

3、發生當時の小作料形態

而して右の如き土地に發生した小作關係に於いて、其小作料の形も既に當時に於ける皇室王公旗人と莊頭、莊丁、旗丁、民佃との間、蒙古王公と永佃權者又は攪頭との間、又一般民地に發生した渡來地主や招頭地主と官衙との間に於ける租差の形態が、其儘「分種」「上喫租」「轉租」又は「典押」等の方法によつて、當時の小作人との關係に移された事は當然の成り行きであり、物納定額小作料の三色均交、二色均交又は一色納といふ形態の沿革的根據が遠く此處に發見されるのである。

「内務府官莊には各其實納する特殊の租物あり、今此租物を標準として區別するときは

- (一) 穀菽を納むるもの
- (二) 銀を納むるもの
- (三) 綿、糧、靛、鹽、蜜、葦を納むるもの
- (四) 果、實、蔬菜を納むるもの
- (五) 羽革、禽介を納むるもの

の五となすを得……」(註一)とあり「……尤も糧莊の租は決して大糧一種のみに限らず、尙其外に……種々の雜徵ありと雖も皆其附課若くは折徵に係る(註二)と云、又「果實蔬菜を納むる官莊……皆夫々特殊の果實を貢納するは勿論なるが、(遼陽縣前三塊石屯は斯る果子山場の一つであつた。―筆者註―)別に錢糧……等の附課あり。其果實も現在は率ね銀納に折算せらるゝに至れり……」(註三)とある。

又「租の種類……本色とは法律を以つて……定めた租其物……必ず……之を輸納し他物の代納を許さざるもの……」。折色とは便宜上本色を銀錢又は他物に折算して換納するを言ふ。……正徴とは……主たる納租物體を指すものにして、概ね本色租に一致するを常とす。……雜徴とは正徴以外の……附加租にして概ね設莊以後必要の都度之を加徴し來れるもの……」（註四）とあり、又「旗租は……錢糧にして草豆及粟の二種あり。……官莊の錢糧は普通の旗地と其額を一にす。……」（註五）とある。

註一、二、三、舊慣調査報告書「内務府官莊」二五―三四頁參照

註四……同書一九九―二〇〇頁參照。

註五……同書二九―三二頁參照。

斯くの如く、其の土地に特定せられた租の形態そのものが小作料にも移され、租が折色又は雜徴によつて現地に即した數色となり又は現銀に折せらるゝより以上に、小作料の形に於いては、或は二色均交三色均交となり、或は米銀折半となり、大膽に言へば銀納小作料そのものすらが、既に身分的土地に小作關係が發生した頭初から行はれ得たといふ事が判断せられるのである。前の第二節一項に掲げた遼中縣黃家窩堡に於ける農民の語るところが、封禁時代の租稅關係が土地開放後の小作關係に變つて行つた経緯は明瞭でないが「本屯に於ける小作料は草分け以來銀納定租であつた」と言ひ、本節の一に掲げた黒山縣孫家窩棚の古老が「本屯は開拓以來物納定租制度のみが行はれて來た」と言つて居るのは、單に農民の大雜把な記憶の不充分として片附け去る事は出來ないのであつて、實に斯くの如き沿革的根據の上に立つて判断して宜しいと思ふのである。

4、清末民國初めに於ける小作關係及び小作料形態の變遷

斯くの如き發生的沿革をもつ小作關係及び様々の小作料形態が、爾後の農業體制全體の歴史的變遷に應じて又夫々の變化を示した事は申す迄もない。

既に清朝時代に於いても嘉慶年代を中心とする移民の流入時代、光緒末年大土地開放時代に於いて、土地の身分制世襲制といふものは急激に弛緩し、唯法制的に、名目上は王公旗人と莊頭莊旗丁、莊頭莊丁旗丁と民佃、蒙古王公と攬頭又は永佃戸、といふ特定の身分的關係が維持されては居るが、農村の實狀は到底斯うした封建的身分關係では治まりがつかず、公然とこれらの封建的諸土地の盜賣又は私典が行はれ、農村を支配するものは莊頭、莊旗丁の成り上り地主と小作人、攬頭又は永佃戸の大地主と小作人、又は民佃戸の中の成り上り地主と小作人といふ關係であつて、而も此等の實質的な小作關係は日と共に名目上の身分關係を無視するに到つて居た事は察するに難くない。

而して光緒末年に行はれた北滿の大土地開放は中南滿に於ける斯の様な傾向に益々拍車をかけ、羈氣のある農奴は續々耕種義務地を退領し、從來の民佃や新に流入した流民は決河の勢で北滿への大移動を開始しつゝあつたのである。

斯ういふ狀勢の下に清朝は亡んで民國が成立したのであるが、此の時期を劃して清朝時代の小作關係は法制的にも一變するに到つた。

「滿洲に於いても、民國の政變後まづ試みられたのは、身分制的、世襲的土地の整理であつた。」**皇産**は一部は官有地として大部分は「すべてこれを前清皇室の私有地として改めて法認し、その上特別の保護をなすこととした。内務府官莊は「莊頭の管理地は莊頭に承領せしめ、丁佃の分耕地はこれを丁佃に分領せしむると共に、典押地は……典押主に承管せしめた。」**そして、これに伴つて、莊頭、莊丁等々の農奴身分を法律的に解放し、所謂四民平等の法**

の下に立たしめた。」然し乍ら、これは民國政府の特別保護の下に封建的大領土制をそのまま再現したもの以外ならなかつたので、民國四年四月に「奉天全省官地清丈局章程」を發布して、この大土地形態を解體し、これを一般人民に拂下げ純粹な私有地とした。「かくて前清の諸官莊は、法律上に於ける一切の封建性を失つて近代的相貌を現して來た。だが經濟的には、これは只だ、前皇室に代つて外ならぬ莊頭が地主となつたに過ぎぬのであり、従つて従前の清室對莊丁、佃戸の封建的關係が、そのまま、莊頭と丁佃の間に……移行した迄のことであつた。」「吉林省では民國三年……諸官莊の整理に着手し」たのであるが、此處でも「従前の地代關係をそのまま、莊頭、丁佃の間に移行し延長せしむる結果に歸したのは、奉天省と全く同一であつた。」「王公莊園並びに旗地も、右にみた諸官莊と同一の方向と方法に於いて解體した。」「國有荒地の私墾地もその後整理せられ、これらの土地の「所有權は總て、それらの土地の從來の利益權者に賦與されたのであつた。」「蒙地に就いても、……一律に……中央官廳から開放」した。(滿洲經濟年報一九三三年版二四—二八頁)

斯うして一應は、民國の成立によつて封建的土地の身分制世襲制といふものはすつかり撤廢されて、其處に新たに市民的な純粹の土地私有性といふものが法律的に確認されるに到つたのであるから、從來の封建的土地の上に許された身分關係の名目に於いて實質上取り行はれて居た小作關係といふものは、茲に自由なる新しき地代關係に飛躍してよかつた筈なのであるが、實際は左様ではなかつた。曩に屢々引用した様に、民國の政變を楔機として新たに登場した土地所有者といふものは、唯、封建的身分制でかちかちに固められて居た従前の實權者であつて、四民平等の法的裝ひをして、成り上り地主と小作人とが、從來の小作關係を名實共に繼續したに過ぎないものであつた。彼等成り上り地主の素性を洗へば、一般民地の招民が地主となつた者、皇産、官莊、王公莊園、旗地の莊頭や丁佃であつた者、蒙

地の攪頭や永佃戸であつた者、此等の者と前から結び付いて居た官吏や商業高利貸資本等様々であるが、彼等はいづれも封建性の思ひ子であつて、大多數の農奴や半農奴や流民達は零落した莊頭達と共に、身分は自由となり土地は私有を許されて目の前にあるが、其を取得する能力なく、唯少數の成り上り者達が思ふ存分にそれ等の土地を天下晴れて我が物にして了ふのを傍觀するの外はなかつたのである。そして此等の地主達が封建制度の中で習ひ覺えた手れん手くで、今は自由に解放された小作人達の上に地主として公然と君臨する、のに黙従するの外なかつた事は察するに難くない。だから同じ不自由な者同志の「擄青」や「分種」や「上喫租」は、全く立場の違ふ地主と小作人の權利義務として公然と確定せられ、従前の王公や領主に對する租の本色と折色、正徴と雜徴は、もとは不自由な者同志の分擔の協定であつたものが、今度は堂々と地主の權利と小作人の義務として慣習化されるに到つたものと判斷される。莖幹等の附加物や勞働義務の沿革的根據も此處に見出され、現在に於ける地主と小作人の租稅分劈の淵源も(註一)短期一年契約の理由(註二)も亦此處に由来するものと考へられる。

註一、二……別述小作慣行篇參照。

而して清末民國初めに大々的に開放された新開地に於いては、舊滿洲がとつた經路とは反對に、率ね「土地開放から招民招墾」といふ方向をとつたのであるが、此等の新開地に於いても亦、解放されて移動して來た農奴や半農奴や流民達に門戸を開く事甚だ狭かつたと言はねばならない。在來の官有地や蒙地や國有地の未開放荒地、就中北滿のそれが大々に拂下げらるゝ事になると逸早く「この謄立が揃ふや、軍閥官僚の觸手は伸びて、彼等は無償に近き價格を以つて優先地を先取してしまつた。」

「扱て政府當局の土地文放は、その内部に於いて如何なる謄許が行はれやうと、とにかくそれによつて土地は私人

に拂下げられる。一手承領の最高限度は後にこそ定められたが（それも空文に過ぎず）その最低限度は一方（四十五响）が通常とせられ、従つてその承領者は大多數は一般移民（即ち農民）ではなくて……中央或は地方の文武官僚や豪紳、商人の如きであり、その承領にあつては、多く堂號名義を用ひ、或は先づ公司をつくり、乃至は拂下名義人を多數こしらへて大段の荒地の拂下げを受ける。かくして、その取得面積は時に三四萬响に達する實情であり、茲に南滿の舊墾地の土地細分化の進行と反對に、大土地所有形態が、この東蒙、北滿地方に現出したのである。」

（詳細は滿洲經濟年報一九三四年版四二―四五頁参照）

「従つて、國有荒地の拂下、蒙地の開放の過程は、本質的にも又現象的にも、外ならぬ封建的大地主の創出過程であつたと言ひ得らるゝであらう。」（滿洲經濟年報、一九三三年版三一頁）

而して斯る北滿に發生し發達した小作關係が如何なるものであり、小作料形態が如何なる傾向をとつたかは、既に實態調査の資料に基いて産調資料(45)の(2)「小作關係並に慣行篇」に一應報告申し上げた通りである。北滿に於いて、經濟地域的には全く同一條件にあるあちらこちらの部落に於いて、或る地方では物納定額小作の三色均納が、或る地方では二色均納が行はれ、或る地方では分益小作が支配し、或る部落には撈青小作が多いといふ状態を見たのであるが、此等の小作關係及び小作料形態の相違は、地縁と血縁とをほと同じうする現住農民達が嘗つて中南滿に於ける前住地の傳統の相違と結びつけて見て始めて、經濟地理的又は歴史的諸條件に基く特色も正當に理解され得るであらう。

5、民國年代から滿洲建國前後に到る小作關係並に小作料形態の變遷

斯くて清朝の滅亡民國の成立といふ過程に於いて、一應の近代的相貌を整へ得た滿洲の農業體制が、其實質に於い

ては清朝時代の封建性を清算し切れない儘で、却つて畸形的に成長した資本性と苟合妥協し、夫によつて民國時代の特色を形成して了つた事は既に述べた通りであるが、此の辛亥の政變が滿洲の小作關係並に小作料形態に與へた影響として見逃してならない出來事は、地租の改正である。

「以上に概観した諸土地關係の整理と並行して、地租の改正が進行した。そしてこれが滿洲に於いても農業改革に於ける最も重要な内容の一つであつた。」（滿洲經濟年報一九三四年版、一七頁）即ち此の機會に清代の米銀折半の謂はゞ半金納租が、全滿一齊に金納地租に改正された事、及び斯る金納地租の確立が、其實は「前清時代の地租をそのままに繼承した高率地租であつたこと」は既に述べた通りであるが、問題は斯くの如き高率金納地租の確立が、「市民的所有關係が徹底的に確立され得なかつた」ところの土地の上に於いて遂行された點に在るのであつて、その爲に「農民を益々單純商品生産の方向に驅り立てると共に、」農民達を益々貧困ならしめ、農民の經營を益々過小ならしめ、「小生産と大販賣との矛盾」に乗じて「商業高利貸資本がより鞏固な基礎の上で再生産さるゝ結果を招いたのみであつた。」（同前掲書一九三四年版二〇頁）

斯ういふ高率金納地租の確立は、農民から租税といふ單純なる筋道の苛斂誅求によつて農村の經濟を攪亂したのみではなくて、實に小作關係に於ける小作料の高率化といふ重大なる影響を及ぼす事によつて、二重三重に農民經濟を破壊して行つた事を見通してはならない。即ち差し當つては小作料形態の金納化を強く刺戟した。

元來高率金納小作料なるものは其發生の沿革を身分制的土地の上に結ばれた米銀折半の租差の分擔關係に見出し得る事は先述の通りであるが、所謂租の本色の現銀による折色は、既に營口が開港せられ、東清鐵道や京奉鐵道が全通して滿洲農村が世界市場と直接結び付き始めた頃から特に其傾向は顯著となり、金納小作料は辛亥革命以前から相當

に廣く行はれ始めて居た事は察するに難くないのである。然し乍ら小作料の金納化を更に刺戟した要因は實に金納地租の確立に在つたのである。前節の一、で銀納小作料の分布を説明する材料として掲げた遼陽縣城の一大地主が「：：物納が金納に變つたのは三十年以來の事で、殊に滿鐵開通以後：：：であり、又同時に：：：地主は税金を支拂ふ爲に金納を必要とするに到つた：：：」と言ひ、又「：：：春には特に納税の爲に多額の現金を要し」と語つて居るのは實に此の間の消息を如實に反映して居るものと考へられる。而して斯る小作料の金納化の傾向は殊に南滿の各部落に於いて甚しくなり（鐵嶺、法庫、遼陽、盤山の本節冒頭に引用事例）、滔々たる勢は民國十七、八年の奉票暴落時代迄続いた。

然し乍ら、高率金納地租の確立が小作關係に及ぼした影響を敢へて小作料の金納化に限るならば、それは甚しき短見である。分益から定額への促進（中滿、北滿及び南滿の聽取資料參照）更に進んでは、次章に述ぶるが如き全般的小作料率の引上げ、又は租税の分勞關係による轉嫁分の加重等、に忘れてはならぬのは此の高率金納地租の仕わざであらう。

若しも前述の民國の土地改革、地租改正が其歴史的役割を正しく、まともに果したのであつたならば、其處には農業社會の華々しき飛躍が結果せられ、滿洲文化の劃期的發展を期待することが出来たであらう。然し乍ら屢々述べられた如く、民國の土地改革や地租改正は唯外貌の變化に止まり、其實質に於いては、清朝が倒れた代りに地主・商人・官僚の三位一體が遺鉢を承け繼いだ丈であつて、畸形的資本制が却つて在來の封建制と妥協する結果に立到つた事は事實が示す通りである。斯る妥協の矛盾を最も極端に曝け出したのが民國十七、八年の貨幣の暴落時代である。もと／＼民國時代そのものは清朝の封建制を清算して資本制を確立し、政治、經濟、産業の凡ゆる部面に近代的様

式と實力とを完成するといふ歴史的役割に耐えて始めて成り立つ時代であつたのだから、民國になつてからは、單に土地制度や地租の改革のみならず、國家機構から經濟産業の各部面に亘つて一應の努力は拂はれたし、又其處には到底清朝時代の封建制其儘を以つてしては夢にも期待出来ない所の前進の實績も澤山數へ上げる事が出来るのである。だが斯る幾多の實績にも拘らず、民國時代建設の代表者となつた民國政府就中舊東北政權、及び其政權の實體となつた大地主、商業高利貸資本、軍閥といふ三位一體の不合理なる本質の故に、切つ角の業績を自ら破綻に導かねばならなかつた。鐵道の建設は對外借款の背負ひ込みとなり、銀行の整備は却つて發券の増大となり、官營企業の新設は却つて國民の壓迫となり、頻發する戰爭費用の累積は、到底内債では間に合はず目茶苦茶の紙幣の濫發と外資の借入れとなり、終に拾收すべからざる經濟界の混亂を惹起して了つた。恰度民國十八年がそのどん底である。

此の時機を界として小作關係は逆轉した。國家の通貨に對して信用しなくなつた地主は現金の小作料を受取らなくなつた。（鐵嶺法庫の事例）いや小作人も金納する事が出来なくなつた。

斯うした勢の進行中滿洲事變が起つたのであるが、此の事變は更に強く農村機構の凡ゆる部面に決定的影響を與へた。小作關係の部面に於いても、假令一時的とは言へ、金納が物納に、定額が分益に、分益が撈青にといふ逆轉の事例を、隨所に見ることが出来るのである。（本節前掲の各調査部落の事例）

滿洲事變が起つた爲に、斯ういふ小作關係の一大逆轉の事例を豊富に經驗する事が出来たのはいゝことであつた。若し此の經驗をしなかつたならば、事變前の單純なる形態變化の傾向を本質的なものとして早合點するの誤謬をいつ迄も持ち續けたであらう。

四、現行小作料の歴史的特質

然らば現在行はれて居る種々の小作料形態は、正しくは如何なる本質を以つて裏付けられて居り、歴史的に恰度如何なる發展段階に位置して居ることを示して居るのであらうか。此の問題の判断の仕方によつて自づから政策の基調が岐れるのであるから、此の實際形態の理解を正確にして置く事は絶対に必要である。

既に今迄の粗雑な叙述の中で大體の見當はつけられて來た譯であるが、滿洲に於ける現行小作料形態の歴史的意義を一言にして盡すならば、農業生産部門に於ける在來の封建制と、畸形的資本制が妥協した矛盾の集注した一つの現象であるといふことになる。換言すれば斯うである。

- 1、現行小作料の本質は封建的なものである。
- 2、發展の方向としては資本制地代へ向ひつゝあり、そして又近づきつゝある。
- 3、然し乍ら民國時代の國家經濟機構を以つてしてはどうしても止揚する事の出来ない限度に到達して居たのである。従つて滿洲國が擔當すべき歴史的任務は、根強く殘存して居る封建的性質の清算と資本制の畸形的性質の清算といふ二重の役割を果す事に在る。さうしなければもう滿洲の農業生産機構は世界の大事勢に追ひ付けなくなるといふ事になるのである。

この判断をもすこし敷衍すれば以下の如くである。

1、現行小作料の歴史的本質

前に文献や農民の話を引用して説明した通り、現在のいろいろな小作料といふものは、撈青小作料や分益小作料は

勿論、物納定額小作料や金納小作料すらが、其發生の源は、莊頭や丁佃や流民等の土地の耕作を身分的に義務づけられた農奴若しくは半農奴達が、領主に貢納する租差を分擔し合つた所にあるのである。此等の者は民國初年の土地改革によつて一應は土地への緊縛から解放されて、國家に對する法制的地位は四民平等になつたけれども、領主への租差を分擔し合つた關係は其儘、解放された地主と小作人との間の小作料として公然と慣習化されて了つた。領主や領主の代理人と農奴との撈青關係は解放された地主と小作人との撈青關係となり、莊丁達相互間の「分種」關係は、新しい地主と小作人との間の分益關係となり、又莊頭や丁佃達相互間又は彼等と「現租戸」との間の「現租」又は「上契租」なるものは其儘新しい地主に對する小作人の穀物や現金の小作料として持越されるに到つた。

此のことは撈青や分益は勿論、物納定額小作料二色粮三色粮の均納といふのが、租の本色を數色に折色したものの、延長であり、又金納小作料すらが極端な場合は納粮租の本色、大抵は納粮租の折銀したものの延長であるといふ點からのみならず、現在尙墨守されて居る小作料附加物や、小作人の義務、租税の分勞の慣行が如實に立證して居る所である。即ち小作料附加物や義務は租の正徴に附帶する雜徴の延長として、租税の分勞は「糧從地出」といふ地畝捐の負擔義務の延長として、何れも慣習的にも根據を見出すに難くないのであつて、斯る根據に立脚して始めて正しき判断が成り立つのである。

而して土地からの解放に依つて身分的には自由となつた地主と小作人達が、小作關係の領域に於いては従前の解放されなかつた時代の領主に對する租の分擔關係を其儘持越す事は、新に地主となつた者の性質上當然の成り行きであつた。成程民國の土地改革は丁佃にも流民にも一律に土地所有の自由を許した。而して又新に開放された全滿就中北滿の國有荒地や蒙地も、解放された農奴や流民達の自由なる所有と収益とに門戸を開いた如くであつた。然し乍ら實質

的に如上の舊土地に地主となり得た者、又新開地に所有の自由を振舞ひ得た者は極一部の在來機構の中に育つた特權者丈であつて、大部分の解放された農奴や流民達は、唯手を拱いて之を見送るの外はなかつたのである。従つて、在來機構を重んじ、現状は成るべくそつと其儘にした土地改革と荒地の開放とは、舊封建的領主の代りに新しい封建的地主を法認し、新開地に於ける巨大地主を生むといふ結果になつたのである。斯くて外貌のみを市民的に塗り換へた新地主は、對小作人との關係に於いては舊領主が誅求して見せた封建的高率地租の取り方を、今度は自ら公然と堂々と小作人に對して延用する事に利益を感じ、小作人も亦傳統の力に押されて昔の儘の租の分擔分を今度は新しい地主に納める事に慣れて來たものであり、そして又斯る關係は北滿の新開地にもその儘延長されて行つたものと理解されるのである。

而して斯る小作料は土地改革以後三十年の年月を閲みして來たに係らず、唯其時期時期の若干の手加減が加へられた丈で、其本質に於いては如何程の改革をも加へられない儘で、今日迄持續されて來て居るのである。

2、小作料形態變遷の歴史的方向

斯くの如く、撈青小作料も分益小作料も物納定額小作料も亦金納小作料すらも其本質に於いては尙封建的なものなだけども、之等の諸形態が遷り變つて來た方向を辿つて見るならば、慥かに一定の歴史的方向に沿うて動いて來た事に間違ひはない。

即ちこれらの種々の形のの小作料が、土地改革以前に於いては、領主に對する身分的租差の分擔關係として曖昧に覆ひかくされて居ただけれども、土地改革の結果はつきり小作料としての姿を現はして以來、次第にその歴史的方向をも明らかにする様になつて來た。

撈青小作料から分益又は定額小作料へ、分益小作料から定額小作料へ、物納小作料から定額小作料へといふ方向は單に開墾年代の經過のみに應じたのではなくて、鐵道の開通、都市の發達、商品生産の擴大等に應じて次第に促進されて來た。もともと土地の改革そのものが、米銀折半地租の金納地租への改正と裏付けられて、資本主義の直接の影響として實現された出來事なのであるから、土地改革に始まつた小作料の公然の變動が、資本主義化への方角を取る事は當然の事であつた。

北滿に於いては分益より定額へ、南滿に於いては物納より金納へと小作料の形態の變化が、特に事變前の經濟界混亂迄の顯著な大勢であつたし、又地域的には都市に近く經濟的に最も進んだ地域になればなる程顯著であつた事は、此の節の最初に掲げた各調査部落の事例にも明らかであり、又前節で各形態別小作料分布の諸條件を検討して見ても明らかなるところである。

而して一應の形態の上では撈青小作料よりは分益小作料の方が、分益小作料よりは定額小作料の方が、物納小作料よりは金納小作料の方が、より近代的であり、より資本主義制に近い小作料形態である事は當然承認せられてよかつたのであるが、斯る近代化への形態の變化が、どの程度迄本質の變化を以つて裏付けられて居たかに問題は殘されたのである。

3、小作料の形態的發展の限界

そこで斯くの如き小作料形態の變化が進行した基礎條件を考へて見るに、若し之が生産力の擴大、剩餘價値の蓄積技術の改善といふ基礎の上に於いて進行した變化であつたならば、其處に名實共に封建的小作料から資本主義的小作料への發展が明らかに確認せられたであらう。然し乍ら事實は全く正反對であつて、同一の生産的基礎條件の上に於

ける單なる形態のみの變化でしかあり得なかつたのである。従つて此の場合に於ける形態的變化は小作人の再生産力の犠牲による小作料の全面的な高率化でしかなかつた譯である。

だから、形の上支では如何に近代化の方向を進んで居ても、其實の伴はぬものであるからして、どうしても越すに越されぬ一つの限界に達せざるを得なかつたのである。換言すれば、分益から定額への變化も、物納から金納への變化も、謂ふところの農業部門に於ける産業革命前の形態から、後の形態への發展、即ち生産力の飛躍を以つて裏づけられた發展ではなくて、どちらも産業革命以前の形態變化、即ち生産力の飛躍を以つて裏づけられざる、單なる形だけの變化でしかなかつたのである。寧ろ事實は生産力の發展どころか、そこにあるのは生産力の停滯であり、衰微でしかなかつた譯である。

だからこそ、民國十八年の經濟界の混亂、滿洲事變前後の大轉換期に當面するやいなや、滔々たる小作料金納化の趨勢は遽かに物納へと逆轉し、定額小作料は立ち所に、その儘分益小作料や撈青小作料へと逆轉しても、何の不思議もなかつた譯である。本篇の冒頭第一章第三節に於いて滿洲の金納小作料は所謂「資本制生産方法に基礎を置くところの地代」としてははなく、「物納地代の單なる形態轉化から生ずる地代」として理解さるべく、又産調資料(45)の(2)「小作關係並に慣行篇」の第一節に於いて、定額小作料(死租)も分益小作料(活租)も「……具體的諸事情に順應して變通自在に取捨選擇され得る性質のものである。」と主張した所以は此處にあるのである。極端に言へば分益でも定額でも、又物納でも金納でも本質的には大差はないのであつて、どつちがどつちに變つても構はず、前進する可能性もあり後退する可能性もある現段階として判斷される次第である。

大事な問題の要點は分益か定額か、物納か金納かでなくして、如何なる條件の下に於けるそれ等であるかといふ事である。従つて具體的な政策の問題として考へても、分益が可か定額が可か、物納が適か金納が適かといふことよりも、如何なる生産條件の下にそれらの形を選ばしむるか、肝要な要點であつて、一言にして覆へば生産力の飛躍が總ての前提條件なのである。

計表小作關係表より。

屯別	形態別	件			考
		定租		小作備	
		物納	銀納		
海	倫	20	1	元年ノ水害以來分租が多ツタ。	
望	奎	5	1		
綏	化	1	1	前ハ定租が多カッタ。	
慶	城	—	4		
呼	蘭	8	—		
巴	彦	20	—	初年ニ於テハ分租ガ採用 漸次定租トナツタ。	
青	岡	2	—	以來分租デアツタ。	
蘭	西	26	—	元年以前ハ定租ガ稀デ分 一般デアツタ。	
安	達	3	—	前ハ殆ンド全部ガ定租デ ツタ。	
肇	州	20	1	且ニナツタ時代ハナイトイ ル。	
富	裕 (七)	4	—		
富	裕 (李)	12	—		
訥	河	1	—	以來ズツト分租デアツタ。	
拜	泉	—	—	上撈青小作ヲヤフテ居ル者 全部ハ四六青デアツタ。	
明	水	8	—	且ガ行ハレル様ニナツタノ 民國十年頃以降デアル。	
克	山	10	—		
龍	鎮	3	—	以來分租デアル。	
全屯合計實數		143	8		
全屯合計の百分比		39.3%	2.2%	1	

附表第十二の(A) 屯別形態別小作關係 (北滿)

(註)……戸別調査第十表小作關係表より。

屯別	形態別	件数									面積						備考			
		定租小作			分租小作			撈青小作	白租小作	合計	定租小作			分租小作				撈青小作	白租小作	合計
		物納	銀納	代銀納	物納	銀納	代銀納				物納	銀納	代銀納	物納	銀納	代銀納				
海倫	20	1	—	10	—	—	3	—	34	306.88	0.10	—	48.69	—	—	140.13	—	495.80	大同元年ノ水害以來分租が多クナツタ。	
望奎	5	1	—	16	—	—	1	—	23	58.15	0.14	—	639.39	—	—	16.00	—	709.68		
綏化	1	1	—	16	1	—	—	—	19	2.50	0.05	—	358.13	1.25	—	—	—	361.93	事變前ハ定租が多クナツタ。	
慶城	—	4	—	24	2	—	—	—	30	—	2.60	—	280.52	3.90	—	—	—	287.02		
呼蘭	8	—	—	9	—	—	3	—	20	105.40	—	—	130.20	—	—	23.00	—	253.60	開墾初年ニ於テハ分租ガ採用セラル漸次定租トナツタ。	
巴彦	20	—	—	—	—	—	—	—	20	370.90	—	—	—	—	—	—	—	370.90		
青岡	2	—	—	7	—	—	1	7	17	6.02	—	—	64.55	—	—	1.43	29.60	101.60	開墾以來分租デアツタ。	
蘭西	26	—	—	2	—	—	1	—	29	262.05	—	—	13.00	—	—	21.00	—	296.05		
安達	3	—	—	3	—	—	—	—	6	119.00	—	—	118.00	—	—	—	—	237.00	大同元年以前ハ定租ガ稀デ分租ガ一般デアツタ。事變前ハ殆ソド全部ガ定租デアツタ。分租ニナツタ時代ハナイトイハレル。	
肇州	20	1	6	1	—	—	—	1	29	428.20	9.00	132.50	40.00	—	—	10.50	—	632.20		
富裕(七)	4	—	—	—	—	—	1	—	5	105.50	—	—	—	—	—	4.10	—	109.60	開墾以來ズツト分租デアツタ。	
富裕(李)	12	—	—	—	—	—	—	—	12	136.50	—	—	—	—	—	—	—	136.50		
富訥	1	—	—	10	—	1	1	—	13	10.00	—	—	151.00	—	—	18.00	—	180.00	現在撈青小作ヲヤンテ居ル者殆ソド全部ハ四大青デアツタ。定租ガ行ハレル様ニナツタノハ民國十年頃以降デアル。	
拜泉	—	—	—	11	—	—	9	3	23	—	—	—	136.81	—	—	45.68	37.70	230.19		
明水	8	—	—	9	—	—	5	—	22	57.94	—	—	139.09	—	—	78.14	—	275.17		
克山	10	—	—	27	—	—	7	—	44	187.50	—	—	596.43	—	—	120.13	—	904.06	開墾以來分租デアル。	
龍鎮	3	—	1	14	—	—	—	—	18	38.50	—	1.00	212.00	—	—	—	—	251.50		
全屯合計實數	143	8	7	159	3	1	32	11	364	2,195.04	11.89	133.50	2,923.81	5.15	—	467.61	77.80	5,815.80		
全屯合計の百分比	39.3	2.2	1.9	43.7	0.8	0.3	8.8	3.0	100	37.7	0.2	2.3	5.04	0.1	—	8.0	1.3	100		

もなかつた譯である。本篇の冒頭第一章第三節に於いて滿洲の金納小作料は所謂「資本制生産方法に基礎を置くところの地代」としてではなく、「物納地代の單なる形態轉化から生ずる地代」として理解されるべく、又産調資料(45)の(2)「小作關係並に慣行篇」の第一節に於いて、定額小作料(死租)も分益小作料(活租)も「……具體的諸事情に順應して變通自在に取捨選擇され得る性質のものである。」と主張した所以は此處にあるのである。極端に言へば分益でも定額でも、又物納でも金納でも本質的には大差はないのであつて、どつちがどつちに變つても構はず、前進する可能性もあり後退する可能性もある現段階として判断される次第である。

大事な問題の要點は分益か定額か、物納か金納かでなくして、如何なる條件の下に於けるそれ等であるかといふ事である。従つて具體的な政策の問題として考へても、分益が可か定額が可か、物納が適か金納が適かといふことよりも、如何なる生産條件の下にそれらの形を選ばしむるか、肝要な要點であつて、一言にして覆へば生産力の飛躍が總ての前提條件なのである。

(附表)第十二の(B) 屯別形態別小作關係 (中滿)

(第十小作關係表より)

屯別	形態別	件 數							面 積							備 考
		銀定納租	銀分納租	物代銀納	物定納租	物分納租	其他	計	銀定納租	銀分納租	物代銀納	物定納租	物分納租	其他	計	
榆	樹	—	—	—	44	1	—	45	—	—	—	147.95	1.24	—	149.19	
德	惠	—	1	—	21	—	—	22	—	1.00	—	255.00	—	—	256.00	
九	合	2	—	—	13	—	—	15	9.00	—	—	126.00	—	—	135.00	
敦	化	1	—	—	30	—	—	31	5.00	—	—	98.50	—	—	103.50	
盤	石	—	—	—	34	—	—	34	—	—	—	98.00	—	—	98.00	
海	龍	—	—	—	30	3	—	33	—	—	—	167.75	30.50	—	198.25	
懷	德	—	—	—	20	20	—	40	—	—	—	135.80	158.40	—	294.20	
伊	通	1	—	—	29	1	—	31	1.00	—	—	323.24	1.50	—	325.74	
梨	樹	—	—	—	15	9	—	24	—	—	—	52.74	41.35	—	94.09	
西	豐	—	3	—	44	3	—	50	—	39.78	—	241.85	8.30	—	289.94	
	計	4	4	—	230	37	—	325	15.00	40.78	—	1,646.83	241.30	—	1,943.92	
	全屯合計の 百分比	1.23 %	1.23 %	—	86.16 %	11.38 %	—	100 %	0.77 %	2.1 %	—	84.72 %	12.41 %	—	100 %	

(附表)第十二の(C) 屯別形態別小作關係 (南滿)

(第十小作關係表より)

屯別	形態別	件 數						面 積						備 考		
		銀 納	銀 納	物 納	物 納	物 納	其 他	計	銀 納	銀 納	物 納	物 納	物 納		其 他	計
遼 陽		48	—	—	4	7	3	62	533.50	—	—	64.00	85.00	9.00	691.50	
蓋 平		—	—	—	17	1	—	18	—	—	—	102.50	1.25	—	103.75	
鳳 城		9	—	—	(農場1) 22	6	3	(農場1) 40	93.50	—	—	(1把剪子) 260.50	94.50	81.00	(1把剪子) 529.50	
莊 河		(農場3)	—	—	(農場2) 43	—	—	(農場5) 43	(1.36把)	—	—	(0.47把) 585.00	—	—	(1.83把) 585.00	
盤 山		2	—	—	3	5	—	10	15.50	—	—	190.00	75.00	—	230.50	
黑 山		—	—	—	26	—	—	26	—	—	—	411.00	—	—	411.00	
新 民		9	—	—	15	27	—	51	123.10	—	—	469.60	1,398.68	—	1,991.38	
遼 中		9	—	—	1	—	—	10	98.70	—	—	10.00	—	—	98.70	
鐵 嶺		49	—	—	1	6	—	56	800.30	—	—	25.00	375.20	—	1,200.50	
法 庫		9	—	—	36	5	—	50	158.00	—	—	558.50	234.00	—	952.50	
計		(農場3) 135	—	—	(農場3) 163	57	6	(農場6) 366	(1.36把) 1,812.60	—	—	(1.47把) 2,676.10	2,265.63	90.00	(2.83把) 6,844.33	
全屯合計の 百分比		36.88 %	—	—	45.91 %	15.57 %	1.64 %	100 %	26.43 %	—	—	39.11 %	33.10 %	1.31 %	100 %	

一三九一二四〇



土糞の山……舊正月も過ぎて作付計畫も決まればそろ／＼施肥に取りか
からねばならぬ。小山の様な土糞の堆積を切り崩して豫め畑に運搬するの
であるが、三年乃至は二年といふ一輪作年度に一回、單位面積當り極少量
の施肥をするのが一般である。

—農村風景の五—

Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers, likely a ledger or record book.

第五章 所謂小作料率に就いて

前章に於いては小作料の種々なる形態の變化に就いて滿洲農業の歴史的發展段階に於ける封建的性質と、現行小作料の近代化への方向とを荒まかに探り、同時に小作料の近代化の爲の基礎的諸條件にも觸るる所があつた。

然し乍ら、かゝる小作料に就いては、一般に「封建的高率小作料」と呼ばれて居る様に、封建的性質のものであると謂ふ意味は、實は途法もない高率なものであるといふ内容を以つて裏付けられて居るのであつて、小作料の封建性と高率さとは、實は切り離さうとしても切り離し得ない同一事實の兩面に過ぎないのである。

従つて、前章に於いて現行小作料が其本質に於いては封建的なものであり、而も近代化への方向を進みつゝあり乍ら近代化し得ない所の限度に突き當らざるを得ないといふ解答を出した心組の中には、既に、現行小作料はその高低の率に於いて途法もなく高率で不合理な状態に在るといふ意味も含まれて居たのである。

何を根據に高率で不合理な實狀に在りやといふ問が屢々發せられるのである。或は小作料の絶對額を日本や外國のそれと比べ、又は地價に對する利廻りを考へ、或は他の一般の金利と比較して、滿洲の小作料は實際は低率なのではないかといふ話も屢々聞かされるのである。然し乍ら、斯る見解や判斷は全く皮相のものであつて、現行小作料の深刻な本質を覆ふて了ふものである。

現在の小作料は高くて不合理だと判斷する理由はいろ／＼あるが、其決定的な理由は、現在滿洲の農地に發生して居る地代の配分關係に於いて、現在の様な數量と割合の小作料が小作人から地主の手に納められるといふ事は、農業

の擴張再生産力どころか單純なる再生産力をも萎縮せしめつゝあるといふにある。而して其處には地主の生活の爲に小作人の生活の犠牲が當然の事として行はれて居る。生産力の擴大強化の上に行はれる小作料の増大、農耕者の生活の充實繁榮の上に實現される小作料の引上げであつたならば、假令その絶對額が如何に高額であらうとも亦、地價に對する利廻りが如何に高率に廻らうとも、それは農業が生産した價値そのものが向上發展した結果であつて、それでも敢へて高率小作料とは言はないであらう。

近來頗みに滿洲に於ける地力の消耗が叫ばれ、農地の掠奪が騒がれ始めて來たけれども、掠奪農法其物が問題となる前には、先づ何が農民をして掠奪農法に驅り立てるか問題なのである。農民の無智や無自覺に責任が歸せられ易いけれども、火田民や遊牧民と違つて、滿洲農民は如何にすれば收量を擧げ如何にすれば土地を肥せるかは彼等獨特の技術の程度に應じて充分に心得て居るのである。而も尙勤勉無比にして優秀なる滿農をして今日迄掠奪農業を餘儀なくせしめて來たものは、外にしては亞細亞をして植民地的な收奪の對象として來た世界市場と、内にしては清朝から民國に及んでの舊政權の高率課税及び地主が小作人に課した高率小作料そのものであつた事は申す迄もない明瞭な事實なのである。

説明の順序として此の章では現行小作料額の實狀を先づ明らかにし、次ぎに收穫量や地價との割合を一應考察して見て、更に此等の變遷の跡を反省し、第六章に於いて地主と小作人の經濟生活全體から見た如上の諸關係を検討する準備として問題を進めて見やう。

第一節 現行小作料額及び小作料額決定の諸條件

一、現行契約小作料額の概要

1、銀納及び代銀納の契約小作料額

戸別調査の結果の一〇五五件の小作契約のうち、契約銀額の明瞭なる銀納及び代銀納小作料に就いて、その金高別の件數を見れば次の如くである。

第五十六表 銀納及び代銀納小作料の金高別件數と割合

別高金約契	北滿		中滿		南滿	
	一响當り	一畝當り	一响當り	一畝當り	一响當り	一畝當り
北滿	十圓未滿	二十圓以上	十圓未滿	二十圓以上	十圓未滿	二十圓以上
中滿	十圓未滿	十圓以上	十圓未滿	十圓以上	十圓未滿	十圓以上
南滿	三圓未滿	三圓以上	三圓未滿	三圓以上	三圓未滿	三圓以上
計	二件	六件	二件	六件	二件	六件
	11.1%	33.3%	11.1%	33.3%	11.1%	33.3%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

註……契約金額不明の六件を除く。

(附表第十三のA・B・C参照)

右のうち、北満及び中満の銀納小作料は普通畑の小作料ではなくて、縣城附近の茶園であるとか、又は部落附近の土地であつても、野菜作りであるとか甜瓜作りといふ様な特殊な場合の小作料であるから、南満邊りの普通畑の小作料と比較するのは無理である。が斯ういふ考慮を前提とするならば、北満の銀納小作料は一响當り十圓以上二十圓未満、中満では同じく响當り二十圓以上四十圓が普通であり、南満では一畝につき三圓以上五圓未満が普通であると見てよからう。

2、物納定額の契約小作料額

第五十七表 物納定額契約小作料の石高別件数と割合(新制石)

契 約 石 高	契 約		南 滿 件 数 比	中 滿 件 数 比	北 滿 件 数 比
	北 滿 响 當 り	中 滿 响 當 り			
三石未満	三石以上	三石以上	三・五%	三・七%	三・五%
三石以上	三石以上	三斗未滿	三・四%	三・七%	三・五%
四石以上	四石以上	三斗以上	三・三%	三・七%	三・五%
六石以上	四石以上	五斗以上	三・三%	三・七%	三・五%
七石以上	四・五石以上	一石以上	三・一%	三・七%	三・五%
六石以上	五石以上	一・五石以上	三・一%	三・七%	三・五%
—	六石以上	二石以上	三・一%	三・七%	三・五%
計			一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%

註……契約石高不明のもの三件を除く。

(附表第十三のA・B・C参照)

屢々斷る様に、北満では康德元年度といふ水害と恐慌直後の而もまだ治安の恢復し切つて居ない年を対象にしたのであつて、現在はもつと高くなつて居るのである。又此の物納定額小作料は全満で最も一般的であつて、而も其地方により又各個々の契約によつて最も高低の差が甚だしいのであるが、右の様な事情を考慮に入れて、北満では一响當り三―六石、中満では六石、南満では一畝當り五斗以上一石未滿が普通と見て差支へなからう。

3、物納分益の契約小作料額

第五十八表 分益の契約割合別件数と比率

契 約 さ れ た る 分 益 の 割 合	北 滿		中 滿		南 滿	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
地主	三件	一・五%	四件	九・八%	一件	一・七%
地主	五件	二・八%	—	—	四件	九・〇%
地主	三件	一・五%	—	—	—	—
地主	六件	三・〇%	—	—	一件	一・七%
地主	四件	二・〇%	三件	七・二%	五件	九・五%
計	一五〇件	一〇〇%	四二件	一〇〇%	五七件	一〇〇%

(附表第十三のA・B・C参照)

此の場合でも前に物納定額小作料の場合に言つたと同じ事情から、北満に於ける分益の割合は平年よりは低く出て居り、かねてならば地主二小作人八又は地主三小作人七といふ様な低い割合はもつと事例が些いものと考へられるの

であるが、一般的に言へば、北滿の分益は四對六中滿南滿の分益は五對五の割合が最も普通と考へてよからう。尙、北滿に於いても五對五の割合が四〇件二一%といふ可成りの事例が擧げられて居るのであるが、この中三二件迄は撈青小作であつて、役畜農具種子一切地主持ちなのであるから、中滿南滿のそれら生産手段一切小作人持ちの五對五の普通の分益とは違ふのであり、斯ういふ小作料は平年は是程迄はないものであらう。

二、現行小作料額に関する一般聴取資料

右で大體普通の小作料額は見當がつくのであるが、尙一般的に地方の物識りや屯民達に聴取つて見れば次の如くである。

- (1)、北滿の一般聴取資料).....産調資料(45)の(2)「小作關係並に慣行篇」一三四—一三七頁
- (2)、中滿の一般聴取資料)

德惠縣.....物納分益の場合は地主四小作人六で、二區、三區の水害の多い地方に行はれ、五五の分益は行はれて居ない。

——(産調資料)三〇頁——

同縣東閣家屯.....上中地は一响當り二石(地方辨)であり、大豆高粱粟の組合せにも大差ない。下地は最多一・六石(地方辨)から最少一・三石(地方辨)に別れ、穀物の種類の組合せにも大差がある。

——(同前掲書七三頁)——

榆樹縣.....西部及び西南地方は上地一响當り七・〇八石(地方辨の二石三斗)

縣城を中心とする地方は 〃 六・四四石(地方辨の二石)

東北部地方の上地には稀に一响當り六・四四石を納めるところもあるが、此の地區の上地は土地が瘦せて居て精々五・七九(地方の一石八斗、乃至三・三三石(地方の一石)しかとれない所であるから小作料の紛争が絶えない。

——同縣一般調査報告書一二六七頁——

同縣于家燒鍋.....上地は响當り七石八升(地方辨二石二斗)乃至七・七三石(地方辨二石四斗)であるが、部落から遠く離れた所は上地でも六・四石(地方辨二石)のものもある。

中地は六・七六石(地方辨の二石一斗)乃至六・一石(地方の一石九斗)であつて、耕地が便利な位置にある場合は極く稀に七・七石(地方二石四斗)に及ぶ事もある。

下地は五・七九石(地方の一石八斗)乃至四・五二石(地方の一石四斗)である。穀物は皆大豆・高粱・粟の三色均交が普通である。

——同前掲書二六九—二七〇頁——

敦化縣.....本縣の一般的な小作料額に就いて滿鐵敦化試作場の調査によれば次の如くである。

地名	縣城よりの距離	上地	中地	下地	納入穀物
敦化		二・五〇石	二・〇〇石	一・五〇石	大豆、粟、三色均納
南大石頭河子	一五滿里	二・〇〇石	一・五〇石	一・三〇石	〃
南黃泥河子	四〇滿里	二・〇〇石	一・五〇石	一・〇〇石	〃
馬號	七五滿里	一・〇〇石	一・三〇石	〇・八〇石	〃

註.....石は在來辨とす。

——(一般調査報告書一二三—一二四頁)——

同縣三台山屯.....屯に於ける普通の小作料は上地四・六石前後、中地四石前後、下地二・七石前後で大豆粟の二色均納である。

——(同書一二六頁)——

磐石縣.....本縣に於ける物納定額の响當小作料は次の如くである。

地域	上地	中地	下地	納入穀物
縣城、鎮より五滿里以内	一〇・六(地方辨三石)	八・六(地方三石)	六・九(地方三石)	大豆高粱包米三色物交 平均不能の場合大豆を 多く納める。
// 十滿里以内	六・九(// 三石)	五・八(// 一五石)	三・四(// 一石)	
// 十滿里以外	五・八(// 一五石)	三・四(// 一石)	二・〇(// 六斗)	

—(同縣一般調査報告書二九四—二九四頁)—

海龍縣孫家街……本屯には現在銀納はないから一响當の物納定額小作料の一般標準を示せば次の如くである。

地域	上地	中地	下地
上地	なし	なし	なし
中地	小作料 三色均交二・四石(在來辨)	地價 三〇〇圓	响當收穫量大豆は四石、包米高梁は六石(在來辨)
下地	// 一・五—二石(//)	// 一五〇圓	// 大豆は三石、包米高梁谷子は四石(//)

—(同縣一般調査報告書二〇九頁)—

伊通縣

城保別响當小作料

城保別	上地			中地			下地		
	响當收穫量	小作料	地價	响當收穫量	小作料	地價	响當收穫量	小作料	地價
縣城	二五〇圓	六〇圓	六〇〇圓	二〇〇圓	五〇圓	五〇〇圓	一四〇圓	四〇圓	三六〇圓
伊丹城	三〇〇圓	六〇圓	一〇〇圓	三〇〇圓	一五〇圓	一〇〇圓	一五〇圓	一〇〇圓	五〇圓
營子城	三〇〇圓	六〇圓	一〇〇圓	三〇〇圓	一五〇圓	一〇〇圓	一五〇圓	一〇〇圓	五〇圓
樂山鎮	三〇〇圓	六〇圓	一〇〇圓	三〇〇圓	一五〇圓	一〇〇圓	一五〇圓	一〇〇圓	五〇圓
靠山鎮	三〇〇圓	六〇圓	一〇〇圓	三〇〇圓	一五〇圓	一〇〇圓	一五〇圓	一〇〇圓	五〇圓
劉家屯	三〇〇圓	六〇圓	一〇〇圓	三〇〇圓	一五〇圓	一〇〇圓	一五〇圓	一〇〇圓	五〇圓
泉頭蘇	三〇〇圓	六〇圓	一〇〇圓	三〇〇圓	一五〇圓	一〇〇圓	一五〇圓	一〇〇圓	五〇圓

—(產調査料(39)の三二頁—三三頁)—

梨樹縣の一般的小作料

中地—天地當小作料と高粱の收量及び地價

項目別	區別								
	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區
小作料	一・五—一・六石	一・五—一・六石	一・四—一・五石	一・〇石	一・〇石	一・三石	一・〇—一・五石	一・〇—一・五石	一・四—一・五石
高粱收穫量	三・五石	三・五石	三・〇石	二・〇石	二・〇石	二・五石	一・三石	一・三石	三・〇石
地價	二〇〇—三〇〇圓	三〇〇—三〇〇圓	二〇〇—三〇〇圓	一〇〇—二〇〇圓	一〇〇—二〇〇圓	一〇〇—三〇〇圓	一〇〇—三〇〇圓	一〇〇—三〇〇圓	一〇〇—三〇〇圓

—一般調査報告書一六九—一七〇頁—

西豐縣……本縣の一畝當り金納小作料を地域別に見れば次の如くである。
 西豐(縣城) 一〇圓及至六圓 雙河鎮(三區) 六圓乃至四圓
 平岡(八區) 六圓乃至四圓 鄒家店(六區) 六圓乃至四圓
 市街地の發展の爲に蔬菜類の種類が増加し、それに伴つて普通畑が菜園化する傾向があるが、菜園小作料には騰貴の傾向はない由。
 現物小作料額は次の如くである。

地目別	穀物別	大豆		高粱		穀子		計
		大	高	大	高	大	高	
上地	二色	四・八六石	四・八六石	一石	三・三三石			九・七三石
中地	二色	四・〇五石	四・〇五石	一石	三・二四石			八・一〇石
下地	三色	三・三三石	三・三三石	一石	二・七〇石			六・〇三石
下地	二色	三・〇〇石	三・〇〇石	一石	二・六六石			五・六六石
下地	三色	二・四三石	二・四三石	一石	二・一六石			四・五九石
下地	三色	一・三三石	一・三三石	一石	一・三三石			四・〇〇石

註……石は新制斛
 同縣德恩町……物納定額の場合の小作料額の標準は次の如くである。

——同縣一般調査報告書六九一七〇頁——

地味	一天地當小作料	一天地當作物收量		備考
		大豆	高粱	
上地	六・五石	九・四石	一六・〇石	小作料は二色均交
中地	五・八石	五・一石	一三・〇石	一天地二六畝
下地	五・二石	三・八石	九・五石	石は新制斛

分益の場合は收穫物の折半が殆ど全部である。
 蠶場小作の場合は收穫物の十分の二を小作料とするのが普通である。

——同縣一般調査報告書三三八頁——

海龍縣……小作料は光緒年間から物納定額、大豆、高粱、谷子又は包米の三色均交で、上地二石、中地一・六石、下地一石であつたが、漸次高くなつて事變前は上地二・四石、中地二・一石乃至一・八石、下地一・五石となつて居た。事變當時は治安悪化の爲に、避遷の地は小作料も低くなり、反對に鐵道沿線丈が特に縣城附近が高くなつたが、康徳元年頃から再び舊に復したのである。

——同縣一般調査報告書一九二頁——

(3、南滿の一般聴取資料)

鐵嶺縣……本縣の小作料は立地的條件或は治安の關係、小作人の多寡等に依つて異なるが、一天地に付銀納最高三十五圓、平均二十圓、最低拾圓を標準とし、これより多少上下する程度で、物納は最高二・五石、平均一石七、八斗、最低一石位を標準としてゐる。

縣の一般的小作料並に一天地當收量及地價を次表に示す。

區別	小作形態	一天地當			備考
		當收量	小作料	地價	
第一區	銀納、物納	高粱 五石	高粱 三石	最高 四圓	中 治 安 不 良 位
第二區	物納、分益	三石	一石	最高 四圓	
第三區	銀納	六石	三石	最高 四圓	最 良 位
第四區	銀納、物納	五石	三石	最高 四圓	
第五區	物納、分益	三石	一石	最高 四圓	中 水 害 多 位
第六區	銀納、物納	五石	三石	最高 四圓	
第七區	銀納、物納	五石	三石	最高 四圓	中 水 害 多 位
第八區	物納、分益	三石	一石	最高 四圓	

備考、上掲數は各區の一般的な標準を表記したものがある。尙一天地當小作料は全部高粱を以て表はしてゐる。

(產調資料40より)

石は舊制に依る。

法庫縣…各區別に大體の小作料を示せば次の如くである。

小作料	第一區 第二區 第三區 第四區 第五區 第六區														
	物	物	金	金	物	物									
地方石	二・五	地方石	二・五	三〇圓	二五圓	地方石	二・五	地方石	三〇圓	地方石	二五圓	地方石	二五圓	地方石	二五圓
地方石	二・五	地方石	二・五	三〇圓	二五圓	地方石	二・五	地方石	三〇圓	地方石	二五圓	地方石	二五圓	地方石	二五圓
地方石	二・五	地方石	二・五	三〇圓	二五圓	地方石	二・五	地方石	三〇圓	地方石	二五圓	地方石	二五圓	地方石	二五圓
地方石	二・五	地方石	二・五	三〇圓	二五圓	地方石	二・五	地方石	三〇圓	地方石	二五圓	地方石	二五圓	地方石	二五圓

第三區は土質良く收量も多く一天地當り高粱六石乃至一〇石を挙げ、地價も二〇圓乃至五〇圓の高價を唱へ小作料も最高である。第五區は土地も悪く收量も少く地價も六〇圓乃至一五〇圓位で小作料も縣内で最も安い。(產調資料41に據る)

黑山縣孫家窩棚屯…小作料は中地に於ては最高四、七六石(在來一、五石)、最低三、八一石(在來一、二石)、平均四、三四石(在來一、三七石)の見當で、

下地に於ては最高三、一七石(在來一、〇石)、最低二、二三石(在來〇、七石)、平均二、八二石(在來〇、八九石)、城地に於ては最高一、九〇石(在來〇、六石)、最低〇、九五石(在來〇、三石)、平均一、四六石(在來〇、四六石)となつてゐる。

(同縣一般調査報告書)

遼陽縣前三塊石屯…上地一〇畝(收量高粱約一〇石)約四〇圓
中地〃〃(〃〃〃〃〃〃七七八石)三五圓
下地〃〃(〃〃〃〃〃〃五一六石)三〇圓

が一般であり、縣城附近の菜園になれば上地ならば、小作料五十圓もする處もある。

	物納定租	銀納定租
上地十畝に就き 收獲量は普通九石	四石	四〇圓
中地〃〃〃〃 七八石	三石	三〇圓
下地〃〃〃〃 五石	二石	一〇圓

(6番談)

遼陽縣に於ける棉作地と普通作地との小作料（區別は調査當時現在）

區別	棉		作地		普通		普通		作地		普通	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
第一區	二〇・〇	一五・〇	二〇・〇	一五・〇	二〇・〇	一五・〇	二〇・〇	一五・〇	二〇・〇	一五・〇	二〇・〇	一五・〇
第二區	二五・〇	二〇・〇	二五・〇	二〇・〇	二五・〇	二〇・〇	二五・〇	二〇・〇	二五・〇	二〇・〇	二五・〇	二〇・〇
第三區	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇
第四區	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇
第五區	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇
第六區	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇
第七區	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇
第八區	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇
第九區	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇
第十區	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇	三〇・〇	二五・〇

縣公署の調査による。

新民縣……銀納定租「一响當」

區別	上地	中地	下地	備考
一	二〇圓	一五圓	一〇圓	
二	二〇圓	一五圓	一〇圓	
三	二五圓	一七圓	一二圓	
四	二〇圓	一五圓	一〇圓	
五	一〇圓	一〇圓	一〇圓	
六	一〇圓	一〇圓	一〇圓	
七	一〇圓	一〇圓	一〇圓	
八	一〇圓	一〇圓	一〇圓	
九	一〇圓	一〇圓	一〇圓	
十	一〇圓	一〇圓	一〇圓	

物納定租「响當」一色糶及三色糶別

區別	上地	中地	下地	備考
一	一・五石	一・二石	〇・八石	本縣各區物納定租均以紅糶一色交租並無三色糶租之事
二	一・六石	一・三石	〇・七石	
三	二・〇石	一・五石	一・〇石	
四	〇・八石	〇・六石	〇・三石	
五	〇・八石	〇・六石	〇・三石	
六	一・〇石	〇・七石	〇・四石	
七	一・五石	一・〇石	〇・七石	
八	一・五石	一・〇石	〇・七石	
九	一・三石	一・〇石	〇・七石	
十	一・三石	一・〇石	〇・七石	石は在來辨

區別	割合	内容	割合	内容	割合	内容
一	四六	國稅地主負擔地方村費地主四成小作人六成	三七	同上	五五	同上
二	四六	國稅村稅均歸地主負擔	三七	同上	五五	同上
三	五五		三七			
四	三七	國稅地主負擔村稅地主四成小作人六成	二八	同上	五五	同上
五	四六		三七			
六	四六	國稅地主負擔村稅對半負擔	三七	同上	五五	同上
七	四六		三七			
八	五五	國稅地主負擔村稅對半負擔	三七	同上	五五	同上

——(新民縣一般調查報告書による)——

莊河縣……今縣内を前記小作型態によりABCの三地域に區分し、夫々の區域に於ける小作料を見れば次の通りである。

A區 物納定租小作料 一・七石—二石

押租小作は小押大租が多く物納定租小作料と近似してゐる。

B區 物納定租小作料 二石—三石

押租小作は大押小租、小押大租が混合して行はれ小作料も不定である。極く小數であるが分益小作に於ては五五の折半が多い。

C區 物納定租小作料 二・五石—三・二石

押租小作は大押小租が多い。

一般に小作料附加物及義務労働はないが、押租銀小作に於ける一〇天地以上のものに於ては房子、菜園等の附加地附加物がある。小作料の納入時期は全縣的に收穫後に於て行はれ、納入の方法は小作人側より地主宅に搬入する場合が多く、運賃は小作人側が負擔し、晝食は地主側が負擔する。

同縣金廠屯……物納定租に於ける小作料は、中地では三石(新)一五石で、下地では二石—四石である。本屯に於ける實納小作料の平均を取つて見ると、中地四、六七石である。此等小作料は中下地共一色納が普通であるが、下地にあつては包米青豆の二色納も見られる。——同縣一般調查報告書より——

鳳城縣西門家堡子……本屯の小作料は大體中等地で一田地當二—三石が普通であり、銀納の場合も大體此の量を換價した三〇圓四〇圓である。——同縣一般調查報告書三三〇頁——

以上の一般調査資料と附表第十三の(A)(B)(C)とを比較對象として考察すれば、ほとん満洲に於ける現行小作料額の誤りない狙ひが定まり、又各地域に於ける高低の傾向も明らかとなるであらう。

三、現行實納小作料額の概要

右はいづれも契約當初の約束された小作料額、及び其地方一般の標準となつて居る小作料額なのであるが、實際に小作が履行される場合には必ずしも約束通りには行かぬのであつて、其年其所の情況に應じ實納額は次の如く若干變つて來るのである。

第五十九表 銀納又は代銀したる小作料の金高別件数と割合

南 滿 百分 比	中 滿 百分 比	北 滿 百分 比	額 金 納 實		
			南滿 畝當り	中滿 响當り	北滿 响當り
			三圓未滿	十圓未滿	
			三圓以上	十圓以上	
			五圓以上	十五圓以上	
			十圓以上	二十圓以上	
			十五圓以上	四十圓以上	
			計		
三〇・七% 四件	五五・五% 五件				
三〇・九% 六件					
一〇・〇% 一件					
一・四% 二件	三・三% 二件				
	三・二% 二件				
一〇〇% 五件	一〇〇% 九件				

(附表第十四のA・B参照)

第六十表 物納したる小作料の實納石高別件数と割合

南 滿 百分 比	中 滿 百分 比	北 滿 百分 比	高石納實	
			南滿 畝當り	北滿 响當り
			三斗未滿	三石未滿
			三斗以上	三石以上
			五斗以上	四石以上
			一石以上	四・五石以上
			一・五石以上	五石以上
			二石以上	六石以上
			計	
三六・六% 六件	三三・九% 四件			
三六・六% 六件	六六・三% 八件			
三〇・六% 四件	五・六% 一件			
九・三% 二件	六・九% 一件			
二九・六% 四件	三三・三% 四件			
〇・七% 一件	三〇・三% 四件			
一〇〇% 五件	一〇〇% 九件			

(附表第十四のA・B参照)

第六十一表 半銀半物で實納したる小作料の評價額別件数と割合

南 滿 百分 比	中 滿 百分 比	北 滿 百分 比	評價額	
			南滿 畝當り	北滿 响當り
			十圓未滿	
			十圓以上	
			十五圓以上	
			二十圓以上	
			三十圓以上	
			四十圓以上	
			計	
一〇・〇% 一件	九〇・九% 十一件			
	一八・九% 二件			
二〇・〇% 四件	三三・三% 四件			
	三三・七% 四件			
	九〇・九% 十一件			
一〇〇% 五件	九〇・九% 十一件			

(附表第十四のA・B参照)

四、小作料額決定の諸條件

以上の如き小作料額を決定する諸條件は、直接にも又間採にも種々の要因が認められるのであるが、今其の直接の諸條件に就いて一般に聽くに次の如くである。

- (1)、北滿に於ける小作料額決定の諸條件)……産調資料(45)の(2)一三八—一四〇頁参照。
- (2)、中滿に於ける小作料額決定の諸條件)

德惠縣東閣家屯……小作料は上中下地別によつて定められる。上中下地の別は、水害に罹る可能性の多少による。即ち土地の高低による譯である。治安、穀價の騰落等には大して係はらない。

榆樹縣千家燒鍋……此地方では一般的には小作料は單に土地の良否のみによつて決せられず、部落との遠近、或は地主小作人間の感情などによつて左右せられる場合が尠くないのであるが、本屯の様に部落が小さくて耕地が尠いところでは圃場迄の距離は大して問題にならない。本屯で小作料決定の標準となるのは専ら响當收量であつて、就中屯民の常食である粟の生産量に重きを置き、その上で均納する三色糧の市價及び品質等を考慮する。地價は直接には全然問題にされず専ら地味による譯であつて、甸子等の不良地はずつと低率となる。又親戚親友間では普通よりは响當地方料で一斗乃至五升位低くなる様である。

——(一般調査報告書、二七〇頁、二八一頁)——

敦化縣三台山屯……小作料額は、地價、生産高、圃場の位置、治安關係等から決定されるが、凶作の時の減免等は保甲牌長が參集して決めるといふ。

——(同縣一般調査報告書同書二二一—二六頁)——

磐石縣……小作料の高低は地味の良否によるが、交通治安が重要な原因をなし、縣城又は主要鎮を中心とする距離に比例して低率となる。

——(同縣一般調査報告書一九四頁)——

同縣再家村……小作料は地價穀價に關係なしに、响當收量即ち地味の良否、小作地の所在即ち部落の遠近、及び治安の良否によつて決める。响當收量に於いては大豆の年收量を基準とし、治安の不良な地點は普通の小作料より減額し、治安が恢復すれば復舊する。圃場の位置は兩三年見たいに治安が悪いと一番影響し、小作地の上中下地別も此の爲に修正されることが多い。即ち屯か

ら二滿里以内が最も條件がよく、二滿里以上三滿里以内の地になると三分の一の差を生ずる。三滿里半以外になれば最悪となり、屯民は主として三滿里以内に小作地を求め。

——(同前掲書三二六—三二七頁)——

伊通縣營城子……小作料を決定するには農民は上中下地を平均して何响小作して居るかに依つて決定し、平均一响當り三色均交一石五斗を標準にして居る。上中下地の土地決定は作物の平均收量により、三色(大豆高粱粟)の良く出来る土地を上地とする。

屯附近は高台を一般に上地とし、濕地は下地として居る。

又、治安關係に依り小作料は重大なる影響を受け、上地であつても治安の悪い處、例へば南方十五籽の地點の黑腰屯に於いては、上地一响當り五斗(三色均交)と言ふ様に小作料が安くなる。

小作地の遠近による高低は、小作地が七—八滿里(五—六籽)の遠方になると三斗内外低くなるが、二—四籽以内では變化はない。

——(産調資料(39)九五—九六頁)——

梨樹縣裴家油房屯……物納定租の場合は耕地の良否を基準とし、分租の場合は本屯では五、五と定つて居る。

——(同縣一般調査報告書七八九—七九〇頁)——

西豐縣……現金小作料額は、類地の物納定額小作料を契約當時の穀價に換算したもから、一年分の利子(地方の普通利廻)を差引いたものを標準に決定される。だから實際の金額は穀價の騰落によつて不同である。

同縣德恩屯……本屯に於いては開墾當時の小作料は年收量の四割が當然とせられて居たと言ふが、其根據は十分ではない。現在に於いても地價の騰落、又は穀價の變動が小作料額を左右するといふことはなく、専ら土地の收穫高が基準となり、現在でも地主四、小作人六の割合になるのが理想的と考へられて居る。

然し乍ら、實際は開墾以來其の小作料額には變更がないのに、土地は瘦せて來て居るので、現在の率は收穫量の二分の一に及んで居る。

小作地の遠近、山地と平地との相違も、小作地の不足して居る本屯の如き現勢では小作料決定に及ぼす影響は具體的には現れて居ない。

——(同前掲書三三九頁)——

海龍縣孫家街……小作料決定の諸條件に就いて聴取すれば次の如くである。

(イ) 直接には上中下地別の地價には依らぬ。然し結局は生産量の多い地は地價も高く、小作料も高い。下地だからと言って、實際面積よりも狭くして小作料額を決めることはない。

(ロ) 响當の收穫高によつて決定される。

生産量の標準となる作物は大豆、包米、高粱の三色とする。基準となるべき生産量は契約前年度とは限らず、本屯に於いては長年の習慣で大體の基準が一定して居る。此の基準量は数字的に何年間かの收量を平均したものではないけれども大體の平均量を示して居る。

(ハ) 穀價が上つた時は小作料も上る傾向が甚だしいが、穀價が下落した時に小作料が下る傾向は弱い。穀價は騰貴するといふても一二年位では左したる影響はない。小作料に影響を及ぼす作物は大豆である。

(ニ) 治安の悪い時は小作料は廉いのが常である。

(ホ) 圃場の位置……本屯には五里以上の距離にある小作地はないから、此は小作料にはさしたる影響は及ぼしては居らぬ様である。

(三) 南滿に於ける小作料決定の諸條件

鐵嶺縣豐家窩棚屯……本屯は地味の程度及び上中下地共に大差なく生産力は均等であるが、施肥量の多寡、管理の良否、或は耕地の遠近等、又は其の年の氣候の影響に依り收量に差異を來す。

諺に「醜妻近地家中寶」とある如く、近地は農耕に至便である爲自然に地味が肥沃になり、加ふるに管理が容易であるから生産力も増大し、之に反して遠地生産力低下の傾向がある。然しながら普通は生産力の低い濕地が、旱魃の年には反つて驚異的な收量を示すことがある。

銀納と同様、地價との割合は下地高率で、中地上地の順位を示して居る。

小作料決定の條件は多様で凡ゆる見地から推察すれば、第一土地生産力、第二耕地の位置、第三穀價の變動、第四作況の如何等に依つて決定されるものであるが、一般的には前年收量の半分を評價して、小作料とするのが慣例となつてゐるもの様である。

即ち土地生産力大きく圃場の位置近く加ふるに前年の穀價が好況であり、且豐作であれば當然小作料は高率を示し、之に反する

場合には小作料が低落するのである。

法庫縣團山子屯……屯民の言に従へば、小作料は現在に於ては土地の生産力により、上中下地別地價は穀價によつて決定されると云ふよりも寧ろ慣習的に決定されて居り、小作地の需要と供給との關係に依り強く影響される。かくて本屯に於ては、耕地地狭にして地主の勢力比較的強きが故に小作料は漸次騰貴する傾向にある。

遼陽縣……大體穀價の騰落に比例し、前年度の穀價を標準とするが、穀價が下つた場合には、小作料も下げるけれども、騰つた場合には、その割合で上げるといふ譯には行かぬ。それでは小作人が續かなくなる。

縣城東部地方の人多地少の地方では騰落の差が甚だしく且又小作料も割高であるけれども、縣城から西の方の「地多人少」の地方では騰落の差が少く小作料も割安である。

同縣前三塊石屯……小作料が騰るのは極く簡單だが、一度騰ると中々下らないものである。

(小作料と地價との關係) 縣城西部地方では、元來土地はよくて肥料を施さなくても耕作出来るのであるが、水害が頻繁である爲に地價は四〇〇圓位しかないが、

縣城東部地方では元來土地はよくなく、肥料をやつても收穫は些いが、水害がない爲に八〇〇圓位とする。

普通高粱一石十圓として計算し、收量の約四割が小作料といふ高さになる。然し乍ら小作人の方では此の六割では耕作に要する諸掛りにかつゝであるのが普通である。

小作料は専ら穀價と小作人の多寡によつて左右せられ直接に地價と關係する事はない。但し地價も亦穀價の影響を受けて、穀價が高くなれば地價も亦高くなる。

(銀納小作料算出の根據) (一) 上地十畝當りの小作料四〇圓といふのが割り出される根據は次の如くである。

一、收穫高……合計一〇〇圓

穀物九石……………九〇圓 (一石十圓とす)

內 譯 一畝一五〇〇—一六〇〇捆……………一〇圓

二、小作人の取得分……………合計六〇圓

内	肥料代	一〇圓
	牛具代と勞賃	三〇圓
	村費の利子	二〇圓

肥料代といふのは土糞、乾糞(人糞、尿)、草糞(家畜の糞、廐肥)の代金を一〇圓と地主側から見積つたのであつて、實際は之よりも餘計に施肥しなければ九石の收量は擧げられない。

牛具代と勞賃といふは高粱を作る場合を標準とする。牛具代一日二圓として六日乃至七日小計十二圓乃至十四圓

勞賃は播種 一工

施肥 一工

鎮壓 〇・五—一工

除草(三回) 八工

刈入れ 三工

脱穀 二工

小計 一五—一六工。一工の賃銀五—六〇錢であるが(實際は食費送入れると八一九〇錢となるから小計十二圓乃至十四圓四〇錢)結局牛具代と勞賃とで三〇圓となる。

村費の利子とは普通月利二分年利十圓としたものである。

要するに小作人は入費丈を取れば後は全部地主がつつてよろしいといふ立前である。

(二) 中地十畝當りの小作料三〇圓の根據は

1、收穫高 合計八五圓

内 譯 穀物 七・五石……………七五圓

内 譯 稈 (上地とほぼ同様)……………一〇圓

内 譯 肥料代……………一〇圓

内 譯 勞賃(人数は上地より)……………一四圓四〇

内 譯 牛具(六一七日)……………二二圓乃至二四圓

内 譯 村費の利子……………一七—一八圓

3、地主の取得分……………三〇圓

(三) 下地十畝當りの小作料一〇圓の根據は上地と同様にして收穫量を五石位とす。

(四) 小作地の收量は高粱を標準とす。高粱は年によつて收量に大差がないからである。棉は年による差違が甚だしく、良い年は二—三〇〇圓にも達し、悪ければ二〇圓精々にしかならぬ年もある。粟も害虫がつくから標準にはならない。だから假令如何なる作物を作つても高粱を標準とするのである。

穀價は前年度の相場を標準とし、就中秋の收穫時の相場が決定的である。

村費も年によつて差違があるけれども、契約するのが普通十二月—一月頃であるから結局前年度の村費が標準になるのである。

蓋平縣陳家屯……………小作料額を決定する諸條件を擧ぐれば次の如くである。

1、直接には地價とは影響ない。然し生産量の多い土地は従つて地價も高く小作料も高い譯である。

2、小作料は天地當の生産量に比例する。大體に於いて作物は高粱の收量を標準とし、高粱が良く穫れる所は従つて地價も高い。生産量は過去の経験から大體一定して居る。

3、穀價が高くなれば小作料は高くなる。穀價が騰る時は耕地の擴大を希望する者が多く、従つて小作料は高くなる。然し乍ら穀價が下落する事を豫想して低くする事はなく、實際小作人はいくらでも居るのだから、一旦騰れば容易に下らない。穀價の騰落と言つても相當長く繼續する事が豫想せられる場合に影響する。

4、治安は本屯はずつと良かったので直接影響はして居ない。

——同縣一般調査報告書二六八頁——

(小作料算出の根據)

(一) 畑地の小作料

本屯附近の畑地では上地二天地(六畝)高粱三石、中地二・五石、下地二石が普通であるが其割出し方は次の如くである。

收穫量	六石	一石	二〇圓	計	二二〇圓
小作料	三石	〃	〃	計	六〇圓
牛具代					一二圓
肥料代					一五圓
村費		(二畝三角)	一天地		一圓八〇
播種		男五人	(一人七〇錢)		三圓五〇
除草		〃 十人			七圓〇〇
除穢		〃 五人			三圓五〇
收穫		〃 五人			三圓五〇
脫穀		〃 五人			三圓五〇
外に稈の收入					一二圓

中地の場合は收量五石稈十圓とす。
下地 四石稈八—十圓

(二) 水田の小作料

隣屯の馬家屯では水田一天地に就き稈子一—一・五石であるが之は收量些く勞力を多く要するからである。

收穫量	四石	一石	一八圓	計	七二圓
藥代					七八圓
小作料		一石			一八圓
整地		男 十人	(一人四十錢)		七圓
播種		男 二十人	(食費三十錢)		計七〇錢
除草		女 八十人	〃		一四圓
除穢		男 十人			一六圓
收穫		女 八十人	一人二十錢		七圓
脫穀		男 二十人	一人二十錢		四圓
		女 二十人	一人二十錢		四圓

村費 一畝三角 一天地六畝 一圓八〇

(馬村長談)

遷中縣黃家福棚屯……小作料は小作地の地味の良否、契約當時の穀價を參酌して、地主小作人が相談の上定める。契約が成立すれば、小作人は遅くとも播種の五日前までに小作料を地主方に持参しなければならぬ。小作料の受渡には、受領書等は用ひず口頭に依る。

小作料は總て前納なので、小作料の滞納或は不納による争の事例は未だない。

(採算のとれる小作料の限度)

(2) 號農家は實質的所有熟地八五・四响のうち昨年度は二〇响を小作させ、今年度は全部自作して居る様に、毎年毎年、小作さしたり自作したりして居るのであるが、小作料の高さと勞賃の高さとを參酌して加減して居るのである。即ち小作料が高く勞賃も高ければ自作するよりは小作さした方が有利であるから成るべく廣い面積を小作に出し、小作料が廉かつたり勞賃が廉かつたりすれば寧ろ自作した方が有利となるから自作面積を殖やすのである。

即ち小作料は二十圓位ならば全く不利であり、

三十圓位であれば利もなく損もなく、

四十圓位であれば有利である。

其根據は極大雜把に農村の常識とされる計算で次の如くなる。

耕地一天地の收量普通四石	(高粱一石)	二〇圓
計		八〇圓
外に稈程がある。		
小作の爲の支出は		四〇圓
小作料		一〇圓
利子 (月3分として)		一圓
種子代		五圓四〇
勞賃 (九人、一人六角として)		

差引一二圓六〇は水害の危険に對する豫備金であつて水害がなければ其丈小作人が儲かり、水害があつても損はないといふ計算である。

(地主 2 番談)

新民縣二道河子屯……物納定租に於ける响當何を何石とか、銀納に於て响當り何圓と言ふのは地味の上中下に依つて區分され、又治安關係圃場の位置等に幾分左右されるが、主なるものは地味の上中下に依つて決定されてゐる。

(一般調査報告書)

黒山縣孫家窩棚屯……小作料を決定する第一の條件は其の土地の有する生産力の如何であつて、地價或は穀價の變動には殆んど影響される事はない。又本屯の小作地は屯から餘り距つてゐない爲、本屯に關する限り圃場の位置も小作料決定の條件とはならない。

土地の生産力は本屯の主要作物の筆頭たる高粱の平年作に於ける一天地當收量を標準とし、上中地に於ては收量の五―六割、下地、城地では四―五割程度を以て小作料としてゐる様である。

斯くの如く小作料は生産力を基準として決定される關係上、土地の生産力が低下すれば小作料は自然下げられて行くわけで、十年前に比し現在生産力が低下してゐるから小作料も一―二割程度低下してゐる。

(同縣一般調査報告書)

盤山縣孟家鋪屯……小作料穀物の種類は上述の如く高粱であるが、その量の決定は定額の場合に於ても小作地の高粱收量を地主三小作人七の割合を樞軸として増減すると言はれて居り、その率のみの瞥見によると、小作人に非常に有利の如くであるが、本屯が既述の如く自然的條件甚だ劣悪で、殊に水害は三ヶ年に一回は必ず食糧自給を脅かす程の猛威を振ふ状態なる事を考へる時、決して然らずして、その實證として分益が漸次定額に代位する傾向を擧げ得る。尙分益小作の分益率の大體の傾向を述べれば

荒地 開墾	一 對 九
二荒地 開耕	二 對 八
熟地 (普通)	三 對 七
上等 熟地	四 對 六

——(同縣一般調査報告書)——
莊河縣金廠屯……押租小作に在つては押租錢の多寡に依つて決定されるが、物納定租に於ては契約年度の包米の一天地(六畝)である。

常生産高を標準とする。而して穀價の騰落を豫想して小作料の高低を定める事はない。作物は何れの型態に於ても包米を主として部を青豆にする場合もある。

本屯は治安に關しては殆どその憂がない爲、その良否により小作料の高低を決定する事はないが、縣全體として見れば、本屯の一般小作料は高率を示して居る。

圃場の位置は實際に遠くとも三滿里を超える事なく、多少の距離の遠近に依り小作料の高低は論ぜられず實際に遠距離地に在る小作人も押租小作に於ける一例にすぎず此の場合代銀納が行はれてゐる。

凶作の爲小作料納入の困難なる場合は翌年度に延期して納入せしめ、又押租小作に在つては押租錢中より租當銀額を差引く爲凶作に依る減免を斟酌して小作料率を加減することはない。

押租物納定租に於ける小作料は、次の關係式を以て表はされる。

熟地(普通)より得らるる一畝小作料 = 押租錢利子 ÷ 押租小作料

此の押租錢の利子は夫々の契約により異なるが、最低一割より最高三割内外と見られてゐる。従つて小作料は押租錢の大小に依つて左右せられ略反比例する。

(同縣一般報告書)

鳳城縣西門家堡子……本屯の小作料額は土地の生産高が基本になる。主として包米と高粱の收穫量により、生産高の半分が大體小作料の基準となつて居る。穀價を見越して小作料の手加減をする事は殆んどない。

——(一般調査報告書三三〇頁)——

第二節 小作料と收穫量及び地價との割合

一、小作料と收穫量との割合

元來地主と小作人の發生の淵源といふものが、同じ農奴として協力して農耕を営み、その收益を分配したといふ所から出發して居るので、小作料決定の標準も常に收穫量が基礎になつて居り、北滿では地主四小作人六、中南滿では對半で分けるといふのが根本觀念になつて居る事は前に述べた通りである。之を更に具體的に検討して見ると次の如くである。

第六十二表 小作料と收穫量との割合（單位%）

南滿	中滿	北滿	最高率	同上の調査屯名	普通率	同上の調査屯名	最低率	同上の調査屯名
下中上	下中上	下中上	四九・七 四三・四 三三・六 二五・八	呼蘭孟家屯 綏化蔡家屯 呼蘭孟家屯 榆樹于家燒鍋	二七・九 三三・七 二二・九 四四・八	肇州張家大園子 肇州張家大園子 伊通縣營城子 梨樹裴家油房	五・二 一〇・二 六・〇 三・六	富裕七家屯 望奎王殿元屯 望奎後四井屯 伊通營城子
地地地	地地地	地地地	五八・八 六六・三 六八・三	盤山孟家舖 鳳城西門家堡子 盤山孟家舖	四〇・〇 五〇・〇 五〇・〇	蓋平陳家屯 遼陽前三塊石屯 蓋平陳家屯	三・六 三・六 三・六	莊河金廠屯 鳳城西門家堡子 盤山孟家舖

（附表第十五のA・B・C参照）

右は各調査部落に於ける收穫量に對する小作料の割合の謂はゞ最潮値を列擧したのであるが、右のうち北滿の數字に就いては、小作料は康徳元年度の實納評價額により、收穫量は康徳二年度の各部落の標準作物の標準收穫量を評價したものであり、而も三年度は元年度に比して一般に作柄が良好であつたので、其の二つの係數の割合は實際よりは低く現はれて居るものである。而も之は全くの粗収入中の粗収入粗支出中の粗支出に就いての割合であつて、租稅公課の分擔額、莖幹等の副産物の小作料への附加數量を加へた割合は附表第十五の(A)の(二)欄に掲げた數字が康徳元年度の實際に近い割合であらう。即ち之によれば、最高三八%普通三六%最低一三%であつて、康徳元年度の特殊事情を扣除して考ふれば、北滿では實際は收穫量の四割には尠し足りない程度と考へてよからう。

中南滿に於ける數字の大部分は唯一般的に調査部落の標準小作料額と標準作物の標準收穫量に就いて聽取つた結果を計算したものであるから、ほとゝ習慣的に言はれて居る通りに收穫高の五割となるが、實際此の通りに行はれせず、年によつて之より幾分低い割合で取引されて居るものと考へて宜しからう。

斯ういふ參酌をしながら考へて、收穫量の四割乃至五割が小作料として地主に納められるといふ事が果して妥當であるか否か。何度も言ふ様に生産された價値の絶對量が大きければ差支へないのであるが、北滿の土地に於いても五〇圓足らず、中滿の土地でも七七圓南滿土地の煙草作の例外で一二七圓程度のもものが、斯ういふ割合で分けられねばならない譯である。而して地主に分けられた方は再び土地に還元される事はないのであつて、唯僅かに小作人に残つた後六割乃至五割の大部分が、小作人の生活や諸公課の負擔に振り向けられて、再生産費として循環し運轉する價値は極微小なものしか残らないのである。

だから斯くの如き比率が妥當な比率であるか否かは、生産力其ものを高め得るか又は些くとも維持し得るならば、

何とか目こぼしもやむを得ない譯であるが、第三節に事例が幾多挙げられて居る通り、收穫量は逐年遞減しつつあるに拘はらず尙斯る比率が墨守されて居る事はいけない事である。もともと農奴生産の分配比率を單に地主的利益の爲に固執する事をやめて、生産力そのもの、飛躍に邁進する事が焦眉の急務である。

二、小作料と地價との割合

第六十三表 小作料と地價との割合(單位%)

南滿	中滿	北滿	最高率	同上の調査屯名	普通率	同上の調査屯名	最低率	同上の調査屯名
下中上 地地地	下中上 地地地	下中上 地地地	三〇・四五 三三・四五 三三・四五	拜泉王殿元屯 訥爾孫家屯 呼蘭孟家屯	一六・七七 一六・四五 三三・七〇	肇州張家大園子 蘭西石家園子 德惠東閣家屯	六・三三 五・六六 五・六五	綏化蔡家窩堡 海倫後三馬架屯 望奎後四井屯
			二八・〇〇 一六・〇〇 一六・〇〇	遼中第一、八區 " " " "	一〇・〇 一〇・〇 一〇・〇	鐵嶺畢家窩棚 " " " "	四・三三 四・三三 四・三三	鳳城西門家堡子 莊河金廠屯 新民二道河子

(附表第十五のA・B・C参照)

右の表を見て地價の利廻りといふ點から見れば低率であるといふ者が居たならばそれは大間違ひである。成程收穫量に對する割合から言へば高率かも知れないが、地價に對すれば普通の金利に比べて利廻りが低いのだから、蓋し無

理も不合理もないではないかといふ見解が度々強く主張されるのである。もとゞ普通の金貨の貸借と耕作地の貸借とを利廻りといふ同じ様な尺度で論議する事その事が問題なのであるが、一步譲つてさういふ見方が許されるものとして普通の金利の實際と比較して見やう。勿論此の場合の利廻りの比較は、都市の商工業との利廻りとの比較でなく、農村に於ける普通の金錢貸借の利子との比較でなければならぬ。

實態調査の結果に基いて農家負債の利率を見れば次の如くである。

第六十四表 農家負債の年利率一覽(件數)

北滿	南滿	無利子	一割未満	一割以上	二割以上	三割以上	四割以上	五割以上	六割以上	七割以上	計
農家よりの借入 商人よりの借入 雜業者よりの借入	農家よりの借入 商人よりの借入 雜業者よりの借入	五〇	二	八	二五	二八	一六六	三四	九六	三四	一〇三件
農家よりの借入 商人よりの借入 雜業者よりの借入	農家よりの借入 商人よりの借入 雜業者よりの借入	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六件
農家よりの借入 商人よりの借入 雜業者よりの借入	農家よりの借入 商人よりの借入 雜業者よりの借入	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六件
農家よりの借入 商人よりの借入 雜業者よりの借入	農家よりの借入 商人よりの借入 雜業者よりの借入	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二四件
農家よりの借入 商人よりの借入 雜業者よりの借入	農家よりの借入 商人よりの借入 雜業者よりの借入	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二四件
農家よりの借入 商人よりの借入 雜業者よりの借入	農家よりの借入 商人よりの借入 雜業者よりの借入	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四件

註：北滿は産調資料(45)の(6)「農家の負債並に貸借關係」篇六一―六三頁参照
南滿は「(45)の(15)」(南滿の部)一四七―一四九頁参照

右は同じく北滿十六縣十七ヶ部落、南滿十縣十ヶ部落に於ける負債農家の利率に就いて見たものであるが、誰が見

ても一目瞭然な様に歴史的に多いのは無利子の貸付であつて、實に全貸付件數一七〇六件の九一四件即ち五三・五八%を占めて居るのである。成程利子を付する場合ならば三割から五割未満といふのが一番多く、中には六割以上又は七割以上といふ高利貸しも出来るのだけれども、若し或る地主が土地を貸す事を止めて高利貸をしようとしても、實際は斯うして無利子で貸さねばならぬ場合が大半であるから決してこんな事はして居ない。

又、以上の利子の比較は單に利率丈の比較なのであるが、敢へて小作料を地價に對する利子と見るならばその所謂利子の年總額を比べて見るがよい。貸付農家一戸當貸付金額は北滿では康德元年度末現在一八二・九二錢（前掲書五―六頁）南滿では康德二年度末現在二二〇圓九二錢だから、（前掲書二七―二八頁）之に最高率の年七割の利子を取つたところが北滿で年利一二七圓七七錢四厘、南滿でも年一五四圓六四錢四厘しか得られない譯である。然るに小作料の場合を考へると地主一戸當貸付面積北滿では三八・七响、中滿では九・二九响、南滿では四二・〇一畝だから「本篇附表第一の(A)(B)(C)参照」之を全部中地並みに扱つて北滿では响當り十圓、中滿では二十圓、南滿では十畝當り四十圓の小作料収入が得られるとすれば「附表第十五の(A)(B)(C)参照」地主一戸當りの小作料収入は夫々北滿三八七圓、中滿一八五圓八十錢、南滿では一六八圓四錢が得られる譯であつて金貸しよりは遙かに高額である。況んや金貸しの金高には貸付け得る限度が農村ではあるが、大地主にならうと思へば何十响でも何百响でも貸される事を考へねばならぬ。

斯ういふ事を續ければ限りはないが、假りに小作料を地價に對する利子として讓つて考へても、農村の普通の金利よりは遙かに高くつくといふ事を事實で示したに過ぎない。然し乍ら所謂斯うした貸付金の資本といふものと農村の土地といふものとは違ふのであつて、而く金貸的觀念を以つて律する事は出来ないものである。若し左様な見解が主張あらう。

三、小作料率に關する一般調査資料

以上に於いて大體現行小作料の收穫量並びに地價に對する所謂小作料率に就いて説明したのであるが、參考迄に一般調査資料を次に収録しておかう。

(中滿の一般調査資料)

德惠縣東閣家屯の小作料率 (石は地方秤)

上中下地別	响當小作料	小作料と地價との割合		小作料と响當收量との割合	
		地價との割合	地價との割合	响當收量との割合	响當收量との割合
上地	高大粟 〇・五五石	二・〇石	一六〇圓	五五石	五五圓三
中地	高大粟 〇・八七石	二・〇石	一二〇圓	四三石	四九圓二七
下地	高大粟 〇・六七石	一・五石	五〇圓	二二石	二六圓
					三六・六%
					四七・八%
					五三・二%

檜橋縣子家曉諭……本屯では物納定租が一般であるからそれに就いて各地目別に小作料率を見ると次の如くである。

地目別	响當小作料額		小作料と地割との割合		小作料と响當收量との割合	
	穀物の種類別石數	石高計	地價	割地との割合	响當收量	同上額評
上地	高粱 二・五七石	七・七石	二〇〇圓	一四・二%	六・五圓〇三	六・五圓〇三
上地	粟 二・五七石	七・七石	二〇〇圓	一四・二%	六・〇圓〇三	六・〇圓〇三
上地	大豆 二・五七石	七・七石	二〇〇圓	一四・二%	四・〇圓〇	四・〇圓〇
中地	高粱 二・五七石	七・七石	一〇〇圓	一五・〇%	五・〇圓〇四	五・〇圓〇四
中地	粟 二・五七石	七・七石	一〇〇圓	一五・〇%	四・八圓〇一	四・八圓〇一
中地	大豆 二・五七石	七・七石	一〇〇圓	一五・〇%	五・〇圓〇三	五・〇圓〇三
下地	高粱 二・五七石	六・四三石	一六〇圓	一四・七%	四・〇圓〇三	四・〇圓〇三
下地	粟 二・五七石	六・四三石	一六〇圓	一四・七%	三・九圓九	三・九圓九
下地	大豆 二・五七石	六・四三石	一六〇圓	一四・七%	四・〇圓〇三	四・〇圓〇三

(石は新制石)

— 一般調査報告書二七九—二八〇頁 —

(イ) 普通通知地

數化縣各地區別小作料及び地價

地區別	中地上地別	品名	一天地當り小作料		一天地當り地割との割合		一段當り地割との割合		備考
			數量	單價	地價	割地との割合	一段當り地價	同上額評	
(縣城附近)	下中上	大豆 粟	二・三〇石	二〇・九圓	二〇〇圓	八・三%	二・九〇圓	二・九〇圓	
(五滿里附近)	下中上	大豆 粟	一・五石	一五・二圓	一〇〇圓	七・三%	二・七圓	二・七圓	
(小石頭河附近)	下中上	大豆 粟	〇・八石	一四・〇圓	七〇圓	九・九%	二・四圓	二・四圓	
(高帽頂子附近)	下中上	大豆 粟	〇・八石	一七・〇圓	七〇圓	二・六%	二・三圓	二・三圓	
(大石頭河附近)	下中上	大豆 粟	〇・八石	一七・〇圓	七〇圓	二・六%	二・三圓	二・三圓	
(南黃泥河附近)	下中上	大豆 粟	〇・七石	一五・〇圓	六〇圓	三・六%	二・二圓	二・二圓	
(馬子附近)	下中上	大豆 粟	〇・六石	一四・〇圓	五〇圓	三・〇%	二・一圓	二・一圓	

(註)……石ハ在來秤、一天地〓七反二畝

地目別	石	穀物の種類及び数	石高計	價同額評	地價	小作料と地割の割合	小作料と响當收量との割合
大石頭河附近 一六二〇里 教化ヨリ 馬號附近 六十五里 七十里	下中上	下中上	〇・五石 〇・五石 〇・五石	〇・〇〇〇 〇・〇〇〇 〇・〇〇〇	九圓	〇・〇〇〇 〇・〇〇〇 〇・〇〇〇	〇・〇〇〇 〇・〇〇〇 〇・〇〇〇
	〇・五石	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
	〇・五石	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
	〇・五石	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇

鹽石縣丹家村の小作料率

(註)……石は在來樹、一天地〇七反二畝

地目別	石	穀物の種類及び数	石高計	價同額評	地價	小作料と地割の割合	小作料と响當收量との割合
上地	大豆	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
中地	包米	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
中地	高粱又は粟	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
下地	包米	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
下地	高粱又は粟	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇

(註)……地價は事變來賣買がないので農民の見積による。

(同縣一般調査報告書による)

伊通縣鹽城子(石は在來樹、地目は本年度)

地目別	石	穀物の種類及び数	石高計	價同額評	地價	小作料と地割の割合	小作料と响當收量との割合
上地	大豆	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
中地	包米	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
中地	高粱又は粟	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
下地	包米	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
下地	高粱又は粟	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇

(註)……高粱一斗一圓二九錢、大豆一五圓八錢、谷子一圓五二錢とす。

(産調資料(39)九五頁)

梨樹縣裴家油房……

地目別	石	穀物の種類及び数	石高計	價同額評	地價	小作料と地割の割合	小作料と响當收量との割合
中地	大豆	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
中地	包米	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
中地	高粱	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
下地	包米	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
下地	高粱	〇・五石	〇・五石	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇

分益の場合

地目別	分租の割合	天地當小作料實納額	同上評價額	天地當地價	小作料の同上に對する%
中地	五・五	高粱・五石副産物五〇束 高粱・五石副産物三〇束 谷子・四石〇〇斤	三圓三三	一六圓	一五八%
下地	五・五	高粱・五石副産物三〇束 谷子・四石〇〇斤	三圓八八	一四圓	一六四%

註……右は地方耕

——(同縣一般調查報告書七八一七八九頁)——

(南滿の一般調査資料)

鐵嶺縣畢家高堡屯……次に農民から聴取した銀納定額小作料率を地價及一天地當收量との割合を示す。

舊制度量衡に依る

地目	小作料	地價	地價との割合	一天地當收量	同上評價額	格同上評價%
上地	三・〇〇	三〇〇・〇〇	一〇〇%	高粱 五・五石 稈 二・三〇石	三・〇	四・四%
中地	二・七〇	二五〇・〇〇	一〇八%	高粱 五・五石 稈 二・〇〇石	二・〇	四〇・七%
下地	二・五〇	二〇〇・〇〇	一二・五%	高粱 四・五石 稈 一・七〇石	五・五	四・〇%

備考 小作料が上、中、下地共に大差のないのは、小作人多く耕作面積が狭小なる爲で、地價並に生産高に比して、下地の小作料が最も高いから、小作人は一般に下地の小作を嫌ふ傾向があると云ふ事を立證し得る。

物納分益小作料率(康德二年度一天地當)

地目	分益割合	小作		地價	地價との割合
		實納數量	實納量計		
上地	五・五	高粱 〇・八石 稈 〇・二石	二・〇〇石 六〇〇斤	三六・〇〇	三三%
中地	五・五	高粱 〇・八石 稈 〇・二石	一九・三石 折半	三三・三	三三%
下地	五・五	高粱 〇・八石 稈 〇・二石	一七・六石 折半	二九・九	三三%

舊制石に依る

——產調資料(40)より——

法庫縣關山子屯

小作料		地價との割合		收穫量との割合	
高粱石數	評價價格	地價	地價との割合	天地當收量	同上評價額
地方石 二・〇〇	二・〇〇	三〇〇・〇〇	八・二%	地方石 四・三 稈 一・〇〇 穗 一車 根 三車	九・六
					同上評價額と小作料との割合 四・四%

註 換算標準は次の如くである。

(高粱石數天地當收量は集計表より算出)

高粱一地方石 八圓七八(集計表生産物賣却表より手取價格平均を算出)
 高粱稻一、〇〇〇東 一〇圓〇〇(屯民より聴取)
 根 一車 〇圓五〇(同上)
 高粱穗一車 一圓〇〇(同上)
 地價中地 二六〇圓〇〇

右表によつて見れば小作料率は四割二分餘である。
 金納の場合も二〇圓とすれば物納の場合と小作料率は殆ど同様である。然し銀納の場合は前納を普通とするから二〇圓に對する一ヶ年の利子及び危険率等を考慮に入れる時はそれ丈物納の方が有利であるとも云ひ得る。

又分益の小作料率五割に比すれば分益の方が不利なわけであるが、分益の場合の如きは小作地附加物又は小作料附加物又は租税分等々の關係を考へねばならないから小作料率のみより比較はなし得ない。

之等の比較はこの數字より判断したもので實際に何れが有利であるかは論斷し得ない。次に前表に見る地價を二六〇圓とすれば、それに對する小作料の割合は八分強に當る。

次に前述の評價標準により地主と小作人との一天地に就ての取前を示せば次の如くである。

地主小作人取前表(高粱について)

天地當收量	評價	地租及村賃	地主取前	小作人取前
四九圓六四		六圓二五	一八圓五七	二四圓八二

一天地より生産される高粱及副産物の評價の合計四九圓六四錢の中、地主は一八圓五七錢を、小作人は二四圓八二錢を取得する。右の中木屯に於て最普通なる分益關係から見て國稅一圓一〇錢及び响捐(縣稅)一圓四〇錢を地主に負擔せしめ村賃三圓七五錢を小作人に負擔せしめて居る。

(産調資料41より)

遼中縣黃家窩堡屯……

金納定租 量單位地方石

地目	天地當小作料	天地當地價	小作料と地價との割合	天地當收量	同上評價格	小作料と同上との割合
地						
上地	四・〇〇	四〇〇・〇〇	一一・三%	高粱副主 八〇〇石	八七・二〇	五・六%
中地	三・〇〇	三〇〇・〇〇	一〇・〇%	副主 六〇〇石	六八・五〇	三・一%
下地	二・五〇	二五〇・〇〇	三・五%	副主 三〇〇石	三三・〇〇	四・六%

各區別高粱天地當收量(石は地方石)

地	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區	第十區
上地	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	四・〇	三・〇	三・〇	三・〇
中地	三・〇	三・〇	三・〇	三・五	三・五	三・五	二・五	二・〇	二・〇	二・〇
下地	二・〇	二・〇	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	二・〇	二・〇	二・〇

各區別天地當小作料(單位圓)

地	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區	第十區
上地	四・〇〇	四・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
中地	三・〇〇	三・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
下地	二・〇〇	二・〇〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇

地 區	地 上		地 中		地 下		地 鹹	
	農 民 呼 稱	司 法 公 署 調	農 民 呼 稱	司 法 公 署 調	農 民 呼 稱	司 法 公 署 調	農 民 呼 稱	司 法 公 署 調
第一區	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第二區	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第三區	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第四區	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第五區	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第六區	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第七區	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第八區	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第九區	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第十區	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

—(同縣一般調查報告書より)—

黒山縣孫家窩棚屯……康徳二年度に行はれた小作料について小作料率を求むれば次の如くである。

地 目	小 作 料		地 價	地 價 と の 割 合	一 天 地 當 收 量	評 價 格	一 天 地 當 收 量 と の 割 合
	高 梁	石					
中 地	四・三三(三七)	三・〇五	一五〇圓	一五・〇%	七・三三(三七)	四・二五	五八・〇%
下 地	二・八三(二六)	一・七九	一〇〇圓	一四・七%	五・七〇(二〇)	三・二八	四九・〇%
城 地	一・四六(〇・四)	七・七五	三〇圓	二五・〇%	三・一七(一・〇〇)	四・〇〇	四八・〇%

- 註 1. 小作料及一天地收量欄中()内の數字は在來石を示す。
 2. 小作料は康徳二年度に行はれた小作料中、中地二件、下地九件城地五件のそれらの平均値とす。
 3. 一天當收量は平均收量とす。
 4. 評價は康徳二年度税捐局發表による稊石公定價格の九月—十二月の四ヶ月の平均値で行ひ、高粱在來一石一六圓八二錢とせり。

今參考の爲に(1)號農家が康徳二年度行つた小作料と一天地當收量との關係を示せば次の如くである。

地 目	小 作 料	一 天 地 當 收 量	%	地 目	小 作 料	一 天 地 當 收 量	%
中 地	一・五〇	二・五〇	六〇	中 地	一・五〇	二・五〇	六〇
下 地	一・五〇	二・五〇	六〇	下 地	一・五〇	二・五〇	六〇
城 地	一・五〇	二・五〇	六〇	城 地	一・五〇	二・五〇	六〇

單位は在來石とす。

—(同縣一般調查報告書より)—

地目	小作料			地價	地價トノ割合	天地當收量	評價額	天地當收量トノ割合
	糧石種類	糧石計	評價格					
中地	包米 一・六石	一・六石	三・〇圓	三・〇圓	五・六%	副主 三・九石 三〇〇斤東	六四・六圓	三・六%
下地	包米 一・二石 青豆 〇・二石	一・三石	一・七・六圓	二・〇圓	四・〇%	副主 三・五石 三〇〇斤東	五〇・〇圓	三・六%

糧石數は在來度量衡による屯に於ける標準石數である。
包米一石＝一四・三八圓（九月—十二月公定價格平均）
青豆一石＝一八・〇一圓（〃）

——（同縣一般調查報告書より）——

第三節 小作料率の變遷

以上の如き小作料率が歴史的に如何なる變遷の跡を辿つて來たかを見る爲に、一般的に主として屯民に就いて聽取した記録を整理して見れば以下の如くである。

（北滿に於ける小作料率の變遷）……産調資料(45)の(2)「小作關係並に慣行篇」一七八—一八六頁參照

（中滿に於ける小作料率の變遷）

德惠縣……今物納定額小作料に就いて縣一般の變遷の狀況を表示すれば次の如くである。

土地の區別	年	代	民國二十年以前	大同元年	康德二年
上地	地		二・二石	二・〇石	二・五石
中地	地		二・〇石	一・八石	二・〇石
下地	地		一・〇石	不明	不明

註……石は地方石。

德惠縣……古い年代の事情は知る由もないが、民國十年以後に於ては大した變化を見ない。只近年第二區の甸地々帯は水害の理由で小作料が下る傾向にある。

同縣于家嶺鎮に於ける小作料額の變遷（中地）

——（同縣一般調查報告書二六七頁）——

項目別	年代別	
	二十年頃	十五年頃(此の頃から定租となる)
小作料額	地主四小作人六の分益地主小作人折半(兼幹ハ小作人取り)	一・八石(三色)
响當地價	九〇〇吊	一・〇〇〇吊
响當收量	大豆 四・五石 粟 四・五石	大豆 四・五石 粟 四・五石
石當當價	大豆 一〇〇吊 粟 六〇〇吊	大豆 一・五石 粟 一・〇〇〇吊
現	大豆 四・五石 粟 四・五石	大豆 一・八石 粟 一・〇〇〇吊
在	大豆 四・五石 粟 四・五石	大豆 一・八石 粟 一・〇〇〇吊

(石は地方辨に據る)

(同書二九四—二九五頁)

敦化縣三台山屯……小作料形態に鮮人移住以來分益が始つた外に小作料の甚だしい騰落は見られないが大體次の通りである。

項目別	年代別	
	開拓時代(六・七十年前)	民國十四年頃
物納定租大豆	五斗	二石三斗一石五斗
二色均交	ナシ	二石三斗一石五斗
水田の小作料	同上	同上
現	八斗	八斗
在	治安不良と勞力不足の爲近年低額となつて來た	同上

(註)……石は地方辨

(敦化縣一般調查報告書一三三頁)

磐石縣由家村……本屯の普通地中地に於ける小作料騰落の狀況は次の如くである。

項目別	年代別	
	開拓直後	民國初年頃
小作料	大豆 一石 粟 一石	大豆 一石 粟 一石
响當收量	大豆 四石 粟 四石	大豆 四石 粟 四石
石當當價	大豆 四圓 粟 四圓	大豆 四圓 粟 四圓
响當地價	一・五圓	一・五圓
現	大豆 一石 粟 一石	大豆 一石 粟 一石
在	大豆 一石 粟 一石	大豆 一石 粟 一石

(註)……石は地方辨

(磐石縣一般調查報告書二四一—三四二頁)

伊通縣年代別小作料

年度	小作料
民國六年迄	二・〇石
// 十年迄	一・九石
// 十六年迄	二・〇石
// 十九年迄	一・八石
// 二〇年	一・七石
大同元年	一・六石
// 二年	一・五石
康德元年	一・六石
// 二年	一・六石
// 三年	一・五石

(產調資料(39)三三頁)

同縣暨城子屯に於ける騰落の趨勢……

項目別	年代別	民國十二年頃	民國九年大同年	大同二年	康德元年	康德二年一三年
小作料	不詳	下中上地地地 石石石 六〇〇〇 七〇〇〇 七〇〇〇	〃〃〃	〃〃〃	〃〃〃	〃〃〃
响當收量	三色平均一七五斗	平均三色 下中上地地地 石石石 四〇〇〇 四〇〇〇 四〇〇〇	〃〃〃	〃〃〃	〃〃〃	〃〃〃
石當穀價	高大粟 六圓	〃〃〃	同	同上	高大粟 一五圓 一五圓 一五圓	同上
地價	上地 五〇圓	下中上地地地 三〇圓 三〇圓 三〇圓	〃〃〃	同上	同上	同上

(註)……石は新制枡(括弧内は地方枡)

梨樹縣……本縣にける小作料騰落の趨勢は次の如くである。
第一・二區に於ける物納定租の變遷(石は地方枡)

——同前掲書一〇四頁——

項目別	年代別	光緒三十二年	民國一〇年	民國一七年	民國二〇年
中地一田地當り小作料	一〇石	一〇石	一・五一二〇石	一・二一七石	一・二一三石
高粱收量	三・五石	三・五石	三・五石	三・五石	三・五石
地價	二〇〇吊	二〇〇小洋	二〇〇一五〇	八〇大洋	

——同縣一般調查報告書一七〇頁——

西豐縣……開放當時の小作料額は、小作地の生産量を折半した量を小作料とし、従つて相當高率の小作料の支拂ひを強ひられて居た。開墾以來年を経るに従つて、土地の生産力は減退して來た様であるが、其割合には小作料は減額されて居ない。今開放以來の小作料を一方地について見るに次表の通りである。

年代別	小作料	被害地小作料	
光緒三十年	二五九・二〇石	民國四年	一六二・〇〇石
民國元年	二五九・二〇〃	民國十六年	九七・二〇〃
〃十五年	二二三・二八〃	〃十七年	〃
〃	〃	〃二十年	八一・〇〇〃
康德三年	二二三・二八〃	大同元年	七七・七六〃
〃	〃	康德二年	六四・八〇〃

(註)……石は新制枡

右の如くで、水害等により被害のあつた年以外は先づ變化はなかつた。元來此の縣は山岳や丘陵が多く土地の傾斜が甚だしい爲に、山地の土壤養分は平地に流れ込んで、自然に平地の土壤養分を補充するので平地生産力は案外減退して居ない。

之に反して山耕地の生産地の生産力の減退は逆も甚しく、植林地と化した所も諸所に目撃されるのであるが、然るに拘らず、小作料は山地でも餘り減額されて居ない。地主の言ひ分を聞けば、仮令山地の生産量が減退しても、その減少は新開墾の餘地がない状態では、到底斯ういふ言ひ分は實際に當て候まらないといふので、斯ういふ山地では定額小作契約を締結することを小作人側が漸次忌避する様になつたので、斯る山地では分益が出現するに到つたと言ふ。

——同縣一般調查報告書七五十七頁

海龍縣……本縣に於ける小作料及び地價の騰落狀況は次の如くである。

項目別	年代別	
	光緒十年頃	光緒二十年 — 民國九年
小作料	上地 二石 中地 一石 下地 〇・六石	上地 二石 中地 一石 下地 〇・八石
地價	上地 賣買ナシ 中地 賣買ナシ 下地 賣買ナシ	上地 賣買ナシ 中地 賣買ナシ 下地 賣買ナシ
响當收量	上地 〇・八石 中地 〇・六石 下地 〇・四石	上地 〇・八石 中地 〇・六石 下地 〇・四石
	民國十年—十二年	民國十九年
小作料	上地 二石 中地 一石 下地 〇・八石	上地 二石 中地 一石 下地 〇・八石
地價	上地 賣買ナシ 中地 賣買ナシ 下地 賣買ナシ	上地 賣買ナシ 中地 賣買ナシ 下地 賣買ナシ
响當收量	上地 〇・八石 中地 〇・六石 下地 〇・四石	上地 〇・八石 中地 〇・六石 下地 〇・四石
	大同一年	大同二年
小作料	上地 二石 中地 一石 下地 〇・八石	上地 二石 中地 一石 下地 〇・八石
地價	上地 賣買ナシ 中地 賣買ナシ 下地 賣買ナシ	上地 賣買ナシ 中地 賣買ナシ 下地 賣買ナシ
响當收量	上地 〇・八石 中地 〇・六石 下地 〇・四石	上地 〇・八石 中地 〇・六石 下地 〇・四石
	康徳元年	康徳二年
小作料	上地 二石 中地 一石 下地 〇・八石	上地 二石 中地 一石 下地 〇・八石
地價	上地 賣買ナシ 中地 賣買ナシ 下地 賣買ナシ	上地 賣買ナシ 中地 賣買ナシ 下地 賣買ナシ
响當收量	上地 〇・八石 中地 〇・六石 下地 〇・四石	上地 〇・八石 中地 〇・六石 下地 〇・四石

(註)……石は地方升

(南滿に於ける小作料率の變遷)

鐵嶺縣……本縣に於ける民國以來の騰落狀況は次の如くである。

——同縣一般調査報告書一九二頁——

小作型態	地區別	民國十年							
		第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區
銀物納	一	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石
銀物納	二	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石
銀物納	三	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石
銀物納	四	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石
銀物納	五	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石
銀物納	六	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石
銀物納	七	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石
銀物納	八	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石	二石

備考 物納二色均交は高粱と黄豆である。石は舊制を以て表はす。

同縣農家畜産に於ける騰落は次の如くである。

形態別	年代別	
	民國十一年頃	民國十三年頃
定金	三〇—三〇圓	三〇—三〇圓
定物	地方石 二・五—三・〇	地方石 二・〇—二・六
分	對半	對半
	民國十七八年頃	民國十九年頃
定金	三〇—三〇圓	三〇—三〇圓
定物	地方石 二・六—三・三	地方石 二・〇—二・五
分	對半	對半
	大同元年頃	康徳二年頃
定金	三〇—三〇圓	三〇—三〇圓
定物	地方石 一・七—二・五	地方石 一・七—二・五
分	對半	對半

法庫縣……本縣に於ける小作料騰落の趨勢を見るに金納について次に示せば次の如くである。

年代別	小作料
民國十八年頃	五〇—六〇圓
民國二十年頃	二五—三五圓
康徳二年	二〇—三〇圓

民國十七八年頃に於ては穀價は非常な高値を示し小作料最も高く、漸次幾分下向の傾向に移つたが民國二〇年頃に於ても未だ相當高く二五圓乃至三〇圓であつた。其後事變の勃發と共に治安も亂れ小作料も高きものあり低きものあり目茶々々で標準が分らない状態であつた。

同縣團山子屯……本屯に於ける騰落狀況を地價及び收量と關連して聞くに次の如くである。

分租	定 租					項 目 別 年 代 別
	金	納	物	納	納	
1	小作料	地價	高梁石當價格	高梁石當價格	高梁石當價格	
	36.00	28.00	地方石 6.00	10.00		光緒三十年
	32.00	22.00	地方石 6.00	10.00		民國二年
	36.00	30.00	地方石 6.00	5.00		民國十八年
對 半	30.00	20.00	地方石 6.00	8.00		民國十九年
對 半	30.00	20.00	地方石 6.00	8.00		康德二年

民國一八年以前には金納定租のみであつたが民國十九年より物納が甚だ多くなり又分益が出て來た事は前述せる所である。
 遼陽縣前三塊石屯……屯民の記憶を辿れば次の如くである。
 ——(遼陽資料(41)より)——

穀 價	小作料			年 代 別
	(下地)	(中地)	(上地)	
15.10				民國二年
11.00	4.50	3.00	2.00	民國三年
11.00	3.50	2.50	1.50	大同元年
11.00	3.50	2.50	1.50	大同二年
11.00	3.50	2.50	1.50	康德元年
11.00	3.50	2.50	1.50	// 二年
11.00	3.50	2.50	1.50	// 三年
11.00	3.50	2.50	1.50	// 四年
				備考

——地夫(6)番談()内は(44)番談——

遼中縣……(第一、八、九區中地)

項 目 別	年 代 別	
	西曆一八八六年	光緒一二年
天地當小作料	30吊	30吊
天地當地價	50—100吊	100—200
天地當高粱收量	5石	5石
	// 一八九四年	// 二〇年
	// 一九〇四年	// 三〇年
	// 一九二二年	民國元年
	// 一九二二年	// 一〇年

同縣黃家窩堡屯に於ける小作料の變遷狀況(中地天地當)

項目別	年代別	
	光緒一十二年	西曆一八八六年
小作料	二〇吊	二〇吊
地價	一〇〇吊	一〇〇吊
高粱收量	五〇石	五〇石
小作料	二〇吊	四〇
地價	一〇〇吊	一〇〇
高粱收量	五〇	五〇
小作料	二〇吊	二〇吊
地價	一〇〇吊	一〇〇
高粱收量	五〇	五〇
小作料	二〇吊	二〇吊
地價	一〇〇吊	一〇〇
高粱收量	五〇	五〇

同縣一設調查報告書より

又上中下地別に開いて見ると次の如くである。

地目別	年代別
上地	民國二一三年
中地	二五圓
下地	二〇圓
上地	三〇圓
中地	二五圓
下地	二〇圓
上地	四〇圓
中地	三五圓
下地	二五—三〇圓
上地	五〇圓
中地	四〇圓
下地	三〇圓

民國初年は穀價が低かつた爲に小作料も廉つたが民國十三年頃は奉天票下落の爲に小作料をいくら高くしても尙残つた穀物の方が高くなり、上地ならば一天地七〇圓にも達した事がある。事變前迄は穀價がよければ小作料も勞賃も高くなつたものであるが、事變後は勞力が餘る爲に穀價の上る割合には小作料は騰らなくなつた。〔同部落12〕番談〕

新民縣……天地當小作料額の變遷（石は地方枘）

形態別	年代別	
	物納定額	銀納定額
上	三石	四〇
中	二石	三〇
下	一石	二〇
上	三石	四〇
中	二石	三〇
下	一石	二〇
上	三石	四〇
中	二石	三〇
下	一石	二〇
上	三石	四〇
中	二石	三〇
下	一石	二〇
上	三石	四〇
中	二石	三〇
下	一石	二〇
上	三石	四〇
中	二石	三〇
下	一石	二〇
上	三石	四〇
中	二石	三〇
下	一石	二〇

新民縣地價表（天地）

砂城	年代別			
	等差別	區別		
上側	100	1		
	180	2		
	230	3		
	140	4		
	150	5		
	150	6		
	150	7		
	180	8		
40	80	110	160	均平
中側	70	1		
	140	2		
	180	3		
	90	4		
	100	5		
	100	6		
	100	7		
	150	8		
80	90	133	182	均平
下側	40	1		
	80	2		
	100	3		
	40	4		
	80	5		
	90	6		
	80	7		
	100	8		
50	50	80	120	1
100	100	150	200	2
120	120	200	250	3
50	50	100	150	4
100	100	120	180	5
100	100	120	180	6
80	80	120	180	7
120	120	180	200	8
50	90	133	182	均平
砂城	20	1		
	50	2		
	60	3		
	30	4		
	40	5		
	40	6		
	50	7		
	50	8		
30	50	80	120	1
60	100	150	200	2
70	120	200	250	3
30	50	100	150	4
50	100	120	180	5
50	100	120	180	6
50	80	120	180	7
60	120	180	200	8
50	90	133	182	均平

黒山縣家畜欄……

地目	二〇年前		一〇年前		現在	
	小作料	收量	小作料	收量	小作料	收量
上地	二・二石	四〇石	二〇石	三五石	一・八石	三〇石
中地	一・八石	三二石	一・六石	二八石	一・四石	二・五石
下地	一・二石	二四石	一〇石	二〇石	〇・八石	一・八石

小作料は高粱一色納
收量は平年の一当地當收量
單位は共に在來石とす

——同縣一般調査報告書——

A、現物(單位一响當)
盤山縣……本縣に於ける騰落の跡は次の通りである。

年次	上地	中地	下地	備考
民國十五年	四四四四	八八八八	四四四四	民國十九年大水害ノ爲 滿洲事變ニヨル農民ノ逃亡 種分收地又ハ開墾荒地(分益小作)
民國十六年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國十七年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國十八年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國十九年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國二十年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國二十一年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國二十二年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國二十三年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國二十四年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國二十五年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國二十六年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國二十七年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國二十八年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國二十九年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國三十年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國三十一年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國三十二年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國三十三年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國三十四年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國三十五年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國三十六年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國三十七年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國三十八年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國三十九年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國四十年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國四十一年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國四十二年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國四十三年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國四十四年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國四十五年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國四十六年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國四十七年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國四十八年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國四十九年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國五十年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國五十一年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國五十二年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國五十三年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國五十四年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國五十五年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國五十六年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國五十七年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國五十八年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國五十九年	四四四四	八八八八	四四四四	
民國六十年	四四四四	八八八八	四四四四	

B、現金(一响當一〇畝)

年次	上地	中地	下地	備考
民國十一年(一九二二年)	奉票 三〇〇	奉票 二〇〇	奉票 一〇〇	奉票五圓ニテ現大洋一圓 奉票一〇圓ニ付現大洋一圓 奉票大下落ニヨツテ奉票ニテ契約ス ル者ナクナル
民國十二年(一九二三年)	奉票 三〇〇	奉票 二〇〇	奉票 一〇〇	
民國十三年(一九二四年)	奉票 三〇〇	奉票 二〇〇	奉票 一〇〇	
民國十四年(一九二五年)	奉票 三〇〇	奉票 二〇〇	奉票 一〇〇	
民國十五年(一九二六年)	奉票 一五〇	奉票 一〇〇	奉票 五〇	
民國十六年(一九二七年)	奉票 三〇〇	奉票 二〇〇	奉票 一〇〇	
民國十七年(一九二八年)	現大洋 三〇	現大洋 二〇	現大洋 一〇	
民國十八年(一九二九年)	現大洋 三〇	現大洋 二〇	現大洋 一〇	
民國十九年(一九三〇年)	現大洋 三〇	現大洋 二〇	現大洋 一〇	
民國二十年(一九三一年)	現大洋 二五	現大洋 二〇	現大洋 一〇	
大元 二				民國十九年(一九三〇年)大水害ノ爲 事變ノ爲農民逃亡ス 現金契約ヲナスモノ稀ナリ
康元 二				
德元 二				
三三 年				
二二 年				
元元 年				
元元 年				
元元 年				
元元 年				
元元 年				
元元 年				

(北 滿)

(附表)第十三の(A) 屯 別 契 約 小 作 料 (單位件數)

註……戸別調査第十表小作關係表に據る

契 約 小 作 料 別	一 响 當 り 金 額										一 响 當 り 石 數					分 配 の 割 合					備 考		
	銀					納					計	三 石 未 滿	三 石 以 上	四 石 以 上	六 石 以 上	七 石 以 上	計	(地 主) (二小 作人) (八)	(地 三) (小) 七	(地 四) (小) 七		(地 五) (小) 五	計
	五 圓 未 滿	五 圓 以 上	十 圓 以 上	十 五 圓 以 上	賣却金額の四割	二の 石分 代未 滿銀	二石 以上の代銀	四の 石分 代以 上銀	全收 量の 三割 分銀	計													
海倫	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	5	3	11	—	20	—	—	—	4	13	契約小作料正確ヲ保シ難キモノ望奎四件、明水一件、克山一件、及ビ白租小作青岡七件、拜泉三件、合計十六件、ハ本表ノ數字ニ入レズ。	
望奎	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	1	—	—	16	1	17		
綏化	—	—	—	1	1	—	—	—	—	2	—	—	1	—	1	—	—	—	16	—	16		
城蘭	1	—	3	—	2	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	22	2	24		
呼蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	1	2	—	1	8	—	—	7	5	12		
巴彥	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	17	2	20	—	—	—	—	—		
青崗	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2	1	2	4	1	8		
蘭西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21	5	—	—	—	26	—	1	1	1	3		
安達	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	3	—	1	2	—	3		
肇州	—	—	1	—	—	2	2	2	—	7	2	1	16	1	1	21	—	—	—	1	1		
富裕七家戸屯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3	—	—	—	4	—	—	—	1	1		
李地房子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—	12	—	—	—	—	—		
訥河	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	1	1	9	—	1	11		
拜泉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	7	2	10	20		
明水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	6	—	—	—	7	—	8	1	5	14		
克山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	2	—	—	—	10	—	21	4	8	33		
龍鎮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3	—	4	—	2	12	—	14		
合 計	1	1	4	2	3	2	2	2	1	18	54	26	24	32	4	140	3	51	96	40	190		
合計の百分比	% 5.55	% 5.55	% 22.22	% 11.11	% 16.66	% 11.11	% 11.11	% 11.11	% 5.55	% 100	% 38.56	% 18.57	% 17.14	% 22.85	% 2.85	% 100	% 1.57	% 26.84	% 50.52	% 21.05	% 100		

次の第六章は正にその爲めの努力の端緒である。

三〇一—三〇二

(中 滿)

(附表)第十三の(B) 屯別契約小作料 (單位件數)

註……戸別調査第十表小作關係表に據る

契 約 小 作 料 別	一 响 當 り 金 額							一 响 當 り 石 數							分 配 ノ 割 合					備 考	
	拾 圓 未 滿	拾 圓 以 上	拾 五 圓 以 上	貳 拾 圓 以 上	參 拾 圓 以 上	四 拾 圓 以 上	計	三 石 未 滿	三 石 以 上	三 ・ 五 石 以 上	四 石 以 上	四 ・ 五 石 以 上	五 石 以 上	六 石 以 上	計	(地) 二(小) 八	(地) 三(小) 七	(地) 四(小) 六	折 半		計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件		件
榆 樹	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	38	44	—	—	—	1	1	
德 惠	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3	4	13	21	—	—	※	1	1	※代銀納
九 合	—	—	—	1	—	1	2	—	—	—	—	1	1	11	13	—	—	—	—	—	
敦 化	1	—	—	—	—	—	1	19	2	1	7	1	—	—	30	—	—	—	—	—	
盤 石	—	—	—	—	—	—	—	3	5	—	3	2	19	2	34	—	—	—	—	—	
海 龍	—	—	—	—	—	—	—	1	1	3	—	1	—	24	30	—	—	—	3	3	
懷 德	—	—	—	—	—	—	—	18	—	—	2	—	—	—	20	—	—	—	20	20	
伊 通	—	—	—	1	—	—	1	4	1	1	2	2	9	10	29	—	—	—	1	1	
梨 樹	—	—	—	—	—	—	—	1	—	4	1	4	2	3	15	—	—	—	9	9	
西 豐	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	1	3	37	44※	4	—	—	2	6	※内3件は代銀納
合 計	1	—	—	2	—	1	4	47	10	10	16	18	41	138	280	4	—	—	37	41	
合計の百分比	%	—	—	%	—	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	—	—	%	%	
	25.00	—	—	50.00	—	25.00	100	16.78	3.57	3.57	5.71	6.43	14.64	49.30	100	9.76	—	—	90.24	100	

四〇三—三〇五

(南滿)

(附表)第十三の(C) 屯別契約小作料 (單位件數)

註……戸別調査第十表小作關係表に據る

契約小作料別	一畝當金高							一畝當石高							分配ノ割合					契約高不定	露場	其ノ他	備考
	參圓未満	參圓以上	五圓以上	拾圓以上	拾五圓以上	貳拾圓以上	計	三斗未満	三斗以上	五斗以上	一石以上	一石五斗以上	二石以上	計	地主二小作人八	地主三小作人七	地主四小作人六	折半	計				
遼陽	18	20	8	2	—	—	48	1	—	1	2	—	—	4	—	—	—	7	7	—	—	3	
蓋平	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	9	3	1	17	—	—	—	1	1	—	—	—	
鳳城	—	2	6	1	—	—	9	—	—	3	16	3	—	22	—	—	—	6	6	—	1	3	
莊河	—	—	—	—	—	—	—	22	6	15	—	—	—	43	—	—	—	—	—	—	5	—	
盤山	2	—	—	—	—	—	2	3	—	—	—	—	—	3	1	4	—	—	5	—	—	—	
黑山	—	—	—	—	—	—	—	10	16	—	—	—	—	26	—	—	—	—	—	—	—	—	
新民	8	—	—	—	—	—	8	9	3	3	—	—	—	15	—	—	1	26	27	1	—	—	
遼中	4	5	—	—	—	—	9	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
鐵嶺	8	41	—	—	—	—	49	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	6	6	—	—	—	
法庫	9	—	—	—	—	—	9	1	10	25	—	—	—	36	—	—	—	5	5	—	—	—	
合計	49	68	14	3	—	—	134	47	36	51	27	6	1	168	1	4	1	51	57	1	6	6	
合計の百分比	% 36.57	% 50.75	% 10.45	% 2.53	—	—	% 100	% 27.98	% 21.43	% 30.36	% 16.07	% 3.57	% 0.59	% 100	% 1.75	% 7.02	% 1.75	% 89.48	% 100	—	—	—	

山林監守 1.不明 2.参考

(中 滿)

(附表)第十四の(A) 屯 別 實 納 小 作 料 (單位件數)

註……戸別調査第十表小作關係表に據る

屯	小作料實納額別	一 响 當 り 金 額						一 响 當 り 石 數							半銀、半物デ實納シタル一响當り評價額						備 考			
		拾圓未満	拾圓以上	拾五圓以上	貳拾圓以上	參拾圓以上	四拾圓以上	計	三石未満	三石以上	三・五石以上	四石以上	四・五石以上	五石以上	六石以上	計	拾圓未満	拾圓以上	拾五圓以上	貳拾圓以上		參拾圓以上	四拾圓以上	計
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件		件	件	件
榆 樹	—	—	—	—	(金納分租) 1	—	1	6	—	—	1	2	1	35	45	—	—	—	—	—	—	—	—	3石未満3件ハ實納額無シ(免除)
德 惠	—	—	—	—	—	—	1	3	—	—	1	2	2	13	21	—	—	—	—	—	—	—	—	10圓ノ未満1件未納
九 台	1	—	—	—	—	1	2	—	—	—	1	1	2	9	13	—	—	—	—	—	—	—	—	3石未満27件中16件ハ「全免」又ハ實納額無シ
敦 化	1	—	—	—	—	—	1	27	—	—	—	—	1	—	28	1	—	—	—	—	—	—	—	
磐 石	—	—	—	—	—	—	—	6	6	—	3	3	13	1	32	—	—	2	—	—	—	—	—	
海 龍	—	—	—	—	—	—	—	3	1	2	1	2	6	17	32	—	—	—	1	—	—	—	—	
懷 德	—	—	—	—	—	—	—	39	—	—	—	—	—	—	39	—	1	—	—	—	—	—	—	3石未満39件ノ中3件ハ免除
伊 通	—	—	—	1	—	—	1	8	—	3	5	1	7	4	28	—	1	1	—	—	—	—	—	3石未満3件ノ中1件ハ未納ナリ
梨 樹	—	—	—	—	—	—	—	3	1	5	2	6	2	3	24	—	—	—	—	—	—	—	—	3石未満3件ノ中1件ハ不作ノ爲免除
西 豐	(銀納分租内1件ハ免除) 3	—	—	—	—	(物納代銀納) 1	4	3	1	1	—	2	3	31	41	—	—	—	2	1	1	—	—	
計	5	—	—	1	1	2	9	96	9	11	16	19	37	113	303	1	2	3	3	1	1	—	—	
(全屯合計) 百分比	55.56	—	—	11.11	11.11	22.22	100	32.34	2.97	3.63	5.28	6.27	12.21	37.30	100	9.09	18.19	27.27	27.27	9.09	9.09	—	—	

三〇七—三〇八

註 「敦化縣=响當 (0.24 一糶石ノ事例1件アリ) —(物納定租)
「西豐縣=响當 (0.9袋一白麵ノ事例1件アリ) —(分納分租)
2.850個一滿ノ事例1件アリ」

(南滿)

(附表)第十四の(B) 屯別實納小作料 (單位ハ件數)

註……前表と同じ

實納小作料別	一畝當金高							一畝當石高							半銀半物デ實納シタル畝當り評價額						其ノ他						合計	備考			
	參圓未満	參圓以上	五圓以上	拾圓以上	拾五圓以上	貳拾圓以上	計	三斗未満	三斗以上	五斗以上	一石以上	一石五斗以上	二石以上	計	參圓未満	三圓以上	五圓以上	拾圓以上	拾五圓以上	貳拾圓以上	計	雇牛具代納	蠶場	未納	契約高不定	其ノ他			不明	計	
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件			件	件	件
遼陽	17	18	8	2	—	—	45	3	3	2	3	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	6	62		
蓋平	—	—	—	—	—	—	—	1	1	3	8	3	1	(1) 17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1) 17	(1) ハ物納定租ナルモ金納ナリ
鳳城	2	2	5	—	—	—	9	—	1	5	8	1	1	(3) 16	1	—	4	—	—	—	5	—	1	4	—	3	—	8	(3) ハ契約ハ物納定租ナルモ代銀納ナリ		
莊河	—	—	—	—	—	—	—	21	6	15	—	—	—	(1) 42	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	5	(1) ハ物納定租ナルモ代銀納ナリ		
盤山	1	—	—	—	—	—	(1) 1	8	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1) 19	(1) ハ物納定租ナルモ代銀納ナリ	
黑山	—	—	—	—	—	—	—	10	16	—	—	—	—	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26	
新民	8	—	—	—	—	—	8	15	22	3	—	—	—	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	3	51			
遼中	4	5	—	—	—	—	9	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	
鐵嶺	8	41	—	—	—	—	49	2	1	4	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	56	
法庫	9	—	—	—	—	—	9	1	10	25	—	2	—	(3) 38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(3) 47	(3) の内 (1) 件ハ物定ナルモ現金納ナリ (2) ハ物益小作ナルモ現金納ナリ
合計	49	66	13	2	—	—	(1) 130	61	61	57	19	6	2	(8) 206	1	—	4	—	—	—	5	3	6	6	1	6	—	22	(9) 363		
合計の百分比	37.67	50.77	10.00	1.54	—	—	% 100	29.61	29.61	27.63	9.22	2.91	0.97	% 100	20.00	—	80.00	—	—	—	% 100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

三〇九一三〇

(北 滿)

(附表)第十五の(A) 小作料の响當收量及び地價との割合

註 (イ)は康徳元年度、(ロ)、(ハ)は康徳二年度、
(イ)は産調資料(45)の(2)136頁より
(ロ)、(ハ)は産調資料(45)の(14)305—308頁より
(ニ)は産調資料(45)の(2) 137—138頁より

屯名	實 數									比 率						選擇農家のみに就いての比率(ニ)			
	一响當小作料評價額(イ)			一响當收量評價額(ロ)			一响當地價(ハ)			(イ)の(ロ)に對する百分比			(イ)の(ハ)に對する百分比			一小評地當り料額	一作の地せ評當り入額	同小の左作割の割合	
	上地	中地	下地	上地	中地	下地	上地	中地	下地	上地	中地	下地	上地	中地	下地				
海倫	11.52	3.77	2.92	44.92	33.69	22.46	150.00	70.00	30.00	25.64	11.18	13.00	7.68	5.38	9.40	4.84	21.72	22	
望奎	—	3.40	1.13	37.12	27.88	18.56	60.00	40.00	20.00	—	12.19	6.08	—	8.50	5.65	2.64	12.76	21	
綏化	10.04	13.17	—	41.40	31.05	20.70	160.00	40.00	30.00	24.25	42.41	—	6.27	32.92	—	9.79	25.75	36	
慶城	9.53	9.77	4.92	33.22	25.94	19.78	100.00	80.00	60.00	22.66	37.66	24.87	9.53	12.21	8.20	10.28	28.80	36	
呼蘭	24.44	9.61	7.80	49.20	29.52	19.58	140.00	60.00	20.00	49.67	32.55	39.58	17.45	16.01	39.90	9.74	25.37	38	
巴彥	20.96	18.00	16.97	37.24	27.93	18.62	20.00	10.00	4.00	56.28	64.44	91.13	104.80	180.00	424.25	—	—	—	
青岡	2.63	6.45	3.24	27.66	18.44	13.83	20.00	10.00	4.00	9.50	34.97	23.43	13.15	64.50	81.00	4.49	18.17	25	
蘭西	—	4.46	4.74	45.77	40.68	30.51	60.00	40.00	20.00	—	10.96	15.53	—	11.15	23.70	4.53	17.86	25	
安達	—	5.29	—	—	36.32	27.24	—	50.00	20.00	—	14.56	—	—	10.58	—	5.50	22.04	25	
肇州	11.57	6.78	4.53	41.30	29.50	17.70	70.00	40.00	6.00	27.89	22.98	25.59	16.57	16.95	7.55	8.69	23.91	38	
富裕	七家子	4.83	4.59	4.88	93.07	79.77	66.48	25.00	20.00	15.00	5.18	5.75	7.34	19.32	22.95	32.53	5.18	16.24	33
	李地房子	—	4.34	5.46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.77	36.72	18
訥河	—	6.69	3.48	42.62	37.88	28.41	30.00	20.00	10.00	—	17.66	12.24	—	33.45	34.80	5.17	25.62	20	
拜泉	7.57	3.21	5.15	38.61	31.59	24.57	37.00	27.00	22.00	19.60	10.16	20.96	20.45	11.88	23.40	4.35	12.59	35	
明水	3.64	5.43	4.44	27.72	23.76	19.80	30.00	20.00	10.00	13.13	22.85	22.42	16.13	27.15	44.40	6.20	17.38	36	
克山	9.14	4.40	—	47.10	37.68	28.26	200.00	100.00	50.00	19.40	11.67	—	2.57	4.40	—	4.58	18.62	25	
龍鎮	—	4.95	2.66	25.44	—	—	50.00	30.00	10.00	—	—	—	—	16.50	26.60	4.19	13.84	30	

三二一三二二

(中 瀬)

(附表)第十五の(B) 小作料の响當收量及び地價との割合

註.....{一般聴取調査による。康徳二年度。
但し、九台、懷徳は康徳三年度。

縣 屯 名	實 數									比 率						備 考	
	一响當小作料評價額(イ)			一响當收量評價額(ロ)			一响當地價(ハ)			(イ)の(ロ)に對する百分比			(イ)の(ハ)に對する百分比				
	上地	中地	下地	上地	中地	下地	上地	中地	下地	上地	中地	下地	上地	中地	下地		
德 惠	23.50	23.50	18.50	59.34	49.17	28.00	160.00	115.00	51.00	39.6	47.8	65.2	14.7	20.4	35.7	産調資料(38)72頁参照	
榆 樹	28.35	27.01	23.48	大豆 42.0 高粱 65.06 粟 60.02	53.92 50.04 48.01	40.43 40.03 35.99	200.00	180.00	160.00	44.2	53.7	30.6	14.2	15.0	14.7	榆樹縣一般調査報告書279—280頁参照	
敦 化	縣 城 附 近	20.90	19.00	14.25	—	—	—	250.00	230.00	200.00	—	—	—	8.36	8.26	7.14	滿鐵敦化試作場の調査に據りて計算
	小石頭河子附近	19.00	11.40	7.60	—	—	—	150.00	100.00	80.00	—	—	—	12.66	11.4	9.5	
	高帽頂子附近	17.10	11.40	7.60	—	—	—	80.00	70.00	50.00	—	—	—	21.37	16.28	15.2	
	大石頭河附近	19.00	17.10	9.50	—	—	—	80.00	60.00	30.00	—	—	—	23.75	28.5	31.6	
	南黃泥河附近	15.20	10.45	6.65	—	—	—	70.00	50.00	20.00	—	—	—	21.71	20.9	33.25	
馬子附近	11.40	7.60	4.75	—	—	—	80.00	40.00	20.00	—	—	—	14.15	19.00	23.75		
磐 石	—	21.00	13.90	大豆 — 玉蜀黍 — 高粱 — 粟 —	48.00 42.00 49.00 35.00	40.00 36.00 42.00 28.00	—	※ 60	※ 40	—	49.15	31.64	—	35.00	34.80	※事變後土地の賣買なきにより地價は屯民の見積りによる。再家村。	
伊 通	29.21	23.82	17.56	高粱 77.40 大豆 63.20 粟 66.80	51.60 55.30 53.26	38.70 23.70 22.80	200.00	150.00	100.00	40.8	44.6	61.83	14.10	16.1	17.56	産調資料(39)95頁参照	
梨 樹	定 租	—	31.38	高粱 — 大豆 —	50.70 69.60	42.35 58.20	—	160.00	140.00	—	53.1	52.7	—	19.6	18.7	梨樹縣一般調査報告書788—789頁参照	
	分 租	—	25.35	—	—	—	—	—	—	—	5.5	5.5	—	15.8	16.4		

三三三三四

(南滿)

(附表)第十五の(C) 小作料と响當收量及び地價との割合

註……一般調査に據る。全部康德二年度、

屯名	實			數			比			率			備考				
	十畝當小作料評價額(イ)			十畝當收量評價額(ロ)			十畝當地價(ハ)			(イ)の(ロ)に對する割合				(イ)の(ハ)に對する割合			
	上地	中地	下地	上地	中地	下地	上地	中地	下地	上地	中地	下地		上地	中地	下地	
鐵嶺	30.00	27.00	25.00	72.50	66.00	59.50	300	250	200	41.4	40.9	42.0	10.0	10.8	12.5	産調資料(40)に據る	
同上分租	36.00	30.31	27.98	//	//	//	//	//	//	5.5	5.5	5.5	12.0	12.0	14.0		
法庫	(300.00)	納物21.04	(200.00)	(高粱 17.5石)	49.64	(高粱 11.2石)	(550)	260	(350)	-	42.45	-	(5.45)	8.1	(5.71)	産調資料(41)に據る 括弧内は産調資料(45)の(14)に據る	
遼中調查屯	(金納) 50.00	(//) 35.00	(//) 20.00	-	-	-	300	200	100	}	-	-	-	16.66	17.5	20.00	括弧内は司法公署調査による
	50.00	35.00	20.00	-	-	-	300	200	100					16.66	17.5	20.00	
黑山	-	23.04	14.97	-	42.05	30.28	-	150	100	-	54.80	49.44	-	15.36	14.97	同縣一般調査報告書に據る	
莊河	-	22.01	17.62	-	64.64	54.06	-	350	250	-	35.60	32.60	-	5.6	7.0	同縣一般調査報告書に據る	
鳳城	(金納) 60.00	(//) 40.00	(//) 20.00	高粱 30石 (127.80)	// 14.0石 (58.64)	// 8石 (34.08)	1000	600	500	46.94	63.26	58.68	6.00	6.66	4.00	産調資料(45)の(14)305頁に據る	
遼陽	(金納) 50.00	(//) 35.00	(//) 20.00	高粱 20石	// 14.0石	// 12.5石	700	600	450	※45.00	※50.00	※48.00	△ 7.14	△ 5.83	△ 4.44	同上304頁に據る ※物納石數の比率 △金納租と地價の比率	
	(物納高粱 9.00)	(//) 7.00	(//) 6.00														
蓋平	(物納高粱 15石 (79.50))	(//) 12.4石 (65.72)	(//) 8石 (42.40)	高粱 30石	// 24石	// 17石	1120	950	800	※50.00	※51.66	※47.05	7.09	7.02	9.42	同上(括弧内は評價額)※石數の比率	
新民	(物納高粱 5石 (23.76))	(//) 4.0石 (17.28)	(//) 2.5石 (10.82)	高粱 11.1石	// 8.3石	// 5.6石	350	300	250	※49.54	※48.19	※44.64	6.78	5.76	4.32	同上※石數の比率	
盤山	(物納高粱 5石 (23.25))	(//) 4石 (18.60)	(//) 2石 (9.30)	高粱 8.5石	// 6.8石	// 3.4石	350	170	70	※58.80	※58.82	※58.82	6.64	10.94	13.28	同上304頁に據る ※印は石數の比率	



穀物倉庫……小作人も百响位の小作人になれば物も錢も可成り融通が利
く。其でも自分の家に住み、自分の倉庫を建てるなどといふことは出来な
いのであつて、住居も倉庫も何れも地主からの借り物である。

—(農村風景の六)—

第六章 農家經濟收支に現れたる小作の諸問題

御断り……此の章は、曩に「滿鐵調査月報」昭和十三年八月號及び十一月號に連載したものであつて、若干加除し度い箇所もあるが、一應舊稿の儘本篇に加へて御参照を乞ふ譯である。

第一節 地主の經濟收支に現れたる小作問題

(一) 地主が小作料に依存する強さ

問題を明かにする爲に純地主群に就いてその家の經濟收入の内譯を觀察して見やう。地主といふ資格で農村に居住する者は、これ等純地主の外に地主兼自作、地主兼小作、地主兼自作兼小作等、種々の様式を以つて農村構成の重要な一部を占めて居るのであるが、(産調資料(46)の(1)「農家概況」第一節及び第三節参照)、此處では耕作せざる地主に就いて問題を進めて見るのである。これ等の一群に於いて、

一、經濟收入が主として小作料收入に依存することは申す迄もないが、その依存の強さは餘りに強く、依存の仕方は餘りに密であるといふことが問題である。即ち、地主の經常的な収入のどの費目を探しても二〇%以上の重さを占める費目は見當らず、唯、小作料收入のみが全く壓倒的な重さを占めるといふ事が明かである。而もその重さの割合は極小地主、小地主等に於いては比較的輕くて、中地主、大地主となればなる程、重いのである。經濟生活に於いて

寛りのある大地主になる程小作料収入一途に依存することが、甚だしいといふ譯である。

第六十五表 (イ) 經常收入計に對する小作料収入の比率 (單位 %)

現 銀	大地主	中地主	小地主	極小地主	總 計
總 評 價	一一・四六	四・一八	〇・〇五	—	四・六九
	七二・二八	八三・二六	六三・三五	三三・二二	六七・二五

(附表第十八參照)

經常收入のみに就いても右の如き甚だしい強さの依存性を讀み取る事が出来るのであるが、これを更に臨時収入をも含めたる總収入に對比して見ても尙、小作料一途に頼り過ぎる事實が確認されるのである。

第六十五表 (ロ) 總収入に對する小作料収入の比率 (單位 %)

現 銀	大地主	中地主	小地主	極小地主	總 計
總 評 價	一一・〇〇	二・二六	—	—	三・〇〇
	六四・七	五九・七	四五・四	二〇・一	四九・九

(附表第十八參照)

而して右に加算した臨時収入の手段としては、目星しいものは貸付金の回収と他よりの借入金及び土地と大家畜の賣却であつて、生産的なる収入の途といふものは針の穴程しか開拓されて居ないのである。

右は現物經濟、現銀經濟の兩分野を總括しての事であつて、現銀經濟のみの領域に於いては小作料収入への依存性は右二表の數字では比較的薄い様に誤解される怖れがある。だが事實は反對である。この地方に於いては、小作料が現銀で直接地主に納入されるのは、地主と小作人が甚だしく遠隔の地に住んで居て穀物を運搬するのに不便であるとか、甜瓜や蔬菜等の特殊の作物を作る爲に小作して居て現物納よりも現銀納を便利とするといふ様な特別の場合であ

つて、殆ど總ての小作契約が物納であると言つて宜しい。

第六十六表 銀納と物納との比較

銀 納	銀納定租	八件	二・二%	物 納	物納定租	一四三件	三九・三%
	同 分 租	三件	〇・八%		同 分 租	一五九件	四三・七%
代 銀 納 定 租	七件	一・九%	磅 青 小 作	三二件	八・八%		
	一件	〇・三%		白 租 小 作	一一件	三・〇%	
合 計			合 計	三六四件	一〇〇・〇%		

(産調資料(45) 2) 小作關係並に慣行篇(二頁)

物納されたる小作料の内、一部が地主の自家消費に充てられ一部が賣却されて地主の現銀収入の基礎となるのである。又地主の家から賣却される現物の中には、些少の自作地から收穫された現物も含み得る譯ではあるが、この種の現物は到底地主の自家消費にも満たぬものであつて、地主の現物自家消費量の大部分はむしろ現物小作料から充當されて居るものであるから、經濟收支表の經常收入欄に掲げられた農産物賣却収入は、殆ど全部が小作料収入の一部であると看做さねばならない。従つて、現銀經濟の領域に於ける地主の小作料への依存性といふものは、直接に現銀の形で得られた小作料収入に、これ等の小作人から間接に得られた現銀収入を加算して考へねばならない。

第六十七表 現銀經常收入に於ける小作料の比率 (單位 %)

費 目	大地主	中地主	小地主	極小地主	總 計
小作料収入	一一・四六	四・一八	〇・〇五	—	四・六九
農産物賣却	八三・七六	九三・九九	六二・五二	二二・六九	七一・九八

(産調資料(45)の(11)「農家經濟收支」二・二四・七・二三頁)

斯くて現銀經濟の領域のみに於いても、地主の小作料への單純依存性は現物、現銀總括した場合に劣らず強烈なものであり、就中、中地主、大地主になればこの場合に於いて最も強烈且つ密接である。

二、然らば小作料収入以外の費目に於ける地主の經常収入はどうか。地主が直接に關與する生産的収入はどんなものであるか。どの費目を見ても小作料収入の重さに比ぶれば軽い比率ではあるが、一應それ等の費目を検討して見れば次の如くである。

第六十八表 經常収入に於ける小作料以外の収入の比率 (總評價一單位%)

費目	地主				總計
	大地主	中地主	小地主	極小地主	
農産物収入	一二・八一	八・九七	九・六六	九・五七	一〇・三七
副産物収入	六・七〇	一・二九	四・三四	一・〇六	三・八五
畜産物収入	四・八六	五・四四	四・三四	一・〇九	四・三八
副業収入	—	—	〇・一九	二・四九	三・四六
勞賃収入	—	—	六・三八	一八・六七	四・四五
雑収入	三・四五	一・〇四	一・七四	七・九〇	六・二四
					六・二四

(前掲書一・二・四・七・一三頁)

地主が専ら小作料収入に依存する狀況は前述の通りであるが、彼等とて若干の耕地は自作して居るのであつて、右に抄出した如き軽い比率の農産物収入、副産物収入はあるのである。又、自家で飼育して居る豚や鶏等の収入が若干は頭を出して居る。然し乍らこれ等の自家生産といふものも、地主の家族達が直接手を下した結果と看する事が出来るのは、小地主、極小地主の場合であつて、大地主、中地主等の場合には、大方は小作人に課せられた義務的勞働奉

仕と(小作關係第一節(四)及び第四節(四)参照) 大師傅や打更的等の家事勞働者として雇傭した者の餘暇とを以つて耕作せられて居るのである。又豚や家禽の飼育に際しても主として看猪兒等の雇傭少年勞働者を働かして居るのである。

副業収入と勞賃収入とは大地主、中地主、には皆無であり、小地主、極小地主になれば柳條柴草等の採取販賣であるとか、餘暇を見て他家に日工として賃稼ぎに働き、小遣錢の足しにして居るのであり、就中極小地主にありては勞賃収入はなくてはならぬ大事な収入である。(副業収入のうち極小地主のそれが目立つて高率の數字を示して居るのは集計上の手落ちであるらしく、龍鎮縣(1)番農家の行商及び私塾教師の収入がまぎれ込んで居るらしいから、實際はこの欄はうんと低率となり、その代り雑収入欄が遙に高率となるべきであらう)

雑収入の比率も大地主、中地主に於いては極めて低率であつて、小地主、極小地主に於いて最も高率であるが、この収入は家賃や貸金の定時利息収入の如き、又は産婆、醫師、自衛團員、教師、行商等による収入である。

従つて、地主自身が直接關與する生産的な収入といふのは、小地主、極小地主の勞賃収入の全部と、農産物、畜産物収入の僅かな一部分に過ぎない事を確認せざるを得ない。經濟的に最も活動力のある大地主になればなる程、他の生産的事業を起して、農村に於ける収入の途を開き得るのであるが、事實は全く反對である。この事は經常的な収入に就いてのみならず、臨時的な収入を併せて見ても尙痛感されることである。

三、これを要するに地主群の經濟収入は、その殆ど大部分を小作料収入に依存して居り、就中、中地主、大地主と大きくなればなる程依存性は強いのであり、この傾向は現物經濟、現銀經濟の兩分野を總括した場合に於いては勿論であるが、殊に現銀經濟の領域に於いては更に顯著である。而して、小作料収入以外の収入に對する依存性は極めて輕微なのであるが、經常収入、臨時収入の總てを通じて、費目はいろいろとあるし、又集計上の數字の中には相當の

重さを示すものもあるけれども、その實質に於いて生産的なる収入の通路といふものは、針の穴程しか開いて居ないのであり、而もこの針の穴程の通路とても、大地主等の経済的裕りのある者が積極的に開拓したのではなくて、小地主、極小地主等の窮乏化した者が、否應なしに追ひ落されて行つた最後の通路である。此處に地主といふ一群の、農村に於ける寄生的存在の一面が遺憾なく確認されるのである。

然し乍ら、右は計數に表はされ得る収入のみに就いての事であつて、封建的性質を多分に残した小作慣行を更に考慮に加ふれば、地主の寄生的性質といふものはもつと強度のものとなつて居るのである。地主の自家生産収入の如く示される農産物収入、副産物収入が、實は小作人の義務的労働奉仕に依存すること大なる旨は前にもちよつと述べたし、又、小作料収入そのものに於いても、小作料附加物として納入される量は、實際にはもつと多かるべき筈である。だけれども、収入部門に於けるこれ等の諸費用に小作人の無料奉仕が參與して居る外に、更に支出の部門に於いて小作人の參與が如何程地主群の負擔を軽減して居るか知れやしない。公租公課の分擔はその第一であらう。農舎や農具は地主から小作人に無料貸與する場合が多いといへ、その管理の爲の費用は殆ど小作人の自辨であるし、序の事に地主は自分自身の住居や設備の修繕迄、無料で奉仕して貰ふ事を忘れやしない。又、農産物を賣却する時には小作人の大車を利用するに手拔かりはないであらうし、その他凡ゆる支出費目に就いて、斯うした小作人の分擔や無料奉仕の結果であるといふ事が參酌されなければならぬ。(詳細は「小作關係並に慣行篇」(第四節(三)(四)(五)參照)これ等の諸條件は遽かに數字を以つてしては計算出来ない部分が多いし、數字で計算する事が一應は出来てもそれは實際と懸隔する怖れが多いであらうが、農家經濟收入に於ける地主群の小作料収入への依存性といふものは、これ等一切の封建的諸條件を加へて、その強さを判断せねばならぬのである。此處に謂はゞ變形又は無形のの小作料収入の擴大強化が行はれて來て居る譯である。

(二) 地主經濟に於ける小作料の行方

假令地主が如何に高率の小作料收納者であらうとも、それが農耕地に還元されて耕地の改良、地力の維持増進に與り、又は農村の公共施設とか備荒費等の如きに充當せられて、農村の共同生活に役立ち、大局に於いて農村を繁榮に導き得るものであるならば、一應その限りの理由は肯定されるであらう。だがこの資料に現れた結果は次の如くである。即ち

第六十九表 經常支出合計に對する比率 (總評價)

費目	大地主	中地主	小地主	極小地主	總計
農舍農具支出	〇・七四%	三・七七%	〇・四三%	〇・一七%	六・四〇%
勞賃支出	一六・〇七	三・二三	一・五一	—	四・二六
家畜費飼料	四・二七	四・九四	四・四二	二・八八	〇・四六
種苗肥料	〇・二〇	〇・一五	一・五三	〇・五三	〇・五九
			(前掲書一・二・四・七・二三頁)		

これ等の低率の支出と雖も、小作地に直接振り向けられる費用は、唯僅かに撈青小作の場合に地主が負擔する農具と役畜の費用が若干含まれる丈であつて、この費用を除いた農舍農具支出、家畜費飼料及び種苗肥料の費用は菜園その他自家食料を得る爲の極小面積の耕作の爲に充當されるものである。

又勞賃支出と言つても、他の耕作農家の場合に於いて専ら耕作を目的として雇ひ入れる雇農へ支拂ふ勞賃とは違ふのであつて、地主の場合に於てはこの費用の殆ど全部が料理人と家番と豚追ひとに支拂ふものであつて、全く家事費の一部をなす費用なのである。特にこの費目に限つて大、中、小、極小地主といふ順に比率の高低を極端に示して居るのは、彼等が地主としての生活程度の差違を物語つて居るに過ぎないのである。

これ等の費用の外に同じ様に極く低率であるが、大家畜購入、大農具購入がある。

第七十表 臨時支出合計に對する比率 (總評價)

	大地主	中地主	小地主	極小地主	總計
大家畜購入	三・二〇	三・三一	三・七〇	—	三・〇五
大農具購入	〇・八五	〇・三六	—	—	〇・二二

(前掲書一・二・四・七・二三頁)

この費用も前表の農舎農具支出、家畜費飼料と同様であつて、小作地の爲に向けられるのは傍青小作といふ特別な場合のものが極微少な部分を占めるに過ぎない。

斯くて經常支出、臨時支出の全支出を通じて、地主が直接自己の所有地である小作地の改善の爲に投じて居る費用が些でもありはしないかと辯護人的同情をもつて搜して見ても遺憾乍ら左様な性質の費用が出て居ないのである。

二、斯の様に一應は農業的支出として、地主群が幾分の負擔をして居る様に見えても、その割合はどの費目も極めて低率であり、而もそれ等の低率の費目に於いても實質的に小作地の再生産力維持増進の爲に投ぜられる費用は殆ど皆無と言つて良い位の結果が表はれて居る譯であるが、然らば間接にでも、公租公課として國家的負擔をなし、又、縣、保甲、屯等に對する屯民共同の公的負擔をなし、以つて彼が所有する貸付耕地の繁榮の爲に寄與して居る状態は

怎うであるか。その負擔の狀況を經營様式別に純自作、純小作の各農家群の負擔狀況と對比して見ると次の如くである。

第七十一表 經常支出に於ける公租公課の比率 (單位 %)

(イ) 地主群		大地主	中地主	小地主	極小地主	總計
費目	公租公課(a)	八・八九	一三・一三	一一・四四	四・三二	一〇・〇七
同	(b)	〇・〇一	〇・〇三	〇・三六	〇・〇九	〇・二二
(ロ) 純自作		富農(自作一〇〇响以上)	中農(自作一五〇响)	中農(自作二〇〇响)	貧農(自作二〇〇响)	半雇農(自作五〇响以下)
費目	公租公課(a)	六・八六	五・五	五・四三	〇・一四	二・三九
同	(b)	—	〇・五	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇七
(ハ) 純小作		中農(上)(小作七〇响以上)	中農(下)(小作七〇响)	貧農(小作三〇响)	半雇農(小作七〇响)	半雇農(小作三〇响未滿)
費目	公租公課(a)	二・七三	二・〇四	二・一八	一・二三	〇・四二
同	(b)	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇五	〇・一六	〇・一三

(前掲書各群小計参照)

右のうち公租公課(a)と言ふのは地稅、粮石稅、保甲費その他等の主として農業經營に關するもの、公租公課(b)

といふのは、例へば門牌費、軍隊の宿泊費等の如き(a)以外の支出を含んで居るのであるが、この表のみに従へば、地主群は純自作、純小作の各農家群に比較して、自家の経済能力に於いて最も高率の負擔をして居る様にも早合點されるかも知れない。然し乍ら、斯る比率の高さは他の費目の相対的低率に因由するものであつて、換言すれば、純自作、純小作の耕作農家にあつて農舎農具支出、勞賃支出、家畜費飼料、種苗肥料支出等の耕作の爲の諸費目が高率を占めて居るからに外ならない。だからこれ丈ではちつとも地主が自作や小作に比べて高率の負擔をして居る事にはならないのであつて、一戸當り負擔額に就いて對比して見るならば、實相は次の如き結果となつて居るのである。

第七十二表 公租公課の一戸當り負擔額 (單位圓)

(イ) 地主群		大地主(九〇响以上)		中地主(四〇〇响)	小地主(一〇〇响)	極小地主(未滿)	地主計平均
費目	公租公課(a)	七〇・八六	四八・七三	二二・七六	四・八九	二七・〇七	〇・三三
同	(b)	〇・〇八	〇・二二	〇・六五	〇・一一	〇・三三	
(ロ) 純自作		富農(自作一〇〇响以上)	中農(上)(自作二〇〇响)	中農(下)(自作五〇〇响)	貧農(自作二〇〇响)	半雇農(自作五〇〇响以下)	
費目	公租公課(a)	二八・九二	九七・〇二	三三・一八	一一・〇一	四・五二	
同	(b)	〇・〇一	〇・九六	〇・三二	〇・二五	二・三九	

(ハ) 純小作

小作農群		中農(上)(小作七〇响以上)	中農(上)(小作七〇响)	貧農(小作三〇响)	半雇農(小作七〇响)	半雇農(小作三〇响以下)
費目	公租公課(a)	四〇・三四	一八・六〇	七・二四	一・四五	〇・四一
同	(b)	一一・一八	〇・三二	〇・一四	〇・二〇	〇・三三

(前掲書各群小計参照)

即ち各群別、規模別を通じて相對比すると、純地主に於ける一戸當り負擔額は、純自作よりは遙かに低額である。といふは、若し地主が貸付地を自作した場合に當然負ふべき負擔分が小作關係に於ける租税の分勞によつて小作人側に轉嫁されて居るからである。而してこの轉嫁されたる租税負擔が小作人の生活への影響なしに完全に遂行されるならば、土地に還元される終局に於いては變りはないと言へるかも知れないが、この分勞轉嫁されたる租税負擔が小作人を強く壓迫し、小作農家の再生産力を蝕ばむ役に立つものであるならば、この分勞關係を通じて地主は貸付地の自己掠奪をなして居るものと言はねばなるまい。

前掲二表を通じて、割合に於いても一戸當り負擔額に於いても看取されるのは、公租公課(b)の負擔に於いては、下層農家に重く上層農家に却つて軽いといふことである。就中、大地主、富農に於いては比率に於ては〇・〇一%及び零%、一戸當り負擔額に於いては〇・〇八圓及び〇・〇一圓といふ、他の下層農家に比して最も軽い。換言すれば、農村の共同生活に於いて最も勢を振ふ大地主富農が、その爲の負擔は最も軽く荷つて居るといふ事になる。

約言すれば、地主が公的負擔によつて農村の繁榮に寄與し、耕地の生産力維持増進に寄與する事は寧ろ薄く、却つて生活力の弱い小作人に租税を分擔させる事によつて貸付地の自己掠奪さへもして居る事になる、といふことが、この經濟支出の公租公課の費目に就いて讀み取られるのである。

而してこの費目に於ける支出が占める割合は、他の農業的支出の各費目が占める割合と同じく、地主の支出内に於

5ではさして高率なものではないのである。

三、本節の最初に述べた様に、殆ど大部分を小作料収入に依存して居る所の地主の經常収入は、支出の部門に於いては前述の如く、生産の爲に還元される事極めて薄く、壓倒的高率の部分が地主の生活費として消費されて行くのである。

第七十二表(イ)生活費支出の經常支出計に對する比率(單位%)

費目	大地主	中地主	小地主	極小地主	地主計
生 活 費	五七・三四	六四・八六	六六・五七	八二・六二	六五・二九
燃 料	六一・〇〇	二四・二一	七・九八	五・〇二	五・六五
雜 支 出(b)	五・五一	七・〇〇	五・一五	二・五二	五・三七

(前掲書一・二・四・七・三三頁)

即ち、生活費としては當然燃料及び家賃等の雜支出(b)に含まれた費用をも併せて考へなければならぬのであるが、斯うして見ると實質上の生活費經常支出は、最低大地主の五八・九五%、最高極小地主の九一・一六%、地主計に於いては平均七六・三二%迄を占めて居る。而して大地主に低率で極小地主に下る程高率なのは經常支出合計の絶對額が下層になる程些少な爲めに、唯相對的に比率が高くなるだけであつて、一戸當支出額は言ふ迄もなく大地主になる方が多額なのである。

第七十三表(ロ)生活費支出の一戸當總評價額(單位圓)

費目	大地主	中地主	小地主	極小地主	地主計
生 活 費	四五七・二七	二四〇・五二	一三三・五一	九五・八三	一七五・一八
燃 料	四八・六四	八・九九	一五・八八	五・八二	一五・一八
雜 支 出(b)	四三・九六	二五・九七	一〇・二五	二・九三	一四・四二

(前掲書一・二・四・七・三三頁)

地主の生活費が大きいといふことは、以上の如く單に經常支出のみに就いても顯著な事實であるが、尙この外に臨時支出の中に掲げられた次の費目がある。即ち冠婚費、葬祭費、醫療費がこれである。これ等の費用は支出としては成程臨時的なものであるが、これが賄はれる収入源に於いては經常収入、臨時収入の何れにも依存して居るのであり、而して又、臨時支出といふのは一年乃至數年の短期間を限つて言へば臨時的なものであるが、長い眼で農家の一定の生活といふ觀點から見れば、無ければならぬ恒常的支出でもあるのである。従つて、經常臨時合せた總収入に於いて尙最高大地主の六四・七%平均四九・九%を小作料に依存する地主が、如何にその多くを自家の消費的生活の爲に惜し氣もなく流して居るかは、前の經常的生活費にこれ等の臨時的な生活費を加へて考察すると、もつとはつきりなるのである。

第七十四表 地主の冠婚葬祭醫療費 (比率は臨時支出計に對し、單位%) (比率は總評價額・單位圓)

費目	大地主	中地主	小地主	極小地主	地主計
冠 婚 費	一	三一・五六	一五・九七	一一・二六	一七・〇一
葬 祭 費	一六・九八	四六・五四	一五・九七	四・二九	一五・九六
醫 療 費	二四・〇〇	一	四・二三	一	四・六三
比率	二・二二	三・七三	二・八八	一・一一	二・七七
一戸當	三・〇〇	五・五〇	二・八六	〇・四三	二・五九

(前掲書一・二・四・七・三三頁)

即ち臨時支出の中に於いて右の費目は重要な部分を形成して居る事は單に特定の一年間をとつて見ても斯くの如

くであるが、この費目の地主的性質は、小作人の場合と對比すれば尙更明瞭となるのである。

第七十五表 小作人の冠婚葬祭醫療費 (前表に同じ)

費目	小作人群別		中農(上) (小作七〇响以上)	中農(下) (小作七〇响)	貧農 (小作三〇响)	半雇農 (小作七〇响)	同 (小作三〇响未満)
	比率	比率					
冠婚費	比率	比率	八・五一	四・五六	一・三二	三〇・〇六	二・二三
葬祭費	比率	比率	五・三八	五・三二	三・四八	一・一	八・七七
醫療費	比率	比率	一・二六	一・二六	一・二六	一・二五	一・二五
	比率	比率	〇・八二	〇・八二	〇・八二	〇・八二	〇・八二

(前掲書四〇六・九二・二七・三三七頁)

斯うして見れば地主の生活と小作人の生活とは全く比較にならない。偶々比率丈では小作人でも三〇%、一八%の費用を出して居るかと思へば、その實際の金額は二・三圓、一・二四圓といふ極零細な金額でしかない。冠婚葬祭費の如きは古來の習慣として無理の利く限りは張れるだけ張り込むのである。一生に一度のこの費用丈は小作人とても決して出し惜しみはしないのだけれども出すべき何ものをも有しないのである。

「大地」の王龍が「妻を迎へる日」、四錢の理髮代を「二錢に負けてくれ」、と言つて床屋に嘯はれる。全部勘定して見て「銀貨が六枚と、銅貨が二握り位」しかない所持金で、豚肉二斤を買ひ、注意深く見守つた後すこし躊躇してから五十匁ばかり買ひ足す。花嫁の阿蘭を迎へて歸る途中、市街を圍む城壁の樓門のところ銅錢二つを出して桃を六つ買つて與へる。斯うした零細な結婚費を費つたのを見て、父親の老人は、内心では息子が近所の人々を招待したことを

喜んでゐるのだけれども、嫁が最初から贅澤になつては困ると思つて「お前は、また金を使つたか？」といつて呷鳴る。小作農の結婚費の如き、正しく斯うなのである。

醫療費、それは假令いんちきな漢方醫藥であらうとも、勞働力を維持恢復する爲にも亦自己の生命そのものを保つ爲にも無くてはならぬ費用である。而もこの費用に於ける地主と小作人の懸隔は全く甚だしい。地主が餘計病氣に罹つて、小作人がより健康だといふものではない。地主側にこれ丈の潤澤な支出をさせる爲に、小作人の醫療費がこれ丈節約されて居る事を示して居るに過ぎないのである。

かくて、冠婚葬祭費、醫療費支出の前述の如き割合と金額とは、農民の生活程度を知る有力なる一指標として、地主の場合に於いては最もその浪費的性質を示して居る。

四、以上を要するに、地主に收納されて彼等の經濟收入の一本柱となつて居る小作料は、一度び地主の手を経由して支出される部面になると、次の如き結果となる。

(1) 農業再生産の爲に支出されるのは、極く僅かの割合でしかなく、唯、狭少の菜園自作の場合と、傍青小作の如き特別の場合でしかなく、地主の支出全體から實質的に見れば問題にならない程僅かなものである。

(2) 公租公課の負擔に於いても、若し彼等が自作經營した場合に負擔せねばならぬであらうよりは遙かに低率であり、それ丈の部分は小作人に分擔せしめて居るのであつて、その爲に却つて自己の貸付地の地力を自ら掠奪する結果になるであらう。

(3) 支出の壓倒的部分を占めて居るのは生活費であつて、斯くの如き生活費の膨脹は全く地主的特質をもつた非生産的なものであり、且小作人のそれと對比して見るならば甚だしく浪費的なものである。

(三) 地主の高利貸的現状

前の二節では、地主に於いて、主として小作料の流れを中心として、収入から支出への過程を考察して見たのであるが、地主の農村に於ける性質、役割を特徴づけるもう一つの流れがある。

収入の部門に於ける借入額、貸付金回収額、土地及び大家畜の賣却による収入であり、支出の部門に於いては貸付額、借入金返済額、土地・大家畜・大農具の購入の爲の支出がこれである。而してこれ等の收支部門に於いては、収入の側に於いてはこれ等の諸収入が、小作料収入を大支柱とするその他の諸部門の収入と渾然一體をなし、以つて此處に掲げる諸支出の源泉となつて居るのであるが、而もこの收支部門を考察すると地主の高利貸的性質が露に示されて居るのである。即ち一面に於いては主として小作料収入に依存する農村の寄生的存在が明かにされたのであるが、斯る事を可能ならしめ、寧ろ拍車をかけるのが、此處に所謂高利貸的役割なのである。

一、先づ貸借の關係を見ると、貸付額及び返済額は地主の臨時支出中の大宗である。

第七十六表 地主の貸付額と借入金返済額 (臨時支出百に對する比率・單位圓)

費目	地主群別				地主計
	大地主	中地主	小地主	極小地主	
貸付額	六四・八五	四四・九二	三三・八四	八・三四	三八・六六
一戸當	九一・六六	三六・〇九	三三・六七	三・二〇	三六・三七
返済額	—	—	一七・五五	五一・三四	一四・四三
一戸當	—	—	一・八三	一七・四六	一九・七一
					一三・五四

(前掲書一・二四・七・二三頁)

即ち、比率に於いても一戸當總額に於いても、他への貸付額は借金の返済額に比べて遙かに超過して居るのであつて、地主は農村に於ける債務者としてではなく、債権者として君臨して居る事が示される。これを大小の群別に見ると、貸付額に於いては大地主になればなる程比率も一戸當り金額も大きくなり、返済額に於いてはその正反對である。就中大地主に於いては返済皆無であり、中地主に於ても極く低額であつて、假令彼等にそこばくの借金があるにしてもそれは全く火のつく様な催促を受ける事のない借金であるから、調査年度に於いては敢えて狼狽して返済する必要がなかつたといふ事を物語る。これが小地主、極小地主になると全く逆となり就中極小地主となれば、最早返済の方が貸付を超過してさへ居るのであつて、他人に金を貸すよりは他人からの借金の返済に追はれて居るといふ事になる。これを臨時収入の方から見ても、借入額と回収額とが斷然高率高率である。唯この部門に於いて支出の場合と異なるのは、借入額の方が大地主を除いて大部超過して居り、地主の債権者の性質が反對の様にも早合點される恐れがある。然し乍ら決して左様ではないのであつて、他人に貸付けた金は最も有効に回収の實績を挙げつゝあると同時に、自身は有利なる低利資金を借入れて、更に他に貸付けて高利を得る手段に轉じて居るのである。

第七十七表 地主の借入額と貸付金回収額 (臨時収入百に對する比率・單位圓)

費目	地主群別				地主計
	大地主	中地主	小地主	極小地主	
借入額	一五・八六	五〇・六八	五二・四〇	四八・〇四	四七・五九
一戸當	一三・六〇	八一・四三	四九・八六	三五・二六	四六・四七
回収額	八四・一四	一八・二三	一二・三五	一五・七一	二二・五五
一戸當	七二・一四	二九・二三	六・八四	一一・三九	二二・一八

(前掲書一・二四・七・二三頁)

即ち、この表に觀れば回収額に於いては、大地主になればなる程貸金回収の實績を擧げて居る反面に、幾何の返済額をも必要としない大地主中地主迄が、他から借りる場合に於ては皆抜け目なく借りて居るといふ、大地主の高利貸的性質が忌憚なく窺はれて居るのである。

二、更に斯る地主の性質を明かにする爲に、地主の負債の借入先を探つて見ると、地主全部で總負債額の八七%迄が春耕貸款と農家からの借入れであり、これ等の負債は最も有利な負債なのである、而して營利的貸付業者、商人、雜業者等からの不利な負債といふものは、地主全體の負債額から言へば、殆ど問題とするに及ばない程度のものである。

第七十八表 地主の借入先別負債額百分比 (單位%)

借入先	大地主	中地主	小地主	極小地主	地主平均
春耕貸款	100.00	53.77	14.10	6.59	34.91
農家		31.83	70.54	76.43	52.45
營利的貸付業者			2.30	4.59	1.66
商人			0.11		1.00
雜業者			8.64	3.88	4.45
不明			9.07	12.39	5.53
負債額總計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(産調資料(45)-6)農家の負債並に貸借關係篇(七九-八〇頁)

これ等の借入先に就き、大小の地主別に觀れば、大地主は唯春耕貸款文を100%借りて居るのみであり、中地主に於いても春耕貸款が全く高率であり、營利的貸付業者よりの負債は一文もない。然るに小地主、極小地主になれば

なる程春耕貸款の如き有利な負債が低率となり、營利的貸付業者への最も不利なる負債が重味を加へてくる。

次にこれ等の負債を用途別に検討して見れば、地主全體に於いて、投資貸付の爲の負債が最高率であつて、表に示された數字丈ですら二三・三三%を占める。これは他の農家群にあつては稀であつて全く地主群の一大特長である。

第七十九表 地主の用途別負債 (單位%)

用途別	大地主	中地主	小地主	極小地主	地主平均
生活費關係臨時支出	9.16	23.99	21.42	47.76	21.20
生活費關係臨時支出		31.76	21.13		21.52
農耕關係臨時支出	65.79		4.04		13.83
農耕關係臨時支出	2.44		8.06		4.92
租稅公課		2.28	1.14	4.87	1.76
舊債返還		21.72	13.97	43.03	14.28
投資貸付	22.61		31.83		23.32
其他		21.25	4.07	4.43	6.15
不明			3.34		2.02
負債額總計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(産調資料(45)-6)農家の負債並に貸借關係篇(二二-二四頁)

然し乍らこの表に掲げられた用途なるものは、全く名目上の用途であつて、實際にこれ等の資金が動いて行く経路は到底この表の通りに呑みにする譯には參らないのである。一例を擧ぐれば大地主にあつては農耕費を目的とする負債が金額の六五・七九%といふ他に類例のない高率を示して居るが、これは地主が國家に嘘をついて居る事の告白に過ぎないのである。實際の金額を調べて見れば大地主全部で農耕費としては、農具支出、勞賃支出、家畜費飼料、

種苗費、肥料支出、運搬費、土地購入、大家畜購入、大農具購入のために支出した金額は最も大目に計算してやつても七二六圓丈けしか支出しなかつた（前掲書二頁参照）のに、國庫から借入れる時は九七九圓二八錢は農耕費に向けると言つて借りた譯である。（貸借關係篇七頁の表参照）。もうこれ以上詮議立てる必要はない。要するに、農耕費といふ名目で地主が多額の借入れをなし、これを他に又貸したのである。

斯る用途を群別に見れば、小地主、極小地主になる程、生活費や舊債返還の爲めの負債が高率となる事は當然の行き方であつて、地主の高利貸的役割を最も露骨に演じて居るのは大地主に於いてなのである。

三、結局、地主の負債及び經濟收支に於ける借入金、貸付金の流れといふものは、小作料の流れと同様に、或はもつとこれ以上に、生産への寄與、農村の繁榮といふ事とは離れた線に沿うて動いて居るものである事が示されて居る。而して、この流れを導いて居る地主の役割は高利貸的なものでしかなく、斯る性質は大地主になればなる程甚しくなつて居る事實が明かにされて居るのである。

第二節 小作人の經濟收支に現れたる小作問題

(一) 小作人の經濟收入の貧弱さ

以上に述べた様に、地主が専ら依存する所の小作料、而もそれは生産的部面には殆ど支出されずに全く地主の優位を誇るための浪費的部面にしか振り向けられず、加ふるに農村に於ける高利貸的役割を果たさしめるための財源を塞ぐに過ぎない小作料、これを負擔する側の小作人の經濟生活を考察して見る。一般に滿洲農村に於ける小作料は高率であり、農業生産力の發展を阻害し農村構成の痛となつてゐる事が論議されて來てゐるのであるが、果して現行小作料は高いのか低いのか、高いとすればどの程度迄高いのか、といふ點になると様々の標準から論ぜられ得るのである。或は土地の收穫量との關係に於いて、或は地價との關係に於いて、或は又他の一般金利と土地投資の利廻りといふ點に於いて。時としては現行小作料は決して高率ではなく又不當でもない、寧ろ利廻りなどから言へば低率ではないかといふ見界もあるのである。然し乍らこの問題は、土地、資本、金利といふ様なものを抽象化して部分的に考察したのでは正しく判断される事は出来ないであつて、農村に於ける諸般の經濟的社會的關係を具體的に全面的に掴まなければ當を得ることは無理であらう。勿論出来る丈の方法を盡して判断の指針を豊富にし度いのであるが、この稿では農家經濟全體といふものに着目して、種々の地主、種々の小作人の經濟生活に於いて小作料が如何なる役割を果しつゝあるかといふ問題を考へてゐるのである。

一、小作人の經濟收入は他の耕作農家に比して極めて單純である。唯々小作地を耕して收穫する外には經常收入の